都道府県自立支援協議会の機能と役割

自立支援協議会のあり方を探る





財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

都道府県自立支援協議会の機能と役割

自立支援協議会のあり方を探る





財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

はじめに

「障害者自立支援法」施行の平成18年度以降、国は、全国すべての地域に「地域自立支援協議会」の設置を 求めてきました。

そして、機会をとらえては、全国都道府県担当者に、市町村設置率の最新情報を提示しながら、「地域自立支援協議会」設置のテコ入れをしてきました。

この働きかけを受けて、都道府県も、未だ「地域自立支援協議会」が設置されていない市町村に対しては、 一日も早い立ち上げを促してきました。

当委員会は、こうした方向を受けて、この3年間、いかに、「地域自立支援協議会」を活性化させていくか、 そのために、実施主体である市町村に対して、都道府県が、「地域自立支援協議会」の必要性をいかに訴え、市 町村にコミットしていけるか、更には、地域のエンジンとなる相談支援事業とのかかわりはどうあるべきかを 検討の主たるテーマとしてきました。

こうした検討の成果を、平成19年度には「自立支援協議会の運営マニュアル」として、また、平成20年度には「自立支援協議会の活性化に向けて」(「アドバイザーとともにつくる、地域支援システム」事例集)としてまとめてきました。

しかし、ここに至って、活性化を求められてきた市町村側から、また、地域の相談支援事業所側から、都道府県はどうなのか?「地域自立支援協議会」の活性化を求める一方で、その活性化を求める当の都道府県が本来取り組むべき「都道府県自立支援協議会」は果たして活性化された状況にあるのかという課題が提起される状況になってきました。

その中で、「都道府県自立支援協議会」は、「地域自立支援協議会」と比べて、その「機能や役割」を明確に することの困難さが浮き彫りとなってきました。

また、既に都道府県に設置されている、同種の協議会(「施策推進協議会」「審議会」等)との整理の困難さ も明らかになってきました。

この報告書は、こうした状況下にある「都道府県自立支援協議会」が果たすべき「役割と機能」を改めてとらえ直し、さらには、協議会の活性化がもたらす成果についてまとめられています。

地域で暮らすお一人、お一人の当事者の方を中心に、関係機関のチームアプローチから見えてきた地域の課題を明らかにしつつ、地域で解決していく方策を探っていく。

しかし、解決困難な課題や広域にわたる課題について、さらに都道府県レベルに持ち上げていく、さらには、 できれば、国レベルまで持ち上げていくことができたときに、初めて、「自立支援協議会」の存在意義が明確に なっていくと思います。

地域の課題が、全国各地で展開されている「地域自立支援協議会」の議論を通じて、全国で共有化されていくためにも、「都道府県自立支援協議会」の果たす役割にはとても重いものがあると思います。

福岡 寿 (北信圏域障害者生活支援センター:本事業委員長)

目 次

第1章	都道府県自立支援協議会の現状	. 6
第1節	調査の概要	6
第2節	アンケート集計結果表	10
第2章 者	郡道府県自立支援協議会の機能と役割	16
第1節	地域の実態把握、情報の共有機能	16
第2節	地域の相談支援体制のバックアップ機能	18
第3節	全都道府県的課題の抽出(整理)機能	20
第4節	広域・専門的相談支援の調整機能	22
第5節	人材育成機能 ·····	24
第3章 者	郡道府県自立支援協議会の実践例	26
第1節	「地域の実態把握、情報の共有機能」の好事例 【香川県】	26
第2節	「地域の相談支援体制のバックアップ機能」の好事例 【神奈川県】	39
第3節	「全都道府県的課題の抽出(整理)機能」の好事例 【滋賀県】	53
第4節	「人材育成機能」の好事例 【広島県】	69
第4章 替	邹道府県自立支援協議会の活性化に向けた重要ポイント	85
第1節	地域の実態把握、情報の共有機能を向上させるには	85
第2節	地域の相談支援体制のバックアップ機能を向上させるには	88
第3節	都道府県自立支援協議会と地域自立支援協議会の連携の必要性	91
第4節	アドバイザーに期待するもの	94
第5章 で	これからの都道府県自立支援協議会	97
第1節	事業の成果	97
第2節	都道府県自立支援協議会の展望	00
資料編 :	全都道府県調査様式	02

第1章 都道府県自立支援協議会の現状

第1節 調査の概要

1. 調査目的

都道府県自立支援協議会の全国的な運営状況を把握し、都道府県の自立支援協議会担当者相互に取り組み状況の情報交換を行うことを通じて、実効性のある都道府県自立支援協議会の運営手法を全国に普及させるために、都道府県自立支援協議会運営連絡会議事前課題として都道府県自立支援協議会の運営状況に関するアンケート調査を実施した。

2. 調査対象・回収状況

調査対象	配布数	回収数	回収率
都道府県	全数 (47件)	47 件	100%

3. 調査時期

平成21年11月~22年1月

4. 調査方法

○都道府県自立支援協議会運営連絡会議に参加する都道府県行政担当者に、電子メールで調査票を配布し、電子メールで回収した。

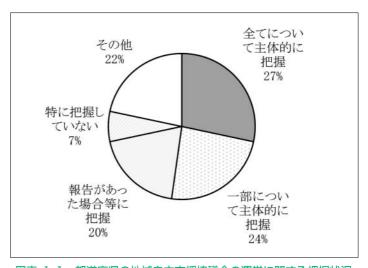
5. 結果概要

- (1) 地域の実態把握、情報の共有の現状
- ○都道府県として地域自立支援協議会の運営状況についてどの程度把握しているかをみると、「全ての地域自立 支援協議会について、都道府県として主体的に、具体的な運営の内容を把握している 」とした都道府県が

都道府県として主体的に、具体的な運営の内容 まで把握している」とした都道府県が24%で、 過半の都道府県は主体的に地域の実態把握に努 めていた。

27%、「一部の地域自立支援協議会について、

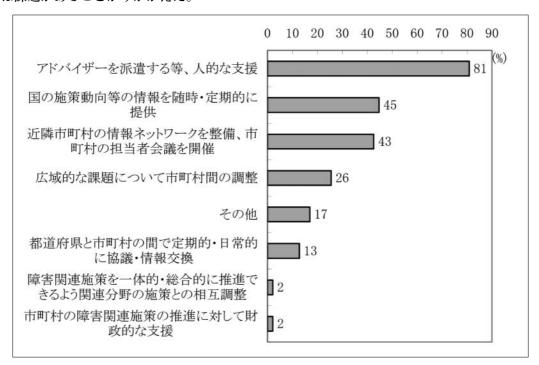
- ○一方、「市町村・圏域からの報告があった場合等に具体的な運営の内容まで把握している」とした都道府県が20%、「地域自立支援協議会の状況については、特に把握していない」とした都道府県が7%あった。
- ○このことから、全国的に都道府県が地域自立支 援協議会をはじめとした地域の実態把握、情報 の共有について十分な役割を果たしているかを 考えると、まだ発展途上といえる。



図表 1-1 都道府県の地域自立支援協議会の運営に関する把握状況

(2) 地域の相談支援体制のバックアップの現状

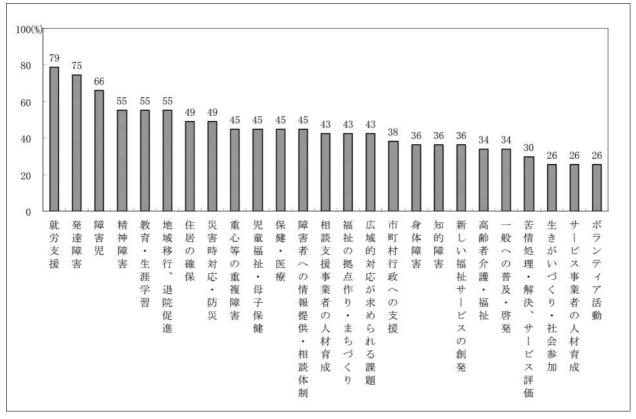
- ○都道府県として地域自立支援協議会の運営に対してどのような支援を行っているかをみると、「市町村の障害関連施策の推進に対して、アドバイザーを派遣する等、人的な支援を行っている」とした都道府県が81%、「市町村に対して国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供している」とした都道府県が45%、「近隣市町村が相互に協力・連携しながら障害関連施策を推進できるよう情報ネットワークを整備したり、市町村の担当者会議を開催したりしている」とした都道府県が43%あり、人的な支援のほか、情報そのものや情報交換できる場の提供で地域自立支援協議会の運営を支援している現状が明らかとなった。
- ○一方で、広域的な課題に関する調整や関連分野の施策との相互調整について取り組んでいる都道府県は少ない。今後、地域自立支援協議会が、現在の都道府県からの支援等を背景にしながら実効性ある組織として全国的に動き始め、具体的なアクションを起こし始めた段階で、都道府県がその活動をどう下支えできるかという点には課題があることがうかがえた。



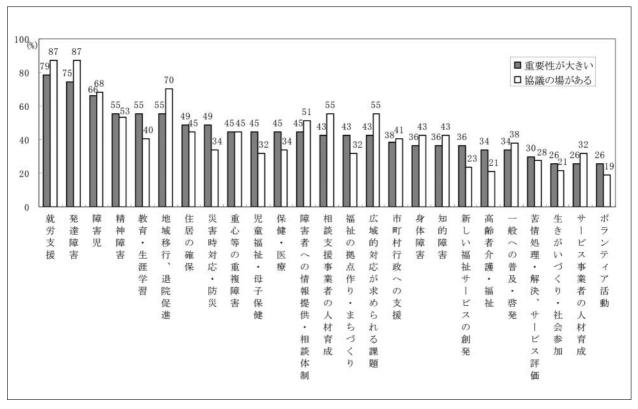
図表 1-2 都道府県の地域自立支援協議会の運営に対する支援状況

(3) 広域・専門的相談支援の調整の現状

- ○広域・専門的な調整を要する内容も多い障害関連施策を都道府県内部の関係各課が一体的・総合的に推進することについて、障害関連施策の主管部署ではどの程度重要と考えているかを聞いたところ、「就労支援」 「発達障害」「障害児」「教育・生涯学習」「地域移行、退院促進」の順に重要性を感じている項目があがった。
- ○では、重要性を感じているこれらの項目について、具体的に関係各課が施策を一体的・総合的に推進するために、都道府県自立支援協議会やその他の都道府県の会議体を通じて連携・相互調整を取っているかをみると、重要性を感じる割合が高い一方で協議の場がない項目として、「教育・生涯学習」「災害時対応・防災」「児童福祉・母子保健」「保健・医療」「福祉の拠点づくり・まちづくり」「新しい福祉サービスの創発」「高齢者介護・福祉」等があがった。
- ○これらの項目について今後都道府県自立支援協議会としてどう受け止めるのか、都道府県自立支援協議会で協議しない場合には、都道府県自立支援協議会で挙がってきた課題をどのように解決に向けた協議の場にあげていくのか検討する必要がある。



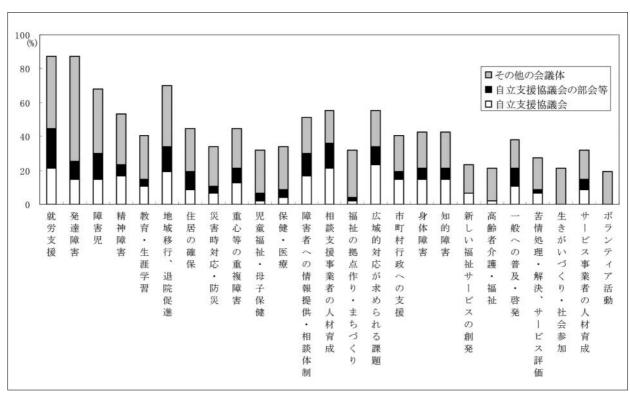
図表 1-3 障害関連施策を都道府県内部で一体的・総合的に推進することの重要性



図表 1-4 障害関連施策を都道府県内部で一体的・総合的に推進するための連携・相互調整に関する協議の場の有無

(4) 全都道府県的課題の抽出(整理)機能

- ○都道府県として重要性を感じている項目について、具体的に関係各課が施策を一体的・総合的に推進するために、都道府県自立支援協議会やその他の都道府県の会議体を通じて連携・相互調整を取っている場合に、その協議をしている会議体の種類をみると、必ずしも都道府県自立支援協議会やその部会等でない場合も多い。
- ○会議体を増やし屋上屋を重ねることは効率性の観点からみて得策ではないので、関係各課が施策を一体的・ 総合的に推進するために連携・相互調整を取る場があれば、都道府県自立支援協議会やその部会等でなくて も、特に問題はないと考える。
- ○しかし、これらの項目について都道府県自立支援協議会やその部会等で議題にあがり課題提起がなされた場合には、その解決方策について検討する適切な会議体へ遅滞なく報告し協議を依頼する、また、当該会議体から解決に向けた具体的なアクションを求められた場合には、真摯に受け止め迅速に行動を起こせるよう、事務局担当者や会議体の長の間で定期的な情報交換を行う機会や人的ネットワークを構築することが重要である。



図表 1-5 障害関連施策を都道府県内部で一体的・総合的に推進するための連携・相互調整に関する協議の場の種類

第2節 アンケート集計結果表

1. 都道府県自立支援協議会の状況

(上段:回答件数 下段:%)

	設置済み
サンプル数	47
平成18年9月以前	6 12.8
平成18年10月~平成19年3月	16 34.0
平成19年度	23 48.9
平成20年度	2 4.3

図表 1-6

都道府県自立支援協議会の設置時期

(上校,四百斤家	1 +2.0
	合計
サンプル数	47
新規の会議体として設置した	30 63.8
既存の会議体に都道府県自立支援協議会の機能も持たせ二枚看板の会議体として設置した	7 14.9
既存の会議体を都道府県自立支援協議会として位置づけ直した	8 17.0
その他	1 2.1
無回答	1 2.1

図表 1-7 都道府県自立支援協議会の設置経緯

	サンプル数	最小値	最大値	平均値
合計	45	5.0	33.0	16.8

図表 1-8 都道府県自立支援協議会の委員定数

(上段:回答件数 下段:%)

	合計
サンプル数	47
学識経験者	37 78.7
委託相談支援事業者の役職者	18 38.3
委託相談支援事業者の現場職員	18 38.3
指定相談支援事業者の役職者	9 19.1
指定相談支援事業者の現場職員	4 8.5
障害者就業・生活支援センター	18 38.3
発達障害者支援センター	9 19.1
障害福祉サービス事業者の役職者	31 66.0
障害福祉サービス事業者の現場職員	8 17.0
障害当事者·団体	30 63.8
障害者の家族・団体	22 46.8

	合計
医療機関(病院·診療所)	20 42.6
保健所・保健センター	8 17.0
その他保健・医療関係団体・施設	16 34.0
介護保険の地域包括支援センター職員	1 2.1
その他高齢者福祉関係団体・施設	1 2.1
特別支援学校等の学校	14 29.8
保育所·幼稚園	1 2.1
教育委員会	13 27.7
児童福祉関係団体·施設	4 8,5
地域自立支援協議会委員	8 17.0
市町村行政担当者	34 72.3
都道府県行政担当者	18

	合計
民生•児童委員	2
八工 八里女只	4.3
ボランティア団体	2 4.3
CONTRACT CONTRACT CONTRACT CONTRACT	12
都道府県社会福祉協議会	25.5
土曜日生生人を対力され	2
市町村社会福祉協議会	4.3
公共職業安定所(ハローワーク)	14
公共職業女正所(ハローリーリ)	29.8
労働関係団体	16
力國民际団件	34.0
商工団体	4
- 1011年	8.5
民間団体	4
KHMT	8.5
市民団体	2
THE SEATT	4.3
一般住民	0
actors.	0.0

図表 1-9 都道府県自立支援協議会の委員の属性

(上段:回答件数 下段:%)

	合計
サンプル数	47
都道府県自立支援協議会設置と同時に部会・プロジェクトチームの全てを設置した	3 6.4
都道府県自立支援協議会設置と同時に部会・プロジェクトチームの一部を設置し、後から一部を追加設置した	5 10.6
都道府県自立支援協議会を設置した後に部会・プロジェクトチームを設置した	18 38.3
部会・プロジェクトチームは設置していない	21 44.7

図表 1-10 都道府県自立支援協議会の部会・プロジェクトチーム等の有無

(上段:回答件数 下段:%)

	設置済み
サンプル数	26
平成18年9月以前	1 3.8
平成18年10月~平成19年3月	3 11.5
平成19年度	12 34.6
平成20年度	6 34.6
平成21年度	4 15.4

図表 1-11 都道府県自立支援協議会の部会・ プロジェクトチーム等の設置時期

	サンプル数	最小値	最大値	平均值
合計	26	1.0	6.0	2.7

合計

26.9

図表 1-12 都道府県自立支援協議会の部会・ プロジェクトチーム等の数

サンプル数	26
学識経験者	14 53.8
委託相談支援事業者の役職者	8 30.8
委託相談支援事業者の現場職員	17 65.4
指定相談支援事業者の役職者	4 15.4
指定相談支援事業者の現場職員	4 15.4
障害者就業・生活支援センター	16 61.5
発達障害者支援センター	7 26.9
障害福祉サービス事業者の役職者	10 38.5
障害福祉サービス事業者の現場職員	7 26.9
障害当事者·団体	8

障害者の家族・団体

	合計
医療機関(病院·診療所)	5 19.2
保健所・保健センター	6 23.1
その他保健・医療関係団体・施設	7 26.9
介護保険の地域包括支援センター職員	0.0
その他高齢者福祉関係団体・施設	0.0
特別支援学校等の学校	5 19.2
保育所·幼稚園	1 3.8
教育委員会	5 19.2
児童福祉関係団体·施設	1 3.8
地域自立支援協議会委員	7 26.9
市町村行政担当者	13 50.0
都道府県行政担当者	12 46.2

(上段:回答件数	下段:%)
	合計
民生•児童委員	0
	0.0
ボランティア団体	0.0
都道府県社会福祉協議会	4
印起仍然压去描述励威云	15.4
市町村社会福祉協議会	1
113.13 [T. 22] [H] [H. [M] [K] [Z]	3.8
公共職業安定所(ハローワーク)	4
公共観光女儿//(シューラーラ)	15.4
労働関係団体	7
力则因怀回怀	26.9
商工団体	3
周工団体	11.5
民間団体	2
民间回译	7.7
市民団体	0
41四天1111	0.0
一般住民	0
双注氏	0.0

図表 1-13 都道府県自立支援協議会の部会・プロジェクトチーム等の委員の属性

11

	協議会				部会等			
	サンプル数	最小値	最大値	平均值	サンプル数	最小値	最大値	平均値
平成18年度	22	0.0	4.0	1.5	4	0.0	13.0	5.0
平成19年度	45	0.0	7.0	1.9	16	0.0	42.0	7.4
平成20年度	47	0.0	7.0	2.0	22	0.0	58.0	10.7
平成21年度前半	47	0.0	3.0	0.6	26	0.0	8.0	3.0

図表 1-14 都道府県自立支援協議会の開催実績

N=45	専従	兼務	合計
都道府県行政	0.2	2.2	2.4
市町村行政	0.0	0.0	0.0
相談支援事業者	0.0	0.1	0.2
その他障害福祉サービス提供事業者	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.2	0.3
合計	0.3	2.6	2.8

図表 1-15 都道府県自立支援協議会の事務局の人員体制

	サンプル数	最小値	最大値	平均值
平成18年度	22	0	11,577,455	924,771
平成19年度	45	0	17,336,172	810,544
平成20年度	47	0	17,873,395	796,248
平成21年度	47	0	18,691,800	942,657

図表 1-16

都道府県自立支援協議会の運営経費

2. 地域自立支援協議会の状況

(上段:回答件数 下段:%)

(1.47.101)	134 144.70
	合計
サンプル数	47
設定あり	38 80.9
設定なし	5 10.6
無回答	4 8.5

図表 1-17 圏域設定の有無

(上段:回答件数 下段:%)

	合計
サンプル数	38
圏域単位で地域自立支援協議会を設置している	31 81.6
圏域単位での地域自立支援協議会は設置していない	7 18.4
無回答	0

図表 1-18 圏域単位での地域自立支援協議会の設置状況

(上段:回答件数 下段:%)

	合計
サンプル数	47
市町村単独で地域自立支援協議会を設置している	45 95.7
都道府県が設定した圏域とは異なる複数市町村で地域自立支援協議会を共同設置している	27 57.4
無回答	2 4.3

図表 1-19 市町村単位での地域自立支援協議会の設置状況

(上段:回答件数 下段:%)

	合計
サンプル数	47
全ての地域自立支援協議会について、都道府県として主体的に、具体的な運営の内容を把握している	13 27.7
一部の地域自立支援協議会について、都道府県として主体的に、具体的な運営の内容まで把握している	11 23.4
市町村・圏域からの報告があった場合等に具体的な運営の内容まで把握している	10 21.3
地域自立支援協議会の状況については、特に把握していない	3 6.4
その他	10 21.3
無回答	0 0.0

図表 1-20 都道府県の地域自立支援協議会の運営に関する把握状況

(上权: 固合件)	以 下权, /0/
	合計
サンプル数	47
市町村に対して国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供	21 44.7
都道府県と市町村の間で定期的・日常的に障害関連施策に関する協議・情報交換を行う機会を設けている	6 12.8
近隣市町村が相互に協力・連携しながら障害関連施策を推進できるよう情報ネットワークを整備したり、市町村の担当者会議を開催したりしている	20 42.6
市町村が関連部局の下で、障害関連施策を一体的・総合的に推進できるよう教育、就労、住宅等の関連分野の施策との相 互調整を図っている	1 2.1
市町村単独では対応できない広域的な課題について市町村間の調整を図ってる	12 25.5
市町村の障害関連施策の推進に対して、アドバイザーを派遣する等、人的な支援を行っている	38 80.9
市町村の障害関連施策の推進に対して財政的な支援を行っている	1 2.1
その他	8 17.0
無回答	0 0.0

図表 1-21 都道府県の地域自立支援協議会の運営に対する支援状況

3. 都道府県内部における障害関連施策の一体的・総合的な推進

			-	(上段:凹名	个数 下段:%)
	サンプル数	大きい	普通	小さい	無回答
身体障害	47	17	22	2	6
	2019	36.2	46.8	4.3	12.8
知的障害	47	17	22	2	6
detected note and		36.2	46.8	4.3	12.8
精神障害	47	26	17	0	4
障害児	47	55.3 31	36.2 10	0.0	8.5 5
學古允	41	66.0	21.3	2.1	10.6
発達障害	47	35	7	1	4
>2-A-1-1-1-1	(***)	74.5	14.9	2.1	8.5
重心等の重複障害	47	21	19	1	6
		44.7	40.4	2.1	12.8
高齢者介護·福祉	47	16	22	4	5
	0.090000	34.0	46.8	8.5	10.6
児童福祉・母子保健	47	21	20	2	4
	223	44.7	42.6	4.3	8.5
保健·医療	47	21	21	1	4
W		44.7	44.7	2.1	8.5
教育·生涯学習	47	26	15	2	4
静學 支操	47	55.3	31.9	4.3	8.5
就労支援	47	37 78.7	7 14.9	0	3 6.4
生きがいづくり・社会参加	47	12	27	3	5
工名》、7人,任天参加	11	25.5	57.4	6.4	10.6
住居の確保	47	23	19	0.1	5
TTVT -> MEAN		48.9	40.4	0.0	10.6
地域移行、退院促進	47	26	17	0	4
		55.3	36.2	0.0	8.5
相談支援事業者の人材育成	47	20	18	4	5
	5054	42.6	38.3	8.5	10.6
その他障害福祉サービス事業者の人材育成	47	12	25	5	5
		25.5	53.2	10.6	10.6
障害者への情報提供・相談体制	47	21	20	1	5
Maldata and Amaria and Amaria		44.7	42.6	2.1	10.6
苦情処理・解決、福祉サービス評価	47	14	27	2	4
ゴニ、ニ・マエ科	47	29.8	57.4	4.3	8.5
ボランティア活動	47	12	27	3	5
新しい福祉サービスの創発	47	25.5 17	57.4 25	6.4 0	10.6 5
利しい。相位の一と人の利力	41	36.2	53.2	0.0	10.6
福祉の拠点作り・まちづくり	47	20	23	1	3
IM IM IN STATES	(3.4)	42.6	48.9	2.1	6.4
障害に関する一般への普及・啓発	47	16	24	1	6
THE REPORT OF THE PARTY OF THE		34.0	51.1	2.1	12.8
災害時対応•防災	47	23	19	1	4
	25502.0	48.9	40.4	2.1	8.5
市町村行政への支援	47	18	23	1	5
		38.3	48.9	2.1	10.6
広域的対応が求められる課題	47	20	23	0	4
40 00 00 000		42.6	48.9	0.0	8.5

図表 1-22 障害関連施策を都道府県内部で一体的・総合的に推進することの重要性

					(上段:凹台)	牛数 下段:%)
	サンプル数	自立支援協 議会で協議	自立支援協 議会の部会 等で協議	その他の会議体で協議	会議体での 協議は実施 していない	無回答
身体障害	47	7	3	10	25	6
has been that the		14.9	6.4	21.3	53.2	12.8
知的障害	47	7 14.9	3 6.4	10 21.3	25 53.2	6 12.8
精神障害	47	8	3	14	21	5
	8.24	17.0	6.4	29.8	44.7	10.6
障害児	47	7	7	18	15	5
the New Peters		14.9	14.9	38.3	31.9	10.6
発達障害	47	7 14.9	5	29 61.7	8 17.0	5
重心等の重複障害	47	6	10.6	11	24	10.6 6
重化等の重核障害	11	12.8	8.5	23.4	51.1	12.8
高齢者介護・福祉	47	1	0	9	32	7
		2.1	0.0	19.1	68.1	14.9
児童福祉•母子保健	47	1	2	12	28	6
		2.1	4.3	25.5	59.6	12.8
保健·医療	47	2	2	12	27	6
教育·生涯学習	47	4.3 5	4.3	25.5 12	57.4 24	12.8 6
教育 生低子自	41	10.6	4.3	25.5	51.1	12.8
就労支援	47	10.0	11	20.3	11	6
	7.0	21.3	23.4	42.6	23.4	12.8
生きがいづくり・社会参加	47	0	0	10	30	7
	2000	0.0	0.0	21.3	63.8	14.9
住居の確保	47	4	5	12	21	7
III. LASSA CO. SERVA COSTA		8.5	10.6	25.5	44.7	14.9
地域移行、退院促進	47	9	7	17	17	5
相談支援事業者の人材育成	47	19.1 10	14.9 7	36.2 9	36.2 21	10.6 6
和欧文扬事来有仍然仍有成		21.3	14.9	19.1	44.7	12.8
その他障害福祉サービス事業者の人材育成	47	4	3	8	28	7
	220	8.5	6.4	17.0	59.6	14.9
障害者への情報提供・相談体制	47	8	6	10	21	6
		17.0	12.8	21.3	44.7	12.8
苦情処理・解決、福祉サービス評価	47	3	1	9	29	6
ザランティア 年動	47	6.4	2.1	19.1 9	61.7 31	12.8 7
ボランティア活動	41	0.0	0.0	19.1	66.0	14.9
新しい福祉サービスの創発	47	3	0.0	8	31	7
7/10 · III III /		6.4	0.0	17.0	66.0	14.9
福祉の拠点作り・まちづくり	47	1	1	13	29	5
	\$2000	2.1	2.1	27.7	61.7	10.6
障害に関する一般への普及・啓発	47	5	5	8	25	8
Medantalate Well		10.6	10.6	17.0	53.2	17.0
災害時対応·防災	47	3	2	11	28	6
市町村行政への支援	47	6.4	4.3	23.4 10	59.6 26	12.8 6
中巴111110人。20人位	41	14.9	4.3	21.3	55.3	12.8
広域的対応が求められる課題	47	11	5	10	22	5
		23.4	10.6	21.3	46.8	10.6

図表 1-23 障害関連施策を都道府県内部で一体的・総合的に推進するための連携・相互調整

第2章 都道府県自立支援協議会の機能と役割

第1節 地域の実態把握、情報の共有機能

- ・ 都道府県による地域の調査 (アンケートなど) が実態把握の第一歩
- ・「アドバイザー」は都道府県と地域を結ぶパイプ役。重要なのは、アドバイザーの計画的配置とアドバイザー部会を作ること
- ・ 広域連携の常設会議 (ネットワーク会議) で情報共有を

都道府県の自立支援協議会は障害者自立支援法第78条(都道府県地域生活支援事業)を受け、障害者自立支援法施行規則第65条の15で、都道府県の行う事業として「都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」として位置づけられています。

都道府県自立支援協議会は①地域自立支援協議会単位(圏域・市町村・広域等ごと)ごとの相談支援体制の 状況を把握・評価し、整備方策を助言する。②相談支援従事者の研修のあり方を協議。③専門的分野における 支援方策について情報や知見を共有し普及する。④その他(都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協 議、権利擁護の普及に関することなど)を役割とした会議となっています。この都道府県自立支援協議会は平 成21年度に全ての都道府県に設置されました。しかし、都道府県の具体的活動には未だばらつきがあるのが実 際のようです。そのため都道府県の役割である地域自立支援協議会の実態把握・評価の体制にもいろいろなや り方があり、未だ取り組めていない現実もあるようです。ここでは、一般的な都道府県の取り組める方法につ いて示したいと思います。

地域の実態を把握するということは、地域自立支援協議会のありようが基本となります。自立支援協議会を始めて3年を過ぎた人口20万に満たない某市のように、毎月個別支援会議が開かれ、誰もが参加できる定例会が開かれ続け、それぞれの参加者が日常活動についての報告や課題提起を行っていると、それぞれの参加者が新しい情報を得られ、サービス事業者は切磋琢磨してサービスの質の向上となり、相談支援事業者は利用者により良いサービスを紹介できる情報を知り、利用者に多様な選択肢を提示できるといった利点を経験することから、会議参加の意欲が高まるといった活性化が図られているといいます。

このような地域自立支援協議会が開かれ続けていると、都道府県が地域実情を知ることも容易なことといえます。しかし、現実は地域自立支援協議会の設置は79%であり、運営に至っては形骸化しているところもあるといわれているように、まだまだ活動的とはいえません。そうすると都道府県として地域からの報告を待っていたのでは地域の実態把握は困難であり、都道府県から地域への働きかけ方を工夫しなければ実情を知ることはできません。知ることができなければ方針を立てられず、最新の情報を提供しても地域に広く知らしめて障害者や家族、住民に共有化される可能性も低くなり、行政間でのやりとりに終始する従来の障害福祉のあり方となってしまいます。

国は全国1,798市町村に対して地域自立支援協議会の設置状況、相談支援体制、相談支援専門員の研修実績と育成実態などを平成21年夏に調査し、その結果が平成22年2月22日に公表されました。都道府県にとっても実情を知る上で大いに参考となる調査報告となっています。このような調査を都道府県も独自に継続的に行い、都道府県自立支援協議会で調査結果を協議することは整備方策を出すための一つの方法です。このようにアンケートなどを含む調査方法は、地域実態を把握する上でまず第一歩ですので、調査機能を都道府県自立支援協議会は持つことが必要と考えます。結果については当然市町村に返すことによって情報の共有化にもなり、加えて市町村は他と比較することをして今後の課題に気づくこととなり、今後の取り組み方の示唆を受けられることとなります。

次に、都道府県自立支援協議会が責任を持つべきこととして市町村において活動する相談支援専門員の人材育成は最重要課題です。加えて地域ごとに相談支援専門員が受けられるスーパービジョン体制作りとスーパー

バイザーの養成も合わせて行うことが必要です。研修だけで質の担保は困難であり、地方において事例検討を繰り返しスーパービジョンを受けることによって、OJTによる人材育成が図られ、よりよい相談支援体制がつくられることとなります。

もう一つ重要なことは国が事業化している都道府県相談支援体制整備事業(アドバイザー派遣事業/国1/2 都道府県1/2) のアドバイザーの計画的配置と都道府県自立支援協議会にアドバイザー部会を作ることです。アドバイザーは都道府県と地方を結ぶパイプ役としての役割が重要です。広域であったり人口の多い地域では、特に人口割りと面積割りによってアドバイザーの配置を考えることが必要です。

以上の調査・人材育成・アドバイザー配置の三点は都道府県自立支援協議会の共通した体制として整備することが望まれます。加えて市町村を中心とする地域評価は大きな課題であり、評価方法や評価尺度を示すことも都道府県の役割と考えられます。

市町村の相談支援専門員は相談体制と地域自立支援協議会の実態把握を継時的に行い、協議を重ねることが 望まれます。

一方、情報の共有については文書、IT活用による都道府県から市町村への伝達は、具体的返信を求めるもの以外は、共有化にばらつきがあるのが実態と言われています。一つには、最近の繰り返される制度改正による情報量の多さと市町村における少ない人員配置の現実が、情報の共有に困難をきたしていると考えられます。地域の様々な会議などによって情報の存在にはじめて気づくといった光景は珍しいことではありません。情報は受信しているが内容まで共有されていないといった事態が起こっており、共有化を促すためには情報交換機能を持つ広域連携の常設会議(ネットワーク会議のような)が有効と考えています。この会議の主催を都道府県が派遣するアドバイザーが行うということが課題と考えられます。

このような一般的実態を背景としつつ、都道府県自立支援協議会はアドバイザーの配置と活用を考えることが重要です。圏域ごとに配置されたアドバイザーによって地域実態を把握し、国や都道府県の情報を直接届けることによって共有化を促すことができます。このアドバイザーは都道府県自立支援協議会に属し、圏域ごとに計画的配置を行い、圏域市町村に対する日常的関わりを深めることが重要と考えています。アドバイザーは市町村ないし広域に相談支援体制が整備されることを支援し、地域自立支援協議会がよりよく機能することを応援し、必要に応じていわゆる困難事例について協働支援することにより、地域課題を個別事例から把握することも可能となります。また、アドバイザーは地域で育っていないスーパーバイザーの役割を担いつつ、モデリングとして地域スーパーバイザーを育成する役割も可能です。加えてアドバイザーによっていくつかの市町村を含めた広域連携の地域ネットワーク会議などを主催することにより、情報の共有化と地域課題の掘り起こしと共有化も行われることができます。アドバイザーはこれらの活動報告として都道府県に情報を集約することにより、調査だけでは見えない実態の把握と課題認識及び情報の共有化が図られると考えられます。

このアドバイザーの役割が地域の実態を把握する役割ももち、国及び都道府県から発せられる政策や制度の情報を各市町村に届けることと同時に、隣接する圏域内市町村の動向などについて提供することにより情報の共有が図られることも可能となります。

地域課題を把握することは、障害のある住民が、どこに暮らしていても困ることなく相談ができ、本人の望む地域での暮らしが安定して継続できるためのサービスが公平に利用でき、支援される体制の整備がなされることを最終目標としています。しかし、我が国の今までの長い障害者福祉の施策によって地域間格差はきわめて大きく、公平性が担保されるには大変時間のかかることのように感じられます。相談体制についての必要性についても市町村間に大きな格差が認められているのが実情です。これらの実態と課題を都道府県自立支援協議会が共通認識されることが当面の課題でしょう。その実態把握の結果として計画的に地域の整備が進められることを都道府県が取り組むよう期待しています。

第2節 地域の相談支援体制のバックアップ機能

- ・まずは、都道府県のビジョンを明確に
- ・その都道府県ビジョンが、「アドバイザー活動の指針」にも「地域自立支援協議会の評価基準」にも なる
- ・地域で解決できない課題の「受け皿」を都道府県は用意する

障害者自立支援法の施行以後、全国各地で障害のある方の地域生活支援の中核を担うべき機関である地域自立支援協議会の設置が進んでいます。しかしながら、国及び県からのスキームありきで立ち上がったケースにおいては、地域自立支援協議会の果たすべき機能を見出せず、形骸化している状況が見受けられます。

都道府県自立支援協議会の役割として、地域自立支援協議会が有効に機能するよう積極的に支援していく必要があります。

1. 都道府県アドバイザーの活用

地域自立支援協議会の活動に対する都道府県自立支援協議会の関わり方として、地域生活支援事業の「都道府県相談支援体制整備事業」による都道府県アドバイザーの活用が挙げられます。

アドバイザーについては、配置型もしくは派遣型が考えられますが、いずれの形態をとっているにせよ、地域自立支援協議会の活動が本来の機能を果たすようになるまでは、都道府県から積極的に関っていくことが必要となると考えます。

地域のネットワーク構築の調整、広域的・専門的課題への助言等アドバイザーが果たす役割は様々なことが 想定されます。都道府県自立支援協議会の機能・役割の中で、「1. 地域の実態把握、情報の共有機能」、「2. 地域の相談支援体制のバックアップ機能」、「3. 全都道府県的課題の抽出(整理)機能」については密接なつ ながりがあり、いずれについても都道府県アドバイザーが関わることになります。

実際、相談支援の現場において、都道府県職員が直接関わることはスキル的に困難であるため、必然的にアドバイザーの役割が重要になるのですが、その際留意しなければいけないこととして、アドバイザーに「丸投げ」にならないようにするということです。相談支援等に対する経験が豊富な人がアドバイザーに就任するケースが多いと思われますが、その人のスキルのみを頼った活動になりがちです。その場合、活動の中立性という点が不明確になる恐れがあり、それがひいてはアドバイザーの活動の障害になってしまう危険性があります。次に述べる評価とも関連するのですが、まずは相談支援体制についての都道府県のビジョンを明確にし、そればれば、おかにより、「はないはない」にないはない。

れに基づいてアドバイザーが各地域で支援をしていくという体制づくりが必要です。それにより、アドバイザーも、個人ではなく都道府県自立支援協議会の一員として活動しているという意識を持つことができるとともに、地域にも都道府県自立支援協議会の支援を受けているという認識を与えることができると考えます。

なお、都道府県ビジョンについては、岩手県のように「地域移行」を自立支援協議会の取り組むべき事項と して設定しているケースや、北海道のように「北海道障がい者条例」として地域づくりガイドラインを策定し、 地域に対して明確に示す予定のケースもあります。

2. 地域自立支援協議会(相談支援体制)の評価

地域自立支援協議会の活動について、都道府県自立支援協議会が評価することも重要な役割です。地域自立 支援協議会はそれぞれで活動しているため、自分たちの活動内容が果たして正しい方向性なのかどうか等、手 探りで活動している状況だと思います。そこで、都道府県全域の地域自立支援協議会の活動状況を把握できる 都道府県自立支援協議会が評価をすることにより、自分たちの自立支援協議会が今どの段階にあるのかを認識 できるとともに、今後の活動のあり方について検討するよい機会となります。また、都道府県としても、今後 どの部分に取り組んでいくべきかを図る指針になります。

評価の基準ですが、相談支援は正解というものがある分野ではないため、評価の基準というものを設定しに

くいこともあり、これが一番悩ましい点ではないかと思います。しかしながら、1の都道府県アドバイザーの活用で述べたように、都道府県自立支援協議会が地域の相談支援体制を支援するにあたり、その都道府県の方向性(ビジョン)を打ち出す必要があり、このビジョンの中身が、すなわち評価の基準につながっていくものとなります。

自治体の中には、評価基準作成の手段として、基礎データ取得のための相談支援の集計ソフトを導入する動きもでてきています。全県統一の基準でデータを収集することにより、地域ごとの状況について同一基準で比較できるほか、その集計結果を分析することにより、その地域の弱い点、また都道府県としての弱い点等も把握できるメリットがあります。そこから、今後都道府県として取り組んでいくべき方向性を見定めるというのも一つの手法ではないかと考えます。

なお、全般的な評価基準を作成することが難しい場合は、分野に特化した基準(例えば障害福祉計画における地域移行や就労移行など)を設定し、地域に取り組んでみてもらう方法もあります。

3. 地域自立支援協議会に対する支援

地域自立支援協議会の活動が活発な地域は、現場で実際に支援に携わっている相談支援専門員や生活支援員 等関係者が、みんなで当事者意識を持って課題を持ち寄り、協議し、解決しています。中には、そこから新た な施策まで結びつけた地域もあります。

今後、その地域だけでは解決できない課題が出てきた(実際にもう出てきている?)際に、それを受け止める場所を都道府県は用意する必要があります。その場があるかないかで、地域で活動している人たちのモチベーションは変わってきます。

現実として、都道府県自立支援協議会まで上がってくる課題は難しい事項が多いため、すぐに対応できるような事例は少ないでしょう。しかしながら、そこから一つでも新たな支援策につなぐことができれば、地域自立支援協議会の活動を活発化させる最大の後押しになると思います。

第3節 全都道府県的課題の抽出(整理)機能

- ・ 全都道府県的課題の抽出は「ボトムアップ方式」で行う
- 様々な課題に対しては、都道府県として優先順位をつける
- ・課題へのアプローチの方策は、都道府県自立支援協議会の組織のあり方がカギ (検討会、部会、プロジェクト会議を設置する)

1. 課題の抽出、優先課題の整理の必要性

地域自立支援協議会の活動が活性化していけば、地域課題が整理され、地域で解決できる課題とできない課題が鮮明になっていきます。都道府県自立支援協議会はそれら地域で解決できていない課題を集約し、全都道府県的な課題として抽出していく機能が求められていきます。抽出の方策としては

- (1) 都道府県アドバイザーの巡回支援等による地域課題の抽出
- (2) 都道府県自立支援協議会の組織の中に課題吸い上げ機能として、各地域の自立支援協議会の中核を担っている相談支援専門員を組織化することによる地域課題の抽出
- (3) 各地域自立支援協議会の事務局機能を担っている市町村行政(一部都道府県行政や委託相談事業の地域もあり)を組織化することによる地域課題の抽出
- (4) 都道府県自立支援協議会から地域自立支援協議会に対するアンケート等、実態調査の実施による地域課題 の抽出

などが考えられます。いずれの方法も地域自立支援協議会の実態を把握し、その上で全都道府県的課題を抽出する方策であり、トップダウン方式ではなくボトムアップ方式です。地域自立支援協議会においては、相談支援事業者を中心に、個別支援会議等を通じた個々のニーズへの対応の中で、地域課題が鮮明にされていく過程があり、地域課題のベースには、必然的に個別課題ありきとなっていきます。したがってこの個別課題に対応する地域自立支援協議会の対応の限界が、地域課題として浮上してくるのです。いわゆる困難事例といわれている事例が地域対応の限界といわれる事例であり、困難事例は地域の弱点を鮮明にあぶり出す、地域にとっては事例から地域対応の評価を知りうる、大切なツールとなります。

こうした地域での対応が困難な課題に対して、都道府県自立支援協議会はその実態把握と同時に、優先順位を考慮する必要があります。いくつもの困難な課題を全て解決することは、一朝一夕でできることではありません。例えば今日的な課題で考えると、発達障害の課題、高次脳機能障害の課題、行動障害の課題、重症心身障害者の課題、地域移行の課題、障害者雇用の課題、住居の課題、高齢障害者の課題等々、地域課題は止まるところがないのが現状です。

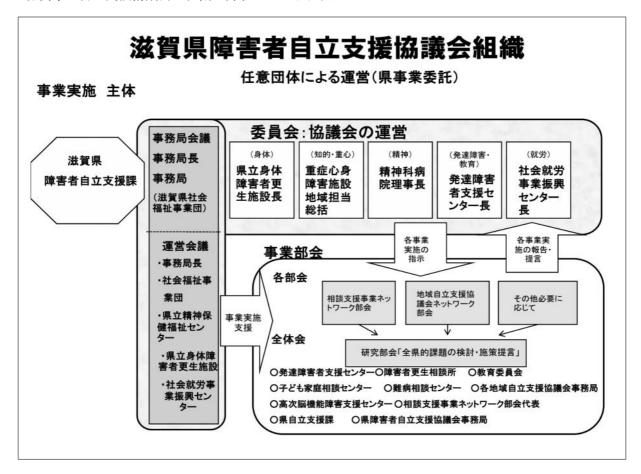
これら様々な課題に対して、都道府県としてとり組んで行くべく順位付けをしていかなければ、結果として全ての課題への対応が中途半端に終わってしまうこともよくあるパターンです。様々な課題の中で都道府県として特に重点施策として取りあげる課題は、あるいは緊急度の高い課題はどの課題から考慮すべきか、しっかり優先順位をつけた中で施策化に向かう取り組みが求められているのです。

2. 全都道府県的課題に対する対応の方策

次に優先順位がつけられた全都道府県的課題へのアプローチの方策ですが、都道府県自立支援協議会の組織のあり方が鍵になりそうです。一般的にありがちな年に一、二回程度の都道府県自立支援協議会を実施しているところでは、全都道府県的課題への対応は不可能となるでしょう。まず必要なのは整理された課題に、対応出来る組織を作ることが優先されるべきだと考えます。ではどのような組織がよいのでしょうか。

この方策は地域自立支援協議会の方策と全く同様だと考えれば、以外にスムーズに組織化ができると思います。地域自立支援協議会では、地域課題を抽出した後に課題別検討会やプロジェクトを設置して、地域課題の解決に向けているところが多く見受けられます。この方法に準じて都道府県自立支援協議会においても、全都

道府県的課題に対する検討会、部会、プロジェクト会議を設置すればよいのです。当然課題により構成メンバーや開催頻度は変化するのですが、筆者の県では課題検討の場である研究部会は隔月に実施されているという実態があります。課題によっては2年越しで同一課題に対するテーマで検討されている課題もあります。参考までに滋賀県の自立支援協議会の組織を掲示しておきます。



上記の組織図で説明すると、課題別検討の場は研究部会ということになります。特に相談支援事業ネットワーク部会及び、地域自立支援協議会事務局ネットワーク部会から上げられてくる各地域の課題を研究部会が受け止め、一、二年かけて協議・検討し、最終的には現場の課題の集約として施策提言するという形をとっています。研究部会員は相談支援事業と事務局機能を担っている運営会議のメンバーが中心となります。

都道府県自立支援協議会を地域自立支援協議会と同じく、実効性のある協議会にしていくには、このような 重層的なしくみを組織として立ち上げていかなければ、形骸化した自立支援協議会になる恐れがあります。 またこのときに留意すべきは自立支援協議会の運営費の問題です。これだけの重層的な組織で多くのマンパワーが活動すると、多額の財源が必要と思われますが、滋賀県の場合それ程多額な財源は確保されていません。 運営費をかけないでも協議の機会がつくれる組織、そのことは日常活動から都道府県の課題に対する協議の機会の必要性を感じているマンパワーの意識が存在するから、参集するモチベーションにつながっているのかも しれません。誰もが参画したくなる意義のある都道府県自立支援協議会にしていきたいものです。

第4節 広域・専門的相談支援の調整機能

- ・「都道府県自立支援協議会」は組織の統合化・横断化を進めるための「エンジン」
- ・ 部局をこえた課題検討で統一的・横断的組織化を図る
- ・各部局でばらばらに検討されている課題を「都道府県自立支援協議会」が共有化、ネットワーク化 していく
- ・ 困難事例に対しては、日常的なチームアプローチで様々な検討会議を有機的に動かす

1. 縦割りの組織から横断的組織へ

発達障害・就労支援・高次脳機能障害、あるいは、入所施設や精神病院からの地域生活移行・退院促進などの課題については、都道府県の単一部局の取り組みでは解決困難であり、多くの関連する部局がばらばらに検討や取り組みを行うのではなく、横断的・一体的に取り組む時に、真にその効果が生まれます。

ある意味では、他領域にわたる課題に対して、どれだけ、統一的・横断的組織化ができるかが、都道府県における施策遂行の際の分岐点になるのではないかと思います。

以下の表はある県での、こうした課題に対する対応の役割分担です。

施策課題	主たる担当部局	関連する部局	中心となる実施機関	検討会議・審議会
発達障害	· 保健衛生課	·障害福祉課 ·特別支援教育課 ·青少年家庭課	・精神保健福祉セン ター ・自閉症発達障害者 支援センター	· 発達障害対策委員 会 · 特別支援教育連携 協議会
就労支援	· 労働局	・障害福祉課 ・商工観光課	・障害者職業センター	・就業・生活支援セ ンター連絡協議会
高次脳機能障害	·障害福祉課	· 保健衛生課 · 医療保険課	・リハビリテーショ ンセンター	· 高次脳機能障害対 策委員会
施設・病院からの地 域生活移行	・障害福祉課	· 保健衛生課 · 医療保険課		・県立コロニー及び 県立病院のあり方 検討会

それぞれの部局では、それぞれにこうした課題に対し真剣に検討し、事業実施を進めようしています。

しかし、対応部局の連携が十分でなく、各種の検討委員会に、同じような構成メンバーが、何回も参加し、 さまざまな検討委員会の場で、同じような意見を交換している風景がよく見られます。

また、縦割りではうまくいかないと感じた職員が、各部局の担当者と、階段を昇り降りしながら、検討のすり合わせをしたり、調整をするなど、非効率な動きの中で、逆に、ぎくしゃくしていく風景も見られます。

しかし、市町村においては、その多くは、保健師に一任化されていたり、多くの部署にかかわる非効率さに 気付いた自治体では、教育・子育ての組織を横断化して「こども部」を創設したり、就学相談担当者と家庭児 童相談員、また、保健師を同じフロアーに集める工夫を試みたりします。

また、相談支援のレベルでは、既に、基幹型・拠点型総合相談の体制を志向しながら、三障害一般相談に療育等支援コーディネーターや、退院促進コーディネーター、就業・生活支援センターを組織的に一体化する動きもみられています。

地域における相談支援の現場や市町村の現場においては、相談に訪れる方たちは決して、単一障害や単一の 困りごとで相談機関に出向いているのではなく、発達障害の課題と教育の課題、更には、就職に向けての課題 を一体的に抱え込んで相談に訪れていることを想定すれば、組織の一体化・横断化は必然の成り行きです。

こうした地域の実情を踏まえて、日々、検討されている支援会議や「地域自立支援協議会」の各部会での検

討が、都道府県レベルにスムースに持ち上げられていくためには、「都道府県自立支援協議会」が、都道府県の 各部局でそれぞれに検討されている課題を共有化し、ネットワーク化していく役割が強く求められています。

2. 他領域にまたがる協議会の有機的連携作りを促進するバックアップ機能の必要性

相談の困難事例には、家族全てが困難を抱えている事例が多く見られます。

祖父母が認知症で介護保険のサービスを受け、父親が精神疾患を持ち、特別支援学級に通う子供は発達障害の疑いがあり、お母さんも、子育てのストレスからネグレクトの兆候がみられる。

こうした困難家庭へのアプローチの際には、単独の相談支援や一保健師の対応では展望が開けず、むしろ、 相談支援者や保健師の疲労感や徒労感を生み出すだけの結果になってしまうこともあります。

こうした困難事例に対しては、高齢分野での地域包括支援センターの主任ケアマネと一般相談の相談支援専門員、また、子供さんとお母さんにかかわっている家庭児童相談員と保健師、また、特別支援教育コーディネーターや療育等支援コーディネーターなどがチームで一体的にかかわることで、展望が開けてきます。

こうした日常的なチームアプローチや多くの関係機関が一緒になって検討を進める支援会議が頻繁に行われることによって、地域の課題を解決するためには、様々な検討会議が有機的に連携していくことの必要性に多くの関係者は気づいていきます。

ある圏域では、「地域自立支援協議会」の「療育支援部会」と特別支援学校が主催する「特別支援教育連携協議会」を、課題とするテーマと、必要性に応じて、合同開催が要綱に盛り込まれるようになりました。

また、介護保険分野の地域包括支援センターの協議会と「地域自立支援協議会」の「在宅支援部会」の事務 局担当者レベルでの情報交換の場づくりが行われています。

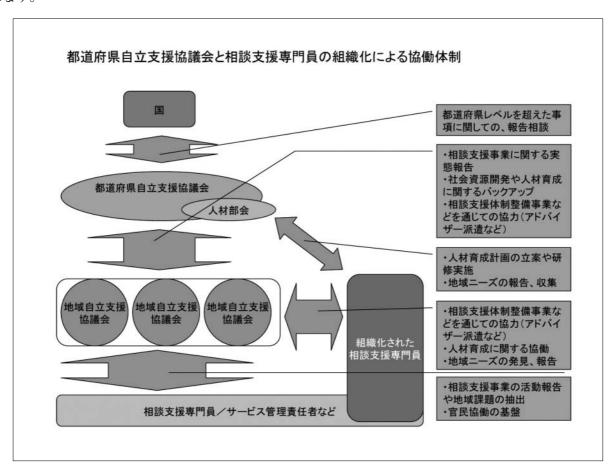
子供の分野においては、「地域自立支援協議会」の「こども部会」と「要保護・虐待対策協議会」を年数回、 合同で開催する地域もみられています。

「都道府県自立支援協議会」はこうした、地域における、統合化・横断化された組織化の動きを全都道府県的に共有化しながら、各地域に広めつつ、一方で都道府県においての部局内での課題・テーマに応じての統合化・横断化の動きを進めていく、そのためのエンジンの役割を果たすことが求められています。

第5節 人材育成機能

- ・ 都道府県自立支援協議会が中心となり、OFF-JTの体制づくりを
- ・「人材育成部会」などを設置して中長期的な展開が重要
- ・ 相談支援専門員と事業所の実態を把握したうえで、理念や目標を設定することが必要
- 相談支援専門員の組織化はこれからの欠かせない取り組み

都道府県自立支援協議会が地域自立支援協議会に対し行えるバックアップ機能のひとつとして、「人材育成」があります(図参照)。現在の相談支援事業を取り巻く環境では、市町村単位での研修体制は非効率的になりがちで、特にOFF-JTの体制作りは、人口規模が小さな自治体では、相当な困難があると考えられます。よって、人材育成に関することは、政令市等の大都市以外の自治体では、都道府県単位で実施されることが有用と考えられます。



都道府県主導による人材育成

1. 育成体制の確立

現在、相談支援の体制整備に関する都道府県の実務として、相談支援専門員の養成及び現任者のための研修会があります。それらの実施方法はさまざまで、都道府県が直轄で行っているところ、事業団や社会福祉協議会に委託しているところなど、それぞれに一長一短があり、地域の特性に合わせて実施されているのが現状です。

そして、それらの都道府県が義務的に行っている研修会は、相談支援専門員の養成と、5年に一度の更新研修的な要素に重点が置かれ、自主的に知識や技術を高めようとするような、ブラッシュアップ目的の内容とはなっていません。よって、多くの相談支援専門員は情熱や向上心があっても、効果的な研修が受けられる環境からは、ほど遠い状況にあるといえます。

それゆえ、都道府県自立支援協議会においては、このような状況をフォローするためにも、養成・現任研修 の義務的な研修の内容を向上させることは基より、ブラッシュアップのための研修体制も計画的に検討する、 「人材育成部会」などを設置して、中長期的な方針を立てる必要があります。

2. 地域実態の把握

効果的な研修体制を構築していくためには、養成する相談支援専門員のどのような技術に着目し、どのような相談員像を目指すのかという、理想や目標を掲げなければなりません。その時に重要となることは、相談支援専門員と事業所の実態をどのように把握するかということになります。実態を掴まずに、研修内容や目標設定を行っても、効果的ではありません。

実態把握の方法はさまざまな方法があるものと思われますが、相談支援体制整備事業などを活用し、アンケートによる調査やアドバイザーからの報告を合わせて行っていくことが有用と考えられます。この取り組みは、地域自立支援協議会を通じて、都道府県自立支援協議会としての、意見集約(市町村からの吸上げ)にも応用ができます。

3. 実態に基づいた育成方針

都道府県自立支援協議会は、上記のような実態調査などを根拠にして、人材育成のための検討を行います。 上述したような、人材育成部会などを作り検討していくことも有用ですが、形にとらわれることはありません。 育成方針を立てた後、どのように実施していくかという、実際の中身や継続性が問われることになるからです。 なぜならば、研修体制を構築しただけや一回の研修会実施だけでは、その効果はすぐに現れにくいからです。 ですので、ゆっくりと時間をかけて積み上げ、繰り返されて、熟成していくようなイメージで、取り組むこと が重要となります。また、都道府県自立支援協議会だけの責務とせず、その取り組みに多くの機関(相談支援 専門員の団体や社会福祉協議会など)や人を巻き込み、協働しながら進めていくことが、効果的な人材育成に つながるものと考えられます。

4. 相談員の組織化

都道府県自立支援協議会が、人材育成をしようとしたとき、個人や地域だけに任せておくだけでは課題が多く残ります。そこで、相談支援専門員との歩調を合わせ、協働体制を構築することは、人材育成と地域ニーズをキャッチするためには非常に有効と考えられます。そこで、相談支援専門員が自助努力できるような組織を、都道府県行政が応援したり、黒子的に関わっていくことも、人材育成には欠かせない取り組みといえます。自らが自らの力で育っていくということです。

現在、全国では相談支援専門員を組織化する活動が起こっています。また、日本相談支援専門員協会として、 全国組織も結成され、自らの専門性向上を通じて、地域社会に貢献しようとする土台は出来上がっています。

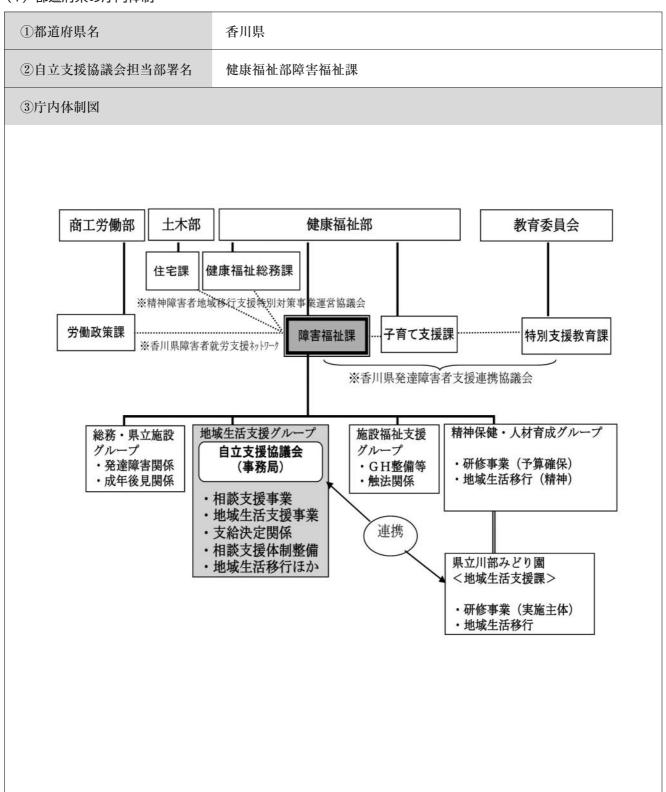
福祉人材の育成に関して地方自治体は、自らの責務はしっかりと意識しながらも、民間を活用し「育てること」と「育つこと」を使い分け、都道府県自立支援協議会の活動を通じて、「陳情型の福祉」から「協働型の福祉」構築へ、大きく舵を切る時代を迎えているのではないでしょうか。

第3章 都道府県自立支援協議会の実践例

第1節 「地域の実態把握、情報の共有機能」の好事例【香川県】

1. 都道府県の基本情報

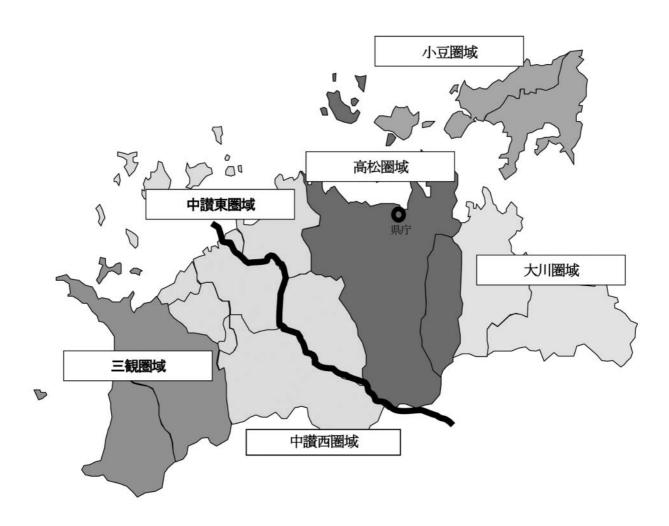
(1) 都道府県の庁内体制



(2) 都道府県下の市町村の状況

①圏域設定の状況

	圏域名	市町村数	人口	面積
都建	百府県全体	17	1,000,500 人	1,876.51 k m²
1	大川障害福祉圏域自立支援協議会	2	87,860 人	$312.25\mathrm{k}\mathrm{m}^2$
2	高松障害保健福祉圏域自立支援協議会	3	450,963 人	$465.12\mathrm{k}\;\mathrm{m}^2$
3	小豆圈域障害者自立支援協議会	2	31,520 人	170.01 k m²
4	中讃東圏域地域自立支援協議会	3	99,347 人	$210.20\mathrm{k}\mathrm{m}^2$
5	中讃西部地域自立支援協議会	5	198,418 人	$378.80\mathrm{k}\;\mathrm{m}^2$
6	三観地域自立支援協議会	2	132,392 人	$340.13\mathrm{k}$ m²



②圏域の概況

【全 体】

人口面からみれば、高松圏域が突出して多く、県全体の約45%を占めている。一方、小豆圏域は県全体の3%未満である。県庁所在地へのアクセスは、もともと県土自体が狭いので、いずれの圏域からも比較的容易であるが、小豆島は島しょ部であるため、やや不便さが感じられる。また、社会資源においても高松圏域が圧倒的に多く、次いで各圏域の都市部に集中している。地理的には、山間部が大部分を占めるような圏域はない。ただし、圏域ごとに、訪問による相談支援1件に要する移動時間の差は大きい。(都市部は比較的短時間で多くの訪問が可能)協議会の運営については、協議会の存在意義についての共通認識、構成委員の主体性と連携があれば、いずれの圏域も適正な展開が期待できると思われる。

【大川圏域】

- ①構成市町:さぬき市・東かがわ市
- ②県出先機関:東讃保健福祉事務所
- ③状況: さぬき市と東かがわ市それぞれが独自のアプローチで事業を展開している。両市ともに発達障害 児者支援に関する取組みに力を入れており、教育関係者との連携も図れている。また、就労支援 部会も安定して活動している。

【高松圏域】

- ①構成市町:高松市・三木町・直島町
- ②県出先機関:県庁所在地
- ③状況: 圏域が大きいため、意思統一及び実践にあたって一定の時間を要する面がある。協議組織を部会 形式からプロジェクト形式に変更したこともあり、課題を明確にしたスピーディな取組みが増えつ つある。

【小豆圏域】

- ①構成市町:小豆島町・土庄町
- ②県出先機関:小豆総合事務所
- ③状況: 圏域が小さいため、社会資源開発に係るニーズ妥当性の判断が難しい。一方、社会資源は少ないがネットワークは構築しやすい。

【中讃東圏域】

- ①構成市町:坂出市・綾川町・宇多津町
- ②県出先機関:中讃保健福祉事務所
- ③状況: 就労支援部会では、中讃東西圏域合同で事業実施している。現在は、自立支援協議会の普及啓発 に重点的に取り組んでいる。

【中讃西圏域】

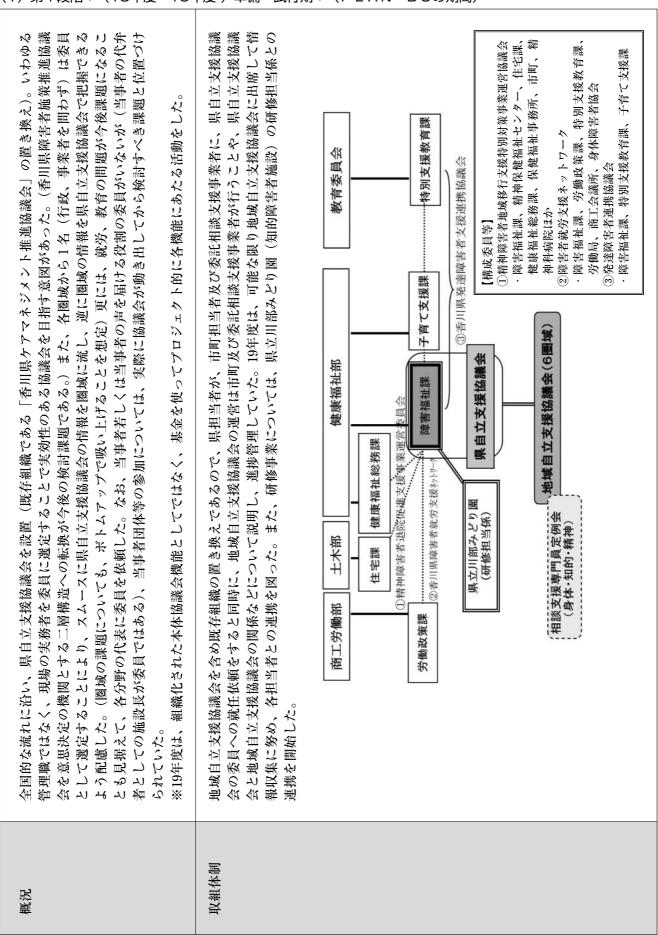
- ①構成市町:丸亀市・善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町
- ②県出先機関:中讃保健福祉事務所
- ③状況:協議会の運営は相談支援事業者が中心となって進行管理している。関係機関との連携や部会の展開については、時間をかけて取り組んでいる。地域課題の抽出・取り組む課題の優先順位付け作業を開始している。

【三観圏域】

- ①構成市町:三豊市·観音寺市
- ②県出先機関: 西讃保健福祉事務所
- ③状況: 就労や障害福祉サービス利用に関して、比較的困難なくケース対応できているものの、将来的に 生じる困難ケースへの対応等を検討することも必要な時期にきている。今後、課題を解決してい くために、より実効性を持った会議となるよう、協議会の委員について見直しを行う予定である。

2. 都道府県自立支援協議会の経過(発展段階に応じて)

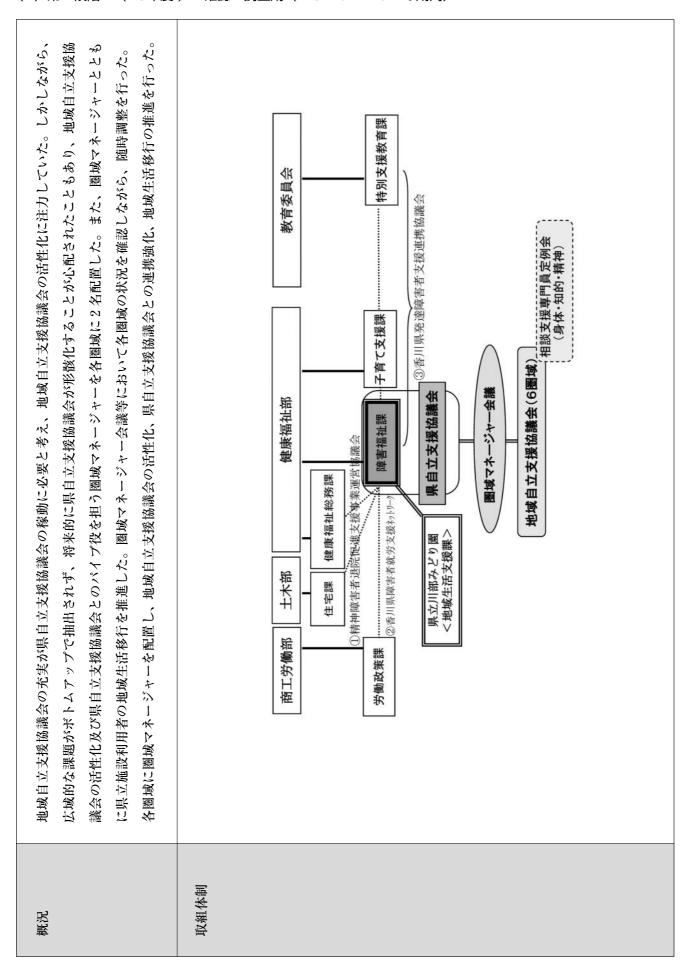
(1) 第1段階: (18年度~19年度) 準備・試行期: (PLAN・DOの期間)



【機能別の具体的な取組み内容】

1						
予算額	会議運営費のみ	[H19] (1)6,000,000	会議運営費のみ	[H19] ①1,950,858	[H18] ①2,875,000 [H19] ①2,296,000 ②1,632,000	協議会運営 【H18】 170,000 【H19】 119,000
残された課題	①課題の分析及び抽出・ 書き方や内容の統一。	①地域自立支援協議会と 県自立支援協議会の連 携方法の検討及び基金 終了後の予算確保。	地域自立支援協議会からの「ボトムアップによる」全具的・広域的課題抽出。	地域自立支援協議会から の「ボトムアップによる」 全県的・広域的課題抽出。	・研修実施主体担当者と の連携 ・予算の確保	
具体的な取組み成果	他圏域の取組状況が把握でき、情報交換としての 意義はあった。	①地域自立支援協議会の 原形の確認。	①各圏域における部会の創設等。	①支援機関一覧の配布。	相談支援専門員及びサービス管理責任者の養成以外は特になし。	
具体的な取組み内容・経過	①「各圏域の状況」として 県自立支援協議会で報告 (取りまとめ資料を提供)。 ②地域自立支援協議会、各 障害毎専門員定例会参加。	①特別アドバイザー派遣事業・18年度は立ち上げ実施・19年度は直点的に講師派遣	①19年度は県自立支援協議 会から地域自立支援協議 会へ提言をした。(協議会 開催主体としての意向表 明)	①子育て支援課と協働で発達障害児に関する支援機関一覧及び手引きを作成。	①相談支援従事者研修 ②サービス管理責任者研修 参加人数など研修実績の報告のみ。	
この時期の課題 (取組みのきっかけ)	「各圏域の状況」として調査票を集約していたが、「課題」の抽出は困難。また、書き方や内容も統一できなかった。	県としてできること、すべきことは何か、の検討。	地域自立支援協議会における課題抽出が困難。	県・県自立支援協議会と して、何が求められてい るかが把握できなかった。	研修をどのようにしてい くか、意見を聞く場になっていない。	
	1 地域の実態把握、情報の共有機能	2 地域の相談支援 体制のバックア ップ機能	3 全都道府県的課題の抽出(整理)機能	4 広域・専門的相談 支援の調整機能	5 人材育成機能	全体

(2) 第2段階: (20年度):確認:調整期(DO·CHECKの期間)

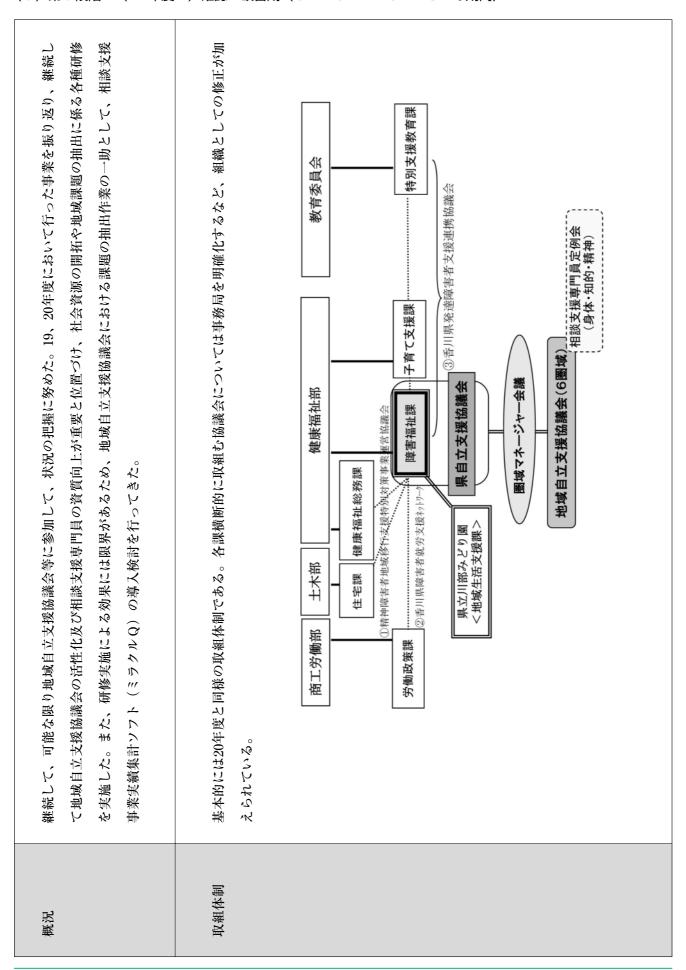


【機能別の具体的な取組み内容】

1/10支1	能別の具体的な取組み	的合了		
子算額	会議運営費のみ	①9,200,000 ② 0 ③1,000,000		①21,900,000 ② 0 ③ 上記 2 の①に 含まれる。 ④3,551,000 ⑤他課の予算
残された課題	①課題の分析及び抽出・書き方や内容の統一。 一記情報交換を基にした動きを各圏域に提供し、アクションを誘発するかどうか。	①各圏域における実践 ②圏域マネージャーの実 効性の向上 ③各圏域における実践	・課題抽出のための研修 を生かせるか。 ・研修を踏まえた実践。	広域・専門的相談支援の 調整については、根本的 な解決になっていない。 県が行うべきことの確 認。 (4.5) 普及、活用状況の調査
具体的な取組み成果	他圏域の取組状況が把握でき、情報交換としての 意義はあった。 (昨年度と同様)	①一定程度の見識向上 ②圏域マネージャー事業 の導入。 ③先進地視察における見 識の向上。		 ①②8名が地域生活移行 ③一定程度の資質向上 ④コミュニケーションサポート手帳の配布。 ⑤支援ファイル「かけはし」の作成、普及啓発。
具体的な取組み内容・経過	①「各圏域の状況」として 県自立支援協議会で報告 (事前に照会したものを資 料に入れる)を継続。 ②地域自立支援協議会、各 障害毎相談支援協議会、各	①特別アドバイザー派遣事業 ②圏域マネージャー事業開 始の検討 ③精神障害者退院促進事業	20年度においても、県自立 支援協議会から地域自立支 援協議会へ提言をした。	 ①・グループホーム等整備・グループホーム等運営・グループホーム等体験、見学・エンググループ検討会を実施。 ③リクエストにより、触法・権利権護に関する研修を実施。 ④子育て支援課と協働で発達障害についまった。 ④子育て支援課と協働で発達障害についまった。 ⑥特別支援教育課、子育で支援課、各種で表別、
この時期の課題 (取組みのきっかけ)	「各圏域の状況」として調査票を集約していたが、 「課題」の抽出は困難。また、書き方や内容も統一できなかった。 (昨年度と同様)	地域協議会が活性化のためには、相談支援の強化が必要。	地域自立支援協議会にお ける課題抽出が困難。	県・県自立支援協議会と して、何が求められてい るかが把握できなかった。
	1 地域の実態把握、情報の共有機能	2 地域の相談支援 体制のバックア ップ機能	3 全都道府県的課 題の抽出(整理) 機能	4 広域・専門的相能 支援の調整機能

子算額	①1,660,000 ②1,128,000 ③1,000,000	①4,800,000 協議会運営 83,000
残された課題	③根本的な解決になって いない。予算がないと 実施できない。	①圏域マネージャーの実効性の向上
具体的な取組み成果	3一定程度の資質向上	
具体的な取組み内容・ 経過	①相談支援従事者研修 ②サービス管理責任者研修 ③強度行動障害支援セミナ ー 触法行為のある障害者支援セミナ 援セミナー	①圏域マネージャー事業
この時期の課題 (取組みのきっかけ)	県自立支援協議会での扱 い方が明確でない	
	5 人材育成機能	<u>섞</u>

(3) 第3段階: (21年度~)確認·改善期(CHECK·ACTIONの期間)



子算額	会議運営費のみ	①2,400,000	①②③590,000 ※②は上記2の ①において実施 したものもある。	①33,525,000 ②0 ③1,677,000
残された課題	①課題の分析及び抽出・書き方や内容の統一。 ①②各圏域の積極性に差が生じているので、圏域間交流も奨励し、運営方法のヒントの共有をするかですので、高端方法のヒントの共有をするかどうか。	①各研修を踏まえた実 践。 ②全県的な導入の実現及 び相談支援事業のあり 方検討。	①導入に係る調整 ②課題抽出のための研修 を実践につなげられる か。	 ・広域、専門的相談支援の調整については、システムが構築できず、根本的な解決になっていない。 ・県が行うべきことの確認。
具体的な取組み成果	他圏域の取組状況が把握でき、情報交換としての 意義はあった。 (昨年度と同様) ②と③により担当者と地域自立支援協議会構成員 の問題意識のすり合わせ ができた。	①一定程度の見識向上 ②研修会の実施と事業所 へのパソコン購入費用 の助成。	課題の整理や順位付けの 作業に取組み始めた圏域 もある。	①② 6 名が地域生活移行 (H22. 2 月現在)
具体的な取組み内容・ 経過	①「各圏域の状況」として 県協議会で報告(事前に 照会したものを資料に入 れる)を継続。 ②地域自立支援協議会、各 障害毎相談支援専門員定 例会参加。 ③圏域マネージャー事業	①特別アドバイザー派遣事業 ②相談支援事業実績集計ソ フト (ミラクルQ)の導 入検討	①ミラクルQの導入検討 ②課題抽出のための研修実施 ③相談支援事業に関する理念 の検討について提案	 ①・グループホーム等整備 補助 ・グループホーム等運管 費補助 ・グループホーム等体験、 見学 ②県立川部みどり園とのワーキンググループ検討会 を実施。 ③コミュニケーションサポート手帳記入例ほか作成。 4コミュニケーションサポート手帳、支援ファイル 「かけはし」の普及及び活用状況調査
この時期の課題 (取組みのきっかけ)	「各圏域の状況」として調査票を集約していたが、 「課題」の抽出は困難。また、書き方や内容も統一できなかった。 (昨年度と同様)	地域自立支援協議会が活性化するためには、相談支援の強化が必要。	地域自立支援協議会における課題抽出が困難。	県・県自立支援協議会と して、何が求められてい るかが把握できなかった。
	1 地域の実態把握、情報の共有機能	2 地域の相談支援 体制のバックア ップ機能	3 全都道府県的課 題の抽出(整理) 機能	4 広域・専門的相 談支援の調整機 能

この時期の課題 (収組みのきっかけ)	具体的な取組み内容・ 経過	具体的な取組み成果	残された課題	予算額
県自立支援協議会での扱い方が明確でない。	①相談支援従事者研修 ②サービス管理責任者研修 ③強度行動障害支援セミナー 触法行為のある障害者支 援セミナー	3一定程度の資質向上	・県自立支援協議会にお ける研修に関する意見 をフィードバックさせ る。 ・研修実施担当者との連 携	①1,342,000 ②990,000 ③900,000
①連携組織の関係に整理すべき部分がある。	②圏城マネージャー事業		①連携組織の位置づけや役割、関係の整理等 ②圏域マネージャーの実 効性の向上	協議会運営 83,000 ②3,600,000

3. 香川県の取り組みをふまえて(コメント)

- ○障害者自立支援法施行以前から、圏域サービス連絡調整会議を実施されており、また平成16年度から香川県ケアマネジメント推進協議会を設置し、相談支援体制の確立にとり組んでいた経過があり、今日の自立支援協議会のベースになっていたようです。
- ○障害者自立支援法の施行により、ケアマネジメント推進協議会は発展解消されましたが、自主運営で相談支援専門員定例会が設置され、間接的に自立支援協議会との連動がはかられています。特に人材育成については県立施設と連絡会メンバーが、中核となり運営に充たられているようです。
- ○自立支援協議会の設立の意義については、県がリード役となり各圏域を巡回し、全国で先駆的に実践されている特別アドバイザーを招聘し、周知普及活動に力を注がれました。また県の体制整備事業として発達障害連携協議会、就労支援ネットワーク、地域移行支援特別対策事業協議会を立ち上げられ、部局を横断した広域・専門的機能の拡充にも取り組まれてきました。
- ○平成19年度から特別アドバイザー、20年度からは圏域に2名づつマネージャーを配置し各地域自立支援協議会に派遣、また県主導で地域自立支援協議会委員対象の研修会を開催するなど、地域のボトムアップにとり組まれてきました。平成20年度からは県の単独研修として強度行動障害支援セミナーや触法行為のある障害者支援セミナーを開催し相談支援事業者の底上げも実施されてきました。
- ○地域自立支援協議会の立ちあげから今日まで、県のリードとしての役割が大きく平成20年度県自立支援協議会から地域自立支協議会に対して、「地域移行」をキーワードとする提言がなされ、圏域マネージャーとともに県立施設利用者の地域移行を推進、地域自立支援協議会との連携の具体的取り組みの成果となったようです。先行的に県立施設からの地域移行に取り組んでいる段階で、地域自立支援協議会には部会はまだ設置されていません。本来自立支援協議会はボトムアップ方式、つまり地域の課題が都道府県に持ち上がっていくのが望ましい姿ですが、地域自立支援協議会活性化の手法として、県から地域への提案というトップダウン方式をとられ成果を上げられたことは、手法にとらわれず実践ありきの大切さを教示しています。
- ○平20年度に部局横断で個別支援ファイル「サポート手帳かけはし」を作成、特別支援教育課、子育て支援課、 障害福祉課の連携の必要性を確認され、手帳の周知、普及に努められました。また、全圏域に就労支援部会 を設置され、労政部局、教育委員会と連携し障害者雇用の推進に努めてこられました。
- ○地域自立支援協議会での課題抽出が議論される基盤整備として、相談支援事業実績集積ソフト「ミラクルQ」を全県的に取りあげ、地域自立支援協議会の活性化と県自立支援協議会との連動と重層構造を意識した取り組みがなされた。またソフトの導入にあたっては約一年間試行利用、意見交換、使用に関する研修会等を実施され、相談支援専門員の資質の向上と地域自立支援協議会の意義の確認にもつながったようです。

○全体としてのまとめ

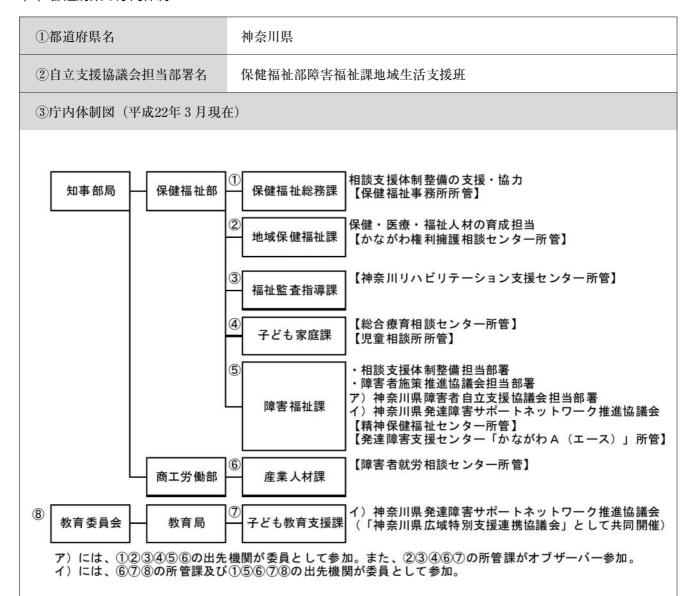
香川県における自立支援協議会は自立支援協議会が体制整備のスタートではなく、もともと存在していた香川県ケアマネジメント推進協議会をリニュウアルする形で実施されたので、比較的スムーズに立ち上がっています。また立ちあげ以降は県が強力なリーダーシップをとり、6圏域の体制整備を実施して来られたという経過が、様々な取り組みや仕掛けでみてとれます。本来、地域自立支援協議会活動が活動的に運営され、そこを都道府県自立支援協議会がバックアップするボトムアップ方式が望まれますが、地域自立支援協議会

の活性化があってのボトムアップ方式ですので、その部分においてはトップダウン方式で地域の体制を整備 する香川県のやり方も、結果として全県的な活動の推進につながる手法のひとつとして、評価されるのでは ないかと思います。

第2節「地域の相談支援体制のバックアップ機能」の好事例【神奈川県】

1. 都道府県の基本情報

(1) 都道府県の庁内体制



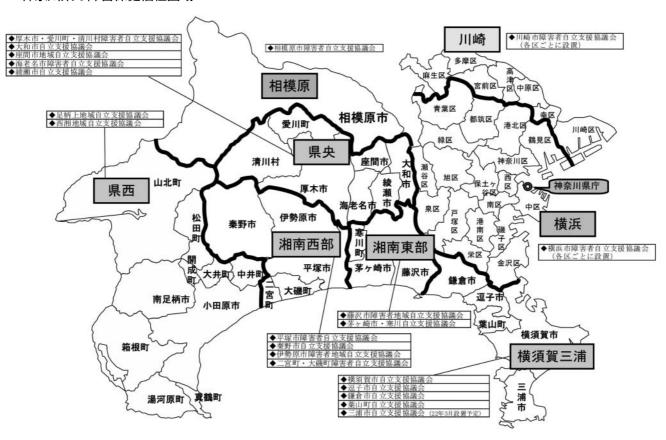
(2) 都道府県下の市町村の状況

①圏域設定の状況

圏域名		市町村数	人口	面積(km²)
都這	直府県全体	3 3	9, 008, 132	2, 415. 84
1	横須賀・三浦	5	733, 230	206. 96
2	湘南東部	3	689, 920	118. 64
3	湘南西部	5	593, 913	253. 22
4	県央	7	835, 603	292. 81
5	県西	1 0	358, 928	635. 29
6	横浜	1	3, 672, 789	437. 38
7	川崎	1	1, 410, 826	142. 70
8	相模原	1	712, 923	328. 84

人口: (22年1月1日現在) 面積: (21年10月1日現在)

神奈川県の障害保健福祉圏域



②圏域の概況

神奈川県は、関東地方の南西端、東京都の南に位置し、県庁所在地は横浜市である。県全体の人口は 900万人を超え、東京都に次ぐ人口の多さであるが、面積は約2,400平方キロメートルであり、人口密度が 高い。

地形は、起伏の激しい山がちの西部地域、丘陵地性の東部地域、相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と低地とからなる中央地域に大きく分かれている。

本県では、平成9年に障害保健福祉圏域(以下「圏域」という。)を設定し、政令市を含む8圏域により構成されている。相談支援体制整備については、政令市2市では、障害者自立支援法施行以前から独自の相談支援体制を構築していたことから、法施行以降は都道府県自立支援協議会において両市の障害福祉主管課長が委員として参画することで、両市の相談支援体制の進捗状況について情報交換等を行っている。

また、相模原市については、1市で圏域を構成していることから、県の広域調整の位置づけから除くとともに、政令市同様に、都道府県自立支援協議会に参画する形を取っている(平成22年4月からは相模原市が政令指定都市に移行)。

県全体の人口が900万人を超え、4月からは政令市が3市となる都市部を抱える一方、県西圏域」のように、人口比率は県全体の4%だが、面積では県全体の25%を占めている圏域もあり、政令市と県所管域での社会資源の整備状況及び県所管域5圏域間での整備状況についても差異が見られる。

また、本県では、市町村ごとに設置されている地域自立支援協議会に加えて、「横須賀・三浦」、「湘南東部」、「湘南西部」、「県央」及び「県西」の複数の市町村から構成される圏域に「圏域自立支援協議会」を設置し、その運営を社会福祉法人に委託する形で、圏域自立支援協議会の構成員となっている、各地域自立支援協議会の運営状況の把握及び地域自立支援協議会の運営支援をはじめ、重層的な相談支援体制の構築を都道府県相談支援体制整備事業により「障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業」として行っている。

各圏域における地域自立支援協議会の状況は、隔月開催される「圏域事業調整会議(以下「調整会議」という。)」にて把握・情報交換するとともに、多項目にわたる圏域ごとの課題についても、この調整会議の場で把握し、都道府県自立支援協議会で協議する議題調整等行っている(圏域自立支援協議会を設置しているため、この調整会議の役割が重要である)。

1【横須賀・三浦圏域】

中核市を含む4市1町から圏域を構成している。平成22年3月設置予定の地域自立支援協議会を含む5地域自立支援協議会がある。設置している協議会は全て単独設置で、未設置も含め、協議会の設置については、後発圏域であったが、地域生活支援事業のガイドライン作成や災害時の要援護障害者の受入れに関する協定所の締結等、地域自立支援協議会ごとに独自の取組みが進められている。

また、圏域自立支援協議会では、短期入所サービスに係る課題について、年間の検討経過を県障害者自立支援協議会に報告する等の取組みを行っている。

2 【湘南東部圏域】

2市1町で構成。協議会は1市1町及び1市での2地域自立支援協議会がある。ひとつは、個別支援会議から抽出される地域課題に対する取組や障害福祉計画策定への参画等協議会が活性化しているが、もうひとつは、市町共同設置で協議会運営を進めてきたが、施策への反映状況等市町の取組み状況に差があることから、必要な課題については協力・連携することとして、地域自立支援協議会については新たに個別に設置する方向で次年度に向け調整中である。

圏域では、障害者の就労促進に向けた検討経過のレポート作成や施設との協働による成年後見制度の利用促進に向けたモデル的な取組み等を行っている。

3 【湘南西部圏域】

3市2町で構成。3市ごとに3地域自立支援協議会及び2町共同設置による地域自立支援協議会の合計 4つの地域自立支援協議会がある。

この圏域では、障害者自立支援法施行以前から相談支援体制の枠組みを活用して、早期から部会ごとの検討を進めている市や、隣接市町より取組みが遅れていたグループホーム入居者への家賃補助について、自立支援協議会での検討、提言を受け市の施策として実現した市のように、協議会が活性化している一方で、設置はしたが、部会のレベルでの取組みの活性化にむけ課題を残している地域もある。

また、圏域内に特別支援学校が6校あることから、圏域単位で「特別支援教育ネットワーク」を構成して障害児の課題について情報交換を行う等、圏域の社会資源の整備状況を踏まえた取り組みが行われている。

4 【県央圏域】

5市1町1村から構成しているが、地域自立支援協議会は4市が単独設置で、1市1町1村の共同設置の計5つの地域自立支援協議会がある。いずれも平成19年度上半期までに設置され、協議会も個別支援会議を基礎とした課題抽出が行われている地域である。

また、圏域単位で委託相談支援事業所による連絡会を定期的に実施しており、専門相談機関を含めた支援困難事例に対する課題解決の取り組みを行っている。

5 【県西圏域】

2市8町で構成。「1市3町」と「1市5町」の2つの地域自立支援協議会がある。この圏域だけで、 県全体の4分の1を占めているため、移動に時間を要する地域である。このため、事業所のカバーする地域が広範囲であること、観光地を抱え休日の道路事情の問題や利用者が点在していること等、サービス提供体制の確保の点で事業者が参入しにくい状況がある。こうしたことから、この圏域は、障害福祉サービス事業が2市に集中しており、町には資源が少ないため、圏域単位のネットワーク構築が重要であり、2期障害福祉計画策定において、圏域全体を視野に入れた障害福祉サービスの将来見通し及び必要なサービスの確保に向けた取組みを図っていくこととしている。

- 6 横浜市:市の自立支援協議会と合わせ、区ごとに自立支援協議会を設置予定である。(平成22年3月 現在18区中17区に設置済)。相談支援体制についても、身近な相談者、個別支援会議を中心的に開催する 区役所を始めとした一次相談機関、更生相談所や入所施設等の専門相談機関を中心とする二次相談機関の 重層構造で展開している。
- 7 川崎市: 7区からなり、市の自立支援協議会を最上位の協議会として、区ごとに自立支援協議会を設置している。相談支援体制については、「障害者生活支援センター」が基幹型と地域型に分かれて存在している。30数箇所の委託相談支援事業所があるが、そのうちの12箇所が基幹型となっており、区の自立支援協議会の運営や困難事例への対応などの機能を地域型のセンターに付加して行っている。
- 8 相模原市:平成19年度に市障害者自立支援協議会を設置。現在3部会構成。平成18年、19年に旧津久井郡4町を合併したため、1市ではあるが、旧相模原市域と津久井地域4町では、人口、面積、社会資源の整備状況について差異が見られる。1市で1障害保健福祉圏域を構成しているため、圏域自立支援協議会は設置していない。平成22年4月から制令市へ移行予定。

2. 都道府県自立支援協議会の経過(発展段階に応じて)

本県では、障害者自立支援法施行以前においては、国の事業実施要綱に基づいて3県市(県域(政令市を除く)(以下「県」という。)、 横浜市及び川崎市)独自に障害者ケアマネジメント体制の推進を行っていた。

◆「障害者ケアマネジメント体制推進事業」の実施

(18年度~19年度)準備・試行期:(PLAN・D0の期間)

第1段階:

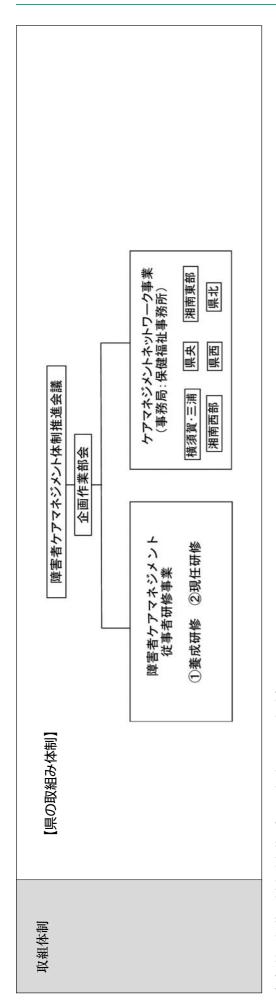
 \subseteq

概況

平成12年度から障害者ケアマネジメント従事者養成を行っていたが、従事者の養成に加えて、「障害者ケアマネジメント体 制推進事業」の名称で、障害保健福祉圏域単位での支援ネットワークの形成等について検討を行い、障害者ケアマネジメントの推進 を図ってきた。

限付かせるための取り組みを実施した。これは、「ケアマネジメントネットワーク会議」として行ったもので、保健福祉事務所を事務 平成16年度からは、圏域単位で研修修了者を対象とした事例検討会を実施し、関係機関の連携を図り、ケアマネジメントを地域に ②従事者養成・現任研修修了者を対象とした3障害合同の事例検討会の ③障害者ケアマネジメントに関する研修会・講演会の開催により、関係機関連携の下地作りを行った。 ①圏域におけるケアマネジメント体制の連絡調整、

•横浜市では、横浜市障害者施策推進協議会の中に横浜市ケアマネジメント検討部会を設置し、平成16年の第1期障害者プランで相談 支援システムの体制整備を重点施策に掲げた。相談支援をさらに充実するためには、相談支援を行う人材の育成と活用が重要と考え、 今後の研修内容等障害者ケアマネジメントに関わる人材の育成について検討を始めた。 ◆川崎市では、「生活支援センター連絡会」を設置し、福祉事務所や生活支援センター等、実際に障害者支援に従事する者の質の向上 連携を図り、地域における総合的な障害者支援サービスの提供体制の整備を行った。 福祉事務所や生活支援センターの他、グループホームや作業所の支援員、精神科病院のPSW、居宅介護事業所のヘルパー、訪問看 平成15年度に設置した「生活支援センター連絡会」の体制強化を図るため、平成16年度からは市内を4つの地区に分け、地区別分科会 護師、介護支援専門員等が参加。市(本庁)の障害保健福祉部と障害者更生相談所が事務局として参加。 を立ち上げた。



第2段階:制度移行期(H18年度~H21年度) (ດ

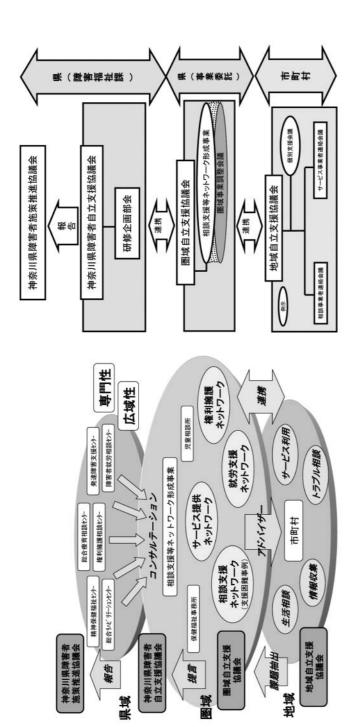
第2段階以降は県域(政令市を除く)についての記述です。

概況

第1段階において、行政機関中心の枠組みでケアマネジメント体制の推進に取組んできたが、複数の市町村で構成される県内の5つの 障害保健福祉圏域で「都道府県相談支援体制整備事業」を実施することとし、社会福祉法人等に運営を委託する圏域自立支援協議会を [ポイント] 他県でも配置型でアドバイザー事業を実施しているところがあるが、本県の特徴としては、ネットワーク形成事業にお いて隔月開催される「圏域事業調整会議(以下「調整会議」という。)」により、5圏域の事業進捗状況把握や、地域自立支援協議会の 進捗状況を把握できることにある。圏域自立支援協議会を設置し、地域自立支援協議会の構成員が委員となることで、三層構造の相談 支援体制を構築することとしているが、都道府県自立支援協議会で取り上げる議題調整など、これにより、受託事業者は他圏域の状況 も把握することが可能となる。また、この調整会議の構成員は県内の専門相談機関も含まれているため、専門相談についても圏域単位 設置して重層的な相談支援体制の構築を図る「障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業(以下「ネットワーク形成事業」 ※ 平成18年度は法施行があり、実質的な推進体制は平成19年度から現行の体制で推進している。 「障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業」の開始 での事業展開に取組みやすい。 いう。)」を開始した。

なお、政令市及び1市で圏域を構成している中核市については、圏域自立支援協議会は設置せず、神奈川県障害者自立支援協議会に おいて県全体の相談支援体制を把握することとした。

◆神奈川県の相談支援体制の枠組み



圏域自立支援協議会と障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業の関係】

- 圏域自立支援協議会の設置
- 5つの障害保健福祉圏域に圏域自立支援協 ý (1) 相談支援等のネットワークの構築を図るため、都道府県自立支援協議会に加え 議会を設置する。
- 圏域自立支援協議会の設置・運営業務は、社会福祉法人等に委託し、年に2回以上開催する。 (2)
- 2 相談支援等ネットワーク形成事業の実施
- 5つの各障害保健福祉圏域において、相談支援ネットワーク等の形成を図るため、関係機関の連絡調整会議等の開催による 各種ネットワークの形成、研修事業等を実施する。

母 教

	() () () () () () () () () ()
取組	(2)相談文接等をットリーク形ぬ事業は、住営倫他は八等に安託して馬施する(以下「受託は八」という。)。 (3) 受託事業者は、閥域自立支接協議会の合意の下、関係機関の支接・協力を得て、事業実施する。(事業実施計画を圏域自立支接
体制	、
	3 圏域事業調整会議
	(1) 役割・構成
	相談支援等ネットワーク形成事業の取りまとめを行い、圏域自立支援協議会での地域課題の抽出、神奈川県障害者自立支援協議
	会への報告事項の調整、受託法人間の情報交換の機会、及び受託法人への必要な支援等を行い、事業の円滑な推進を図る場を設定
	する。調整会議は、「ネットワーク形成事業」受託事業者、専門相談機関、県、調整会議事務局から構成する。
	(2) 事業内容
	・受託法人が行う事業への支援
	・神奈川県障害者自立支援協議会への参画
	・相談支援体制整備等に関する提言

【機能別の具体的な取組み内容】

予算額	全体」の予算額欄に記載
残された課題	○ 実態把握の方法については、受託法人に配置したアドバイザーが相談支援事業所の事例検討会や業務連絡会に出席するか、地域自立支援協議会からの報告等によるものであるため、客観的に評価されたものではない。
具体的な取組み成果	○ 当初、全体の情報量と しては少ない時期もあっ たが、「圏域自立支援協 議会」及び「調整会議」 があることで、タテの流 れ(地域・圏域・県)と ヨコの流れ(地域連携) の実態把握・情報共有を 効率的に行うことが可能 となった。
具体的な取組み内容・経過	○ 実態把握については、
この時期の課題 (取組みのきっかけ)	○ 当初から「調整会議」 の場で、地域実際を記 握する環境や「圏域目 立文援協議会」に田席 する地域自立文援協議 報共有する枠組みはあ か、地域目立文援 協議会が未設置である か、地域開立支援 の課題として、整理さ れていないことが多く、 報告中心であった。 一 会ての市町村で地域自 立文援協議会を設置し、 個域自立支援協議会を設置し、 個域自立支援協議会を設置し、 種式では、1市を除く をての市町村で地域自 は支援協議会を設置し、 種は方式を設置し、
	1 地域の実態把握、情報の共有機能

	この時期の課題 (取組みのきっかけ)	具体的な取組み内容・経過	具体的な取組み成果	残された課題	予算額
2 地域の相談支援体制のバックアップ機能	○ 第1段階における圏域を単位としたネットワーク形成の取組みも踏まえ、個別支援会議の定着や相談支援事業所もので、 の定着や相談支援事業所をの立た。 また、地域自立支援の また、地域自立支援の 業分の立ち上げが進まない地域や参託相談事 率所がない地域など、 の支援が必要であった。	 ○ 「ネットワーク形成等の表別 来」に相談大法等のネットワークの形成をのネットワークの形成を付置づけ、受託法人を中心とする 高格会や事例検討会を選挙 所は面面している問題や 相談事例を抱え込まないよう。 はの前面している問題や 展開した。 ○ 圏域自立支援協議会の 場や「ネットワーク形成 域自立支援協議会の 域自立支援協議会の 域自立支援協議会の 域自立支援協議会の 域自立支援協議会の意識 を伝えるとともに、協議 会立ち上げに向け、運営 發見会組織の立ち上げに向け、運営 接を行った。 	○ 定期的に開催すること により、相談支援事業所 間での連携が進んだ。 短期間に地域自立支援協 議会の設置促進が図られ た圏域もあり、相談支援 に対する意識付けが図ら れた。 ○ 圏域間での取組み状況 に違いはあるが、現在で は 圏域ごとに相談支援事業所による連絡会や事例 検討会を行う場を設定し て、具体的な連携や解決 方法の検討を行っるでので。	○ 協働により取組む体制 はできたが、早期の具体 的な解決に必ずしも結び つかない問題がある。 (例:地域に移行先のな い方を受止める施設や移 行支援にあたる支援員の 存在等)	<u>니</u> ㄸ

予算額	프 E
残された課題	○ 当初は、圏域由立支援 協議会を開催するが、地 域自立支援協議会未設置 の市可が多く、アドバイ ず一による地域実態の担 超が中心で、地域自立支 援協議会での協議による 地域課題の抽出というプ ロセスではなかった。 での委員からなる圏域由 立支援協議会事務局な でれるようになった。 のれるようになった。 のれるようになった。 のれるようになった。 のれるようになったが、 地域で解決が困難である 第代出来ない場合、どの ように地域に返していく かという問題が残る。
具体的な取組み成果	○ はいません は を は と は と は と と な と な と も は と な と も と か な が 、 当 を と か な か な か な か な な な な な な な か な か な か
具体的な取組み内容・ 経過	○
この時期の課題 (取組みのきっかけ)	○
	3 金 部

子算額	디	・県単独研修事業の実施 (4,300千円) ・特別対策事業 の活用 (7,000千円)
残された課題	○ 地域生活定着支援センター等本県での取組み事例のない分野での支援の 蓄積が必要。	 人材養成方針や研修事業内容について、研修企画部会の定例開催等、県の自立支援協議会において協議する過程が必要である。
具体的な取組み成果	○ 発達障害支援センター が圏域のアドバイザーを 核として実施する機関支援を目的とした巡回相談 の実施、圏域をモデル地域として実施した高水 域として実施した高水膨 機能障害者地域支援推進 検討事業及び精神障害者 退院促進支援事業の取組 み等について研修会や報 日った。	○ 市町村域での文機 田本 事例に対して、更任相談 を含めな類になり、 を合めなりは、 を記録、 を記録、 を記述、 を記述、 の 相談、 の には、 の にない、 の には、 の にない、 の には、 の には、 の にない、 の には、 の には、 の には、 の には、 の にない、 の には、 の には、 の には、 の には、 の には、 の には、 の にない、 の には、 の にない、 の には、 の には、 の には、 の には、 の には、 の には、 の には、 の にない、 の には、 の になった。 の には、 の には、 の になった。 の には、 の には、 の にない、 の には、 の にない、 の には、 の には、 の にない、 の には、 の には、 の には、 の にない、 の には、 の には、 の には、 の にない。 の には、 の には、 の には、 の にない。 の にない。
具体的な取組み内容・ 経過	○ 専門相談機関の活用を 図り、市町村域を越えて 行う相談支援に対応し、 個域を単位とする重層的 な相談支援体制を構築す るため、「調整会議」の構 成員として参加し、各専 門相談機関が地域実態の 情報共有を図れるように するとともに、市町村で解 決困難な事例等に対する 支援での協力を要請した。	● 國域を単位とした専用 相談機関による研修会、 実践報告会等を実施した。 「ネットワーク形成事業」において、機関連携 のほか、相談支援、就労、 権利擁護等にかかる研修 会を等圏域の事業者を対 象とする研修会を実施す ることにより、事例検討 図った。 一部会での検討過程はないが、事務同レベルにおいず、事務局レベルにおいる でい、特別アドバイザー まる従事者スキルアップ 研修等に取組んだ。
この時期の課題 (取組みのきっかけ)	○ 障害者自立支援法に 基づく県の役割を路ま え、発達障害、高次脳 機能障害等への対応と して、県の総合計画に 位置づけ、重層的な相 談支援体制を整備して 障害保健福祉 圏域で支 表を展開することとし た。	○ 第1段階での取組みの経過から人材育成部門にかかる「研修企画部会」を設置したが、部会での検討ではなく、現場レベルでの検討会を経て実施していた。 ○ 人材養成はしていたが、実践レベルでの質の向上、底上げを図るとともに従事者同士の遺構が必要であった。
	4 広域・専門的相 談支援の調整機 能	5 人材育成機能

	この時期の課題 (取組みのきっかけ)	具体的な取組み内容・経過	具体的な取組み成果	残された課題	予算額
存	 部道府県自立支援協議会については、地域と全県をつなぐ「のりしろ(連携部分)」を拡大し、「地域(イットワーク)・県(広域調整、施策検討)」での三層構造による重層的な相談支援体制を構築する方針があった。 	○ 「圏域事業調整会議」 が県の自立支援協議会の 実質的な企画作業部会の 機能を果たしており、地 域と圏域をつなぐ受託法 人 (アドバイザー)、専門 ・ (アドバイザー)、専門 ・ (お) ・ (お) ・ (お) ・ (お) ・ (お) ・ (を)	○ 圏域ごとにアドバイザーを配置したことに加えて、アドバイザー事業の受罪法人が圏域自立支援協議会の事務局を担うことで課題把握がしやすかった。 圏域事業調整会議の設置により、各圏域のアドバイザーが定期的に情報をつことで、年間計画に位置づけていなかったグループホーム世話人対象の研修会を圏域ごとに全具で開催する等、現場の決況に応じて相談支援やサービス提供の取り組みを展開することができた。	○ 現在は、神奈川県障害者自立支援協議会に諮る議題については、圏域目立支援協議会で出出された。 立支援協議会で出出された、圏域事業調整会議での検討 内容を中心に事業所管課 (県協議会事務局)が選 定する形となっている が、障害者施策推進協議 会との関係も含めた現行 の枠組みの検証が必要で ある。	・ 障害保健福祉 圏域相談支援等 ネットワーク形 成事業委託料 (5箇所分) (H21年度: 51,000千円)

3. 神奈川県の取り組みをふまえて(コメント)

「圏域ごとの協議会の充実」がカギ

神奈川県は、平成9年に障害保健福祉圏域を設定し、平成12年度から障害者ケアマネジメント従事者養成を行ってきました。障害保健福祉圏域を設定し、その圏域ごとの支援ネットワークの形成などについて検討を行い、障害者ケアマネジメント体制を推進してきました。この検討が実り、平成16年度からは、圏域単位での事例検討から関係機関の連携を図る会議を行い、自立支援協議会の前身となる取り組みを先駆的に行いました。この圏域ごとにきめ細かな取り組みをする姿勢は、自立支援協議会の設立後も生かされ、成果をあげています。現在は、政令市を除く5つの障害保健福祉圏域を設定しています。広域的な調整機能を持たせるために、複数の市町村から構成される障害保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置して、以下のような取り組みを進めています。

(1) 市町村の課題把握から全県の課題の抽出

圏域自立支援協議会を設置することにより、市町村ごとに設置されている地域自立支援協議会の課題をきめ 細かく把握することができるようになっています。神奈川県の場合、地域による特性の違いが大きく、圏域ご とに課題を把握することが有効です。

具体的には、圏域ごとにアドバイザーを配置し、アドバイザー事業の受託法人が圏域自立支援協議会の事務 局を担うことにより、課題解決しやすい体制ができています。

県自立支援協議会で取り上げる議題の調整なども、圏域ごとの自立支援協議会が担うことにより、全県にわたる課題を抽出することもできています。

(2) 市町村の相談支援機能への充実した支援

圏域自立支援協議会は、相談支援事業所による連絡会や事例検討会の場を設定し、具体的な検討や解決方法の検討を行っています。また、地域における相談支援の実態や地域自立支援協議会の実情を把握したうえで、 圏域内の市町村に対し、地域自立支援協議会の意義を伝え、立ち上げ支援を行っています。実情を把握したうえでの立ち上げ支援となっており、その効果は高いものとなっています。

(3) 広域・専門的相談支援の調整機能

市町村の相談支援機能を強化するなかで、広域・専門的な支援がなければ解決できない課題が出てきます。これについても圏域自立支援協議会が協議を行い、その解決に努め、発達障害への支援、精神障害者の退院促進、権利擁護など、複数の専門相談機関がかかわる必要性の高い事例への対応が図られています。課題に対応した研修会の実施や報告書の作成なども行われています。これらの調整機能を果たしつつ、サービスの供給促進が必要な場合など、それを県の担当部署に求め、課題解決のための施策の充実に続けていくことを進めていくことが今後の大きな課題です。

(4) 県独自の人材養成システムの構築

相談支援の充実のためには、従事する相談員の人材育成が欠かせないことから、神奈川県では、県単独事業で従事者のスキルアップ研修などに取り組み、人材育成に努めてきました。研修の実施と、研修終了者による検討会の実施との相互効果により、課題解決に視点をおいた人材育成が行われています。

相談支援の強化の要は、障害者への相談支援を直接担う市町村の地域自立支援協議会を活性化し、その機能をいかに強化し、支援していくかにかかっています。その意味で、県の自立支援協議会を圏域ごとに設置し、その圏域の地域特性を生かす方向で、地域自立支援協議会の強化を進めている神奈川県の自立支援協議会には、他県においても参考となるものがあります。

地域自立支援協議会での課題解決に都道府県自立支援協議会が積極的にかかわることにより、県内全体の相談員の人材育成やサービスの調整の工夫が図られ、さらには必要不可欠なサービスの供給の強化が図られていきます。その意味において、都道府県自立支援協議会の機能強化による障害者相談支援機能、障害者福祉全体の発展が期待されています。

第3節「全都道府県的課題の抽出(整理)機能」の好事例 【滋賀県】

1. 都道府県の基本情報

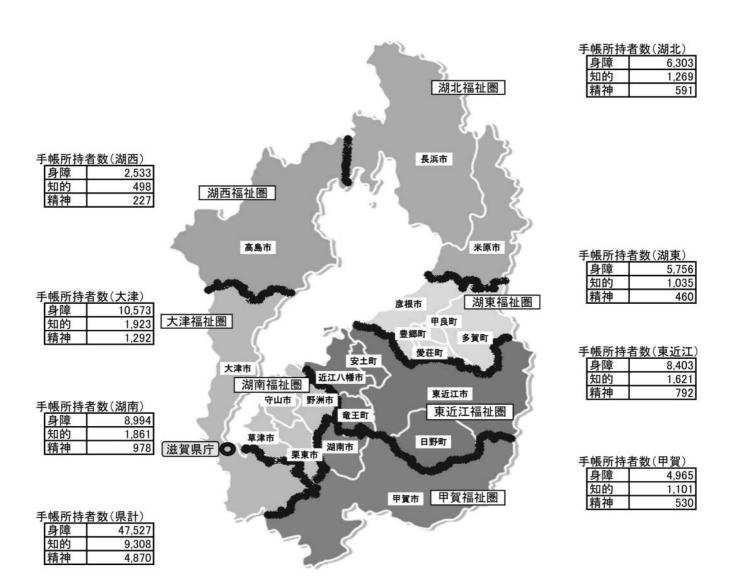
(1) 都道府県の庁内体制



(2) 都道府県下の市町村の状況

①圏域設定の状況

圏域名		市町村数	人口	面積
都道		2 0	1,401,073 人	4017.36km²
1	大津福祉圏域	1	330,293 人	464.10km²
2	湖南福祉園域	4	313,200 人	256.55km²
3	甲賀福祉圏域	2	149,319 人	552.18km²
4	東近江福祉圏域	5	235,592 人	728.12km²
5	湖東福祉圏域	5	154,795 人	392.16km²
6	湖北福祉圏域	2	165,303 人	931.25km²
7	湖西福祉圏域	1	52,571 人	693.00km²



②圏域の概況

滋賀県は日本列島のほぼ中央に位置し、周囲を1,000m前後の山々に囲まれ、中央部には県土の約1/6を占める琵琶湖を有する。

滋賀県では昭和56年に策定した福祉圏構想に基づき、県域に7つの福祉圏を設定し、障害児の通園事業や生活支援センターの整備など単独の市町村では対応が困難な課題への取り組みを進めてきた。

各福祉圏の地域自立支援協議会も、平成7年甲賀福祉圏に設置された甲賀郡心身障害児・者サービス調整会議の取り組みに倣い、「福祉圏」を単位として全県的に整備を進めてきたサービス調整会議の取り組みの延長線上に位置づくものである。

◎ 大津福祉圏

1市で福祉圏 (圏域自立支援協議会)を構成する。(県庁所在地)

今年度から中核市へ。南北に細長く、社会資源も多様であり地域性や抱える課題も異なる。これらの地域課題の解決に向けて、地域自立支援協議会の運営にも工夫が見られ運営会議と専門部会を中心的会議として位置付け、地域課題の協議・検討が進められている。

地域自立支援協議会	
定例会議	隔月
運営会議	毎月
全体会議	年1~2回
専門部会等	日中支援部会 就労支援部会 居住支援部会 居宅支援部会 当事者部会 乳幼児療育スタッフ会議 相談支援連絡会
委託相談支援事業所	7事業所

○ 湖南福祉圏

4市で福祉圏 (圏域自立支援協議会)を構成する。

各市単独地域自立支援協議会と圏域自立支援協議会を設置する二層構造にある。各市で解決すべき 課題と広域でとり組むべき課題の整理を進めている。各市自立支援協議会はエリア及び行政部局の小 回りがきき、保健・福祉分野に止まらず、労政や児童、高齢福祉分野の担当課も構成員とされている ことから、多分野、部局横断的連携がしやすい環境にある。

地域自立支援協議会	
定例会議	年4回
運営会議	毎月
全体会議	年1回
専門部会等	進路部会 重度障害者進路先保障検討会 行動障害支援ネットワーク
委託相談支援事業所	3事業所

◎ 甲賀福祉圏

2市で福祉圏 (圏域自立支援協議会)を構成する。

滋賀県のサービス調整会議のモデルとなった地域であり、今も他圏域のリード役となっている。蓄積された地域課題や障害福祉計画の進捗管理をサービス調整会議で実施しているが、財政事情などにより、課題への対策が具現化しにくい状況にあることから、施策の具体化に向けた検討を行う場とし

て新たに「推進会議」を今年度創設し、重要課題の一つであった「重症心身障害者の通所の確保」について合意形成ができた。

地域自立支援協議会	
定例会議	隔月
運営会議	毎月
全体会議	年2回
推進会議	随時
専門部会等	精神障害部会 特別支援教育部会 相談職種ネットワーク部会 進路調整部会 就労支援部会 福祉を考える集い 進路を拓〈懇談会 余暇支援事業員会 福祉的通園対策検討会 国中一時支援事業検討会
委託相談支援事業所	4事業所

◎ 東近江福祉圏

5市町で福祉圏 (圏域自立支援協議会)を構成する。

設立当初から県の地方機関が事務局機能を担い、広域調整機能を果たしてきたが、今年度から事務 局機能を県の地方機関だけでなく、相談支援事業者と市町の三者共働で実施されている。相談支援事 業者は、相談支援活動と同時に圏域の支援システムの構築でも中核を担う。またこの地域の特徴とし て挙げられるのが、権利擁護機能のとり組みである。各地域に安心相談員を設置し、障害者を権利侵 害から護るための見守り機能を果たしている。

地均	或自立支援協議会	
	定例会議	毎月
	運営会議	毎月
	全体会議	年2回
	専門部会等	進路部会施設連絡協議会相談職種ネットワーク部会発達障害部会 光達障害部会 よかよか事業運営委員会 地域生活支援体制あり方検討部会 相談支援ファイルワーキング 働き応援プロジェクト 地域生活体験事業運営委員会 権利擁護事業あり方検討部会
委	托相談支援事業所	4事業所

◎ 湖東福祉圏

1市4町で福祉圏(圏域自立支援協議会)を構成する。

サービス調整会議の設置については他圏域に遅れたが、最近の運営においては地域課題の整理と部会設置を精力的にとり組んでいる。また定例会議の運営においても、参加者の主体性とモチベーションを高めるため工夫をしている。その一つに相談支援事業者の報告事例を参加者全員がグループに分かれて意見交換する機会づくりがある。また参画者の学習の機会づくりとして「ミニ研修会」と称する福祉に関する学習会を実施していることも特徴的活動内容である。

地域自立支援協議会		
定例会議	毎月	
運営会議	毎月	
全体会議	年2回	
専門部会等	通園専門部会 就労部会 居宅調査部会 地域移行部会 児童進路部会 行動障害を抱える人の課題に対応するプロジェクト	
委託相談支援事業所	2事業所 2事業所	

◎ 湖北福祉圏

2市で福祉圏 (圏域自立支援協議会)を構成する。

昨年12月まで2市6町の広域自立支援協議会であったが、平成21年1月に合併があり、2市による自立支援協議会に変化した。このこともあり、昨年度はリニューアルに向け専門部会以外は一時休止状況にあったが、今年から組織を再編し再スタートすることになる。他圏域同様、相談支援事業者から地域の課題整理は提案されており、特に重症心身障害者の活動の場の確保と重度のケアホームの整備が、今後部会・検討会を設置してとり組んでいくことが確認されている。

地域自立支援協議会	
定例会議	隔月
運営会議	隔月
全体会議	年2~3回
専門部会等	事業所部会 就労支援部会 相談ワーカー部会 当事者支援部会
委託相談支援事業所	2事業所

湖北は1事業所に集結

◎ 湖西福祉圏

1市で福祉圏(圏域自立支援協議会)を構成する。

合併により5町1村が一市になった地域。広い面積の割には人口規模が小さく、社会資源数も限られるが、その地域特徴を地域自立支援協議会でうまくカバーしている。利用者、社会資源、行政がお互いに顔の見える関係性ができているため、情報共有ができやすい環境にある。

地域自立支援協議会	
定例会議	毎月
運営会議	毎月
全体会議	年1回
専門部会等	就労支援部会 発達障害部会 地域移行部会 進路調整部会
委託相談支援事業所	3事業所

2. 都道府県自立支援協議会の経過(発展段階に応じて)

第1段階:サービス調整会議創設期(H7年度~H13年度)

(平成13年当時) ○○地域のサービス調整会議はこのようになっています。~ サービス提供体制の問題点の把握 課題解決への方策検討等 2市7町主管課長による (情報交 各部門の定例メンバーの他、出席を希望する サービス提供後の評価実施・メニュー (課題を整理し、全体会議へ) 委員は自由に参加することができる。 サービス調整会議 共引作新設置 計画協議会 邻 検討・情報の共有 本 例 换·情報提供等) 定 県が進行役 年に2回程度開催します

各市町が開催。(電話で招集可) 創作・軽作業型共同作業所への入所決定のための調査・検討を行う場とする 開催市町は、他の市町に対し助言や情報を得るための出席を要請することができる ケーュや針へ繋のお鍋い田和経ささ集用)。でした事数目に注けせる
創作・軽作業型共同作業所への入所決定のための調査・検討を行う場とする 開催市町は、他の市町に対し助言や情報を得るための出席を要請することができる アーフ 給計へ業の記録い担担経式を出り、アリを重数目に送付する
開催市町は、他の市町に対し助言や情報を得るための出席を要請することができるケースを計へ業のお為い田田程式を併用している事数目に注けする
ゲーン 検討 今歌 () 郭 毎 1 年 祖 田 雄 北 文 年 田 1 一 日 1 文 重 教 目 7 光 十 7 元
く、人気は対義と記述る名はなれて区にし、ナウを主ならに区にいる
関係機関間の柔軟な対応・住民相談の迅速な処理

	この時期の課題 (取組みのきっかけ)	具体的な取組み内容・ 経過	具体的な取組み成果	残された課題
1 地域の実態把握、情報の共有機能	各地域でプランを具現化への取り組みが、各地域で独自に実施されており、情報共有はできなかった。	県の地方機関を対象にサービス 調整会議の情報共有のための不 定期会議を実施。	先進事例報告を共有し、体制づくりの意識は整えられた。	先進地の形からはいったために、地域特性を生かしたとり組みはできなかった。
2 地域の相談支援 体制のバックア ップ機能	滋賀県の独自事業として平成8年から7福祉圏域に生活支援センターを整備する計画があり、6年かかったが平成13年度に整備を終了した。	H13年以降は地域ケアシステム 推進事業担当の巡回支援で情報 の収集を実施する。 平成13年に任意協議体として生 活支援センター協議会が発足。 サービス調整会議の活用におけ る体制整備を推進する確認の場 となる。	先進地に習っていく意識は醸成できた。	地域においては、県行政と相談 支援事業者のみがシステムの必 要性を考えている程度。社会資 源全体の意識には至っていなか った。

. 具体的な取組み成果 残された課題	特になし 具体的活動のあり方をどう創る か。	特になし が弱い時期、一方で重症児・者 の在宅志向が強まった時代であり、在宅支援施策が課題となっ で顕在化した時代。	-協議 相談支援事業者のスキルの向上 国が必須としていた相談支援従 自主研 と、地域の関係者へのサービス 事者研修を県直営で実施するこ スキル 調整会議も含めた相談支援体制 との困難性を解消する策が必要 された。 の必要性の周知ができた。 であった。
	体制づくり後 具体的活動の か。	重症心身障害 が弱い時期、 の在宅志向が り、在宅支援 て顕在化した	
具体的な取組み成果	特になし	特になし	相談支援事業者のスキルのと、地域の関係者へのサー調整会議も含めた相談支げの必要性の周知ができた。
具体的な取組み内容・ 経過	特になし	特になし	平成13年生活支援センター協議 会が創設されてからは、自主研 修事業として相談支援のスキル アップ・周知研修が実施された。
この時期の課題 (取組みのきっかけ)	圏域の体制づくりが精一杯の時期。課題の抽出まで至っていない。	この時代の広域・専門的相談機能と言えば、障害者更生相談所・児童相談所程度であった。活用機会で言うと、個別支援の判定や本人のアセスメント機能での活用となっていた。	平成10年国の相談支援従事者研修が制度化されるまでは、人材育成の研修はほとんどなかった。
	3 全都道府県的課題の抽出 (整理)機能	4 広域・専門的相 談支援の調整機 能	5 人材育成機能

(1) 第2段階:サービス調整会議育成期(平成14年度~17年度)

概況

先進地域のサービス調整会議は個別ニーズから派生した地域課題を整理し、優先順位の高い課題に対してプロジェクト検討会や専門部 会を創設していた。しかし後発の地域の中には、とりあえず先進地に倣った「形」を行政主導で整備するに止まり、専門部会等を設置す るものの、個別ニーズへの対応に止まり、そこから普遍化される地域課題の解消に至るサービス調整会議の機能が十分に発揮できない地 域もみられた。

大ペン 就労分野においては、平成15年甲賀圏域からスタートした就業・生活支援事業が順次各福祉圏域に整備されたことで、サービス調整会 議の組織に就労支援部会が設置され始めたのもこの時期である。雇用と福祉の連携は養護学校新卒者の進路保障と生活支援では、 とのできない連携のあり方として地域に根付いていった。

地域のサービス調整会議のバックアップ機能として、滋賀県社会福祉事業団に創設(平成13年)された地域ケアシステム推進事業の果 たした役割も大きい。またこの時期は平成15年度から導入された支援費制度下の時期に重なり、地域生活支援が重要施策として取りあ げられた時期となった。その意味においても地域ケアシステム構築が重要性を増した時期でもある

取組体制	サービス調整会議の中核的活動を、生活および就労の相談支援事業の活動と位置付け全県展開していった時期であるが、中核を担う相
	談支援事業の活動の格差がそのまま、サービス調整会議の格差につながることになった。また相談支援事業が重要な役割を担うにも関わ
	らず、受託法人の意向や相談員の捉え方と評価に違いがあった。
	①生活支援センター協議会において、相談支援事業者の意識の統一化を諮るための協議や研修会が実施された。
	→ 相談支援事業者の格差是正と、地域実態と課題の共有化と解決の方策の確認の機会となった。
	②生活支援センター協議会では、サービス事業(基盤)に関する全県的課題についても協議・検討され、県に対して提案も行ってきた。
	③地域ケアシステム推進事業を継続して実施し、サービス調整会議を中心とした地域のケアシステムの充実・強化を支援した。
	④地域ケアシステム推進事業で取り組む相談支援従事者研修を生活支援センター協議会と連携して実施するなど、人材育成の場でもサー
	ビス調整会議への認識強化に努めた。

【機能別の具体的な取組み内容】

	この時期の課題 (取組みのきっかけ)	具体的な取組み内容・経過	具体的な取組み成果	残された課題
3 全都道府県的課 題の抽出 (整理) 機能	各圏域のサービス調整会議に参画することで地域の課題を情報収集することができたが、全県的課題の抽出までは行き着かなかった。	巡回支援で収集した課題を生活支援センター協議会で確認し、センター協議会として施策提言につなげることもあった。	地域ケアシステム推進事業および、生活支援センター協議会と もに県との連携はできており、 日常的に情報の交換や委託事業 の内容確認、センター協議会へ の県担当者の参加が実施され、 情報の共有化はされていた。	在宅施策が県施策から市町村施 策に移行した時期でもあり、厳 しい財政状況の中において、課 題を制度化することの困難な時 期でもあった。
4 広域・専門的相談 支援の調整機能	生活支援センター協議会の会員 である相談支援事業者は県の障 害者プランに基づき、圏域整備 (広域整備)を進めてきたが、 支援費制度により市町村の時代 を迎える事となる。	相談支援事業者に平成14年度から雇用分野の相談機能が制度化された。また国のモデル事業として発達障害に特化した支援センターも制度化されたことで、広域・専門的機能を有する相談支援が急速に広がりを見せた。	発達障害者支援センター事業運 営協議会からも運営委員として参 画、連携のあり方について協 議・検討が実施された。他方雇 用分野は労働施策として独自に 動いていた時代で、生活支援セ ンター協議会との連携は十分で は無かった。	潜在化していた相談者が、サービス調整会議や生活支援センターの活動で顕在化した時代。さらに雇用や発達障害の人への支援も視野に入った時期で、ますますその役割が重要になった。しかし支援費制度以降、市町村独自の判断でサービスにも差が生じており、支援の組み立ても福祉圏で一律とはいかない状況が出てきた。
5 人材育成機能	平成13年度から生活支援センタ 一協議会において県から受託し た2級ホームヘルパー養成研修 を始め、当事者相談従事者研修、 ITサポーター養成研修事業等の 人材育成事業を実施した。	在宅支援を担うべき人材不足、 ピアサポーターの養成の必要 性、主に身体障害分野における I Tサポーター養成の必要性に 応える形で、県が人材育成事業 として委託することになる。	いずれの養成研修も一定の成果を上げ、障害福祉現場で活躍する人材も生まれた。反面、高齢分野と比べると支援の内容の違いからか、業務継続する人材は多くはなかった。	障害特性や障害に対する理解の 部分を、一般住民に周知してい くことが、人材確保のための最 大の課題となっていた。

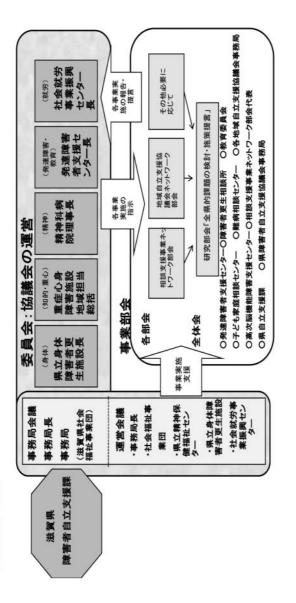
(2) 第3段階:障害者自立支援法下における実践・醸成期 (平成18年度~21年度)

成	障害者自立支援法により自立支援協議会が制度化されたことは、サービス調整会議の充実・強化にとり組んでいた滋賀県にとっては 追い風となったことは確かである。 一方で、地域の関係者や行政が対等の立場で、それぞれ主体的に参画してきたサービス調整会議というネットワークを、国では設置 主体に行政を想定している自立支援協議会にどう位置づけるかという本県固有の課題もあった。 まず県の自立支援協議会については、県が直接運営するのではなく、任意団体に委託したことが特徴的とり組みとして挙げることが できる。このことにより、行政直営により懸念される、運営の硬直化や担当者の配置転換によるモチベーションの変化を回避し、従 来の柔軟なネットワーク性を維持できるほか、各種研修事業も同時委託することにより、地域の自立支援協議会を担う人材育成を一 体的に図ることが可能となっている。かといって委託丸投げではなく、県担当者も積極的な参画姿勢でとり組んでおり、運営会議を 定期的に実施、県当局との連携もとりながらの運営が実施されている。 他方、地域自立支援協議会は従来どおりのサービス調整会議の機能継続で、その目的を充分に果たしている。
取組体制	都道府県自立支援協議会は、県の付属機関と位置づけられる施策推進協議会とは異なり、個別支援会議からの議論の積み重ねと、互いに主体として対等な立場でのネットワーク性を重要視しており、そのためベースとなる活動に相談支援事業ネットワーク部会(生活支援・雇用支援)(隔月開催)がある。その他全体会議と称して、県相談機関等(障害者更生相談所・児童相談所・教育委員会・発達障害者支援センター・高次脳機能障害支援センター・維病支援センター・地域生活定着支援センター等)と各地域自立支援協議会事務局・相談支援事業ネットワーク部会(表せンター・高次脳機能障害支援センター・維病支援センター・地域生活定着支援センター等)と各地域自立支援協議会事務局・相談支援事業ネットワーク部会代表で構成する会議を開催しており、全県的情報と課題の共有化を図っている(年2回開催)組域自立支援協議会は、障害者自立支援法施行に伴い名称をサービス調整会議から自立支援協議会に切り替えた圏域が4圏域、機能は自立支援協議会の三層権造も出てきた。地域自立支援協議会の実施主体は市町村であり、今後この形が増加していく傾向が予測される。また事務局機能も発足当初の県の地方機関から市町に移管するところが増加してきている。このことも今後ゆるやかに移管されていくことが予測される。このことはメリット、デメリット両面を含んでいる。住民に近い行政が実施主体として専務局を担うことは当然の流れではあるが、昨今の厳しい財政状況が地域自立支援協議会の活性化を阻むこともあり、地域自立支援協議会のメリットである行政と民間事業者の共働の場であることをしっかり認識して推進していかなければならない。

滋賀県障害者自立支援協議会組織

任意団体による運営(県事業委託)





【機能別の具体的な取組み内容】

み内容・ 具体的な取組み成果 接された課題	き続き、県自立支援協議会と 滋賀県下の地域自立支援協議会 地域間格差は依然としてあり、域ケアシステム推進事業で各 の実態はほぼ把握できている。 市町村の時代に添った地域自立域自立支援協議会に参画し、 また事務局との連携もできてい 支援協議会のあり方について再域実態と情報の把握、事務局 る。 構築していくことが求められての連携に努めている。 いる。
この時期の課題 (取組みのきっかけ) 経過	6議会と地域ケアシ 引
(1)	1 地域の実態把 場合文援 基、情報の共有 ステム推進 機能 接協議会に 情報の把握、

	この時期の課題 (取組みのきっかけ)	具体的な取組み内容・経過	具体的な取組み成果	残された課題
2 地域の相談支援 体制のバックアップ機能	生活支援センター協議会を引き継ぎ県自立支援協議会が相談支援体制のバックアップ機能を果たしている。自立支援協議会に移行後は生活支援と就労支援を含めたネットワーク強化と教育との連携体制も意識してとり組まれている。	県自立支援協議会は委員会、相 談支援事業、地域自立支援協議 会事務局ネットワーク部会、全 体会議、運営会議、事務局会議、 研究部会と重層的な組織であ り、全体として地域支援を実施 している。また地域巡回支援も 継続実施中。	依然として地域間格差は存在しているものの、確実に地域特性に応じたそれぞれの自立支援協議会の実践が工夫しながら、活性化に向け日々とり組まれているのが現状であり、成果と評価できる。	それぞれの独自性を大事にしな がら、各地域自立支援協議会が 自主的に運営されるよう、巡回 支援のゆるやかなフェードアウ トも検討する必要がある。基金 事業であるアドバイザー事業の 今後の行方とも関連する。
3 全都道府県的課 題の抽出 (整理) 機能	県自立支援協議会の組織として 現場の相談支援専門員と地域自 立支援協議会事務局のネットワ ークを核とし、さらに全体会議 において全県的広域・専門的機 能が全て参集し、情報交換と現 場から報告される地域課題につ いての共有化を図っている。	相談支援事業ネットワーク部会において、相談現場及び地域自立支援協議会から発する全県的課題に対し、整理後、研究部会を立ちあげ協議・検討されている。	それぞれの課題から研究部会立 ちあげ、課題解決のための方 策・県への施策提言をとりまと めしている。課題の例を取りあ げると地域移行のための生活体 験の場の確保、強度行動障害の 人への支援のあり方、精神障害 者の地域移行推進策、障害者雇 用の推進策等々である。	施策提言までは至るが、行政と して財源措置ができないために 施策として実現できないことが 課題となっている。 また、互いに主体として対等な 立場で参画するネットワークの 中で、提言を行う側と提言を受 ける行政とが対峙するのではな い関係性の構築が課題でもある。
4 広域・専門的相 談支援の調整機 能	県自立支援協議会として全体会議を開催することで、広域・専門的機能の活動の現状や課題は共有できている。ただし、近年対象者が広範囲になってきている状況。	発達障害・高次脳機能障害・難病・触法障害者支援等々に対応する支援センターは設置ずみである。現状は各支援センターが地域自立支援協議会に出向き、機能説明と連携を図っている状況。今後個別支援でますます連携が求められる。	整備がされた状況であり、具体的成果はこれからである。ただし個別支援においては広域・専門的期間との連携で個人の課題解決に向けた実践はなされている。	県自立支援協議会として広範囲 な対象者や支援者の課題を、具 体化していく方策を考えなけれ ばならない時期に来ている。

	この時期の課題 (取組みのきっかけ)	具体的な取組み内容・経過	具体的な取組み成果	残された課題
5 人材育成機能	県自立支援協議会の発足に伴い、おもな人材育成事業を協議会に委託された。このことにより各種研修による人材育成の総合的・一体的とり組みが可能となる。	県自立支援協議会において相談 支援従事者・サービス管理責任者・行動援護従事者・ホームー ヘルパースキルアップ等々の研修を実施し、人材育成も含めた 地域自立支援協議会の充実・強 化を総合的・一体的に実施。	各研修事業の事前準備、運営、 振り返りをきめ細かに行い、内 容のある研修に連結している。 また研修に当たる指導者の育成 も意識的に実施。	単に研修に参加したことにより 資格要件が認められるのではな く、研修による到達点を評価し、 また研修修了後も常にスキルア ップを促す人材育成の仕組みが 必要。

3. 滋賀県の取り組みをふまえて(コメント)

- ○滋賀県は、1981年に県内を7つの福祉圏域に分割し、圏域を基盤とした福祉圏構想を策定しました。南北に長く社会資源も多様である地域性を踏まえ、市町単位での社会資源整備の限界性を見極めた、結果の取組という印象を持ちました。当時の関係者の方々に、先見の明があったといえるでしょう。
- ○その結果、支援費制度や自立支援法へと法律が変化していっても、地域を基盤とした取組に揺るぎはありませんでした。つまり、1981年から自立支援協議会につながっていった取組過程において、会議の名称や一部機能は変わっても、官民が協働し県全体で発展してきた様子は、報告書からもはっきりと読み取ることができます。
- ○なぜこのように、県全体がレベルアップをしてきたのでしょうか。

ヒアリングの中では、滋賀県が県内において行われている取組をしっかりと把握し、(①地域の実態把握、情報の共有機能) その中から効果的で有用な取組を抽出し、それを範として県全体の計画に位置づけ、明確な方針の基に、実践を重ねて来た結果といえます。

- ○また、早い段階から、滋賀県が市町のバックアップを行うために滋賀県社会福祉事業団に「地域ケアシステム推進事業」を設置し、(②地域の相談支援体制のバックアップ機能)、相談支援事業を地域の中心とした、先進的な取組も、効果的であったようです。
- ○一方で滋賀県は、地域特性の違いなどから地域差が生じてきたことを察知すると、生活支援センター協議会を設置し、地域実態の共有や研修会などを行い、人材育成(⑤人材育成機能)を強化して、相談支援事業者の意識統一を行うことによって、格差の是正に努めてきました。(地域づくりは人材作りから)
- ○以上のような、目標を明確にした実践が滋賀県下で積み上げられていく中、障害者自立支援法による自立支援協議会の設置が、さらに追い風となりました。それまで、滋賀県独自と捉えられていた取組が、名称の違いこそあれ、国の法律の中に位置づけられたことで、圏域を超えた形での取組(③全都道府県的課題の抽出(整理)機能)を、さらに修練させることになったようです。

サービス調整会議 (個別支援会議) から積み上げ、県全体の地域課題に集約させていく、ボトムアップ型システムの完成形といえるかもしれません。

○その結果、圏域を超えた大きな課題(④広域・専門的相談支援の調整機能)に対しても、今まで以上に検討する場が明確になり、施策化だけではなく、地域間や社会資源間の調整によって、対応できるような幅も広がり、今後より一層の発展が期待されています。

それゆえ、滋賀県は全国の都道府県の中において、その取組は常に注目されているといえましょう。

第4節 「人材育成機能」の好事例 【広島県】

1. 都道府県の基本情報

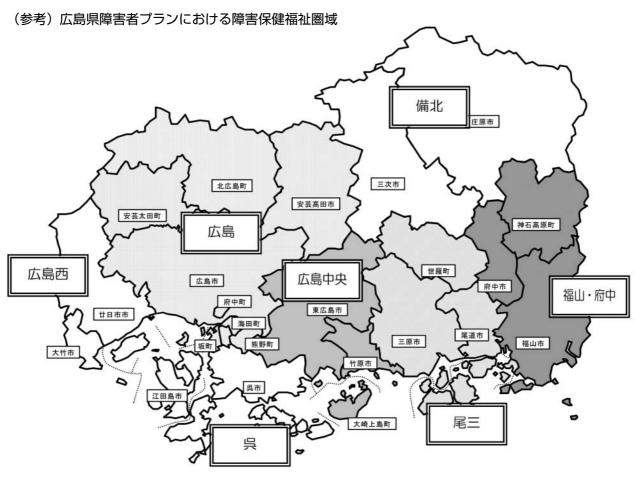
(1) 都道府県の庁内体制

①都道府県名	広島県
②自立支援協議会担当部署名	広島県健康福祉局 社会福祉部 障害者支援課
③庁内体制図	(県自立支援協議会の所管部署)・障害者支援課内の2グループで所管事務を分担している。・障害者施策のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関することは健康対策課が所管しているため、一体的・総合的な施策推進のための調整が必要となる。
	①障害者支援課 企画グループ →県自立支援協議会の総括,専門部会運営 ②障害者支援課 自立支援室 地域生活支援グループ →県自立支援協議会専門部会・研修ワーキンググループの運営 →相談支援体制整備担当(アドバイザー派遣),相談支援従事者等研修 担当(人材育成)
	(障害者施策に関連する県庁横断的な会議体) ・障害者施策に関連し、障害者支援課が所管する県庁横断的な会議体としては以下のものがある。 ① 広島県障害者施策推進本部(本部長副知事):全局長、教委、県警 ② 広島県障害者施策推進協議会:健康福祉局長、商工労働局長、土木局長、教委、県警 ③ 広島県障害者自立支援協議会:健康福祉担当課、商工担当課、教委担当課 ③の県自立支援協議会の全体会においては、関係課が具体的に課題を持ち寄り、協議するには至っていないが、専門部会においては、課題を中心にして横の連携が出来つつある。 ②の施策推進協議会と③の県自立支援協議会は、構成メンバーが一部重複しているが、現在、具体的な連携には至っていない。

(2) 都道府県下の市町村の状況

①圏域設定の状況

	圏域名	市町村数	人口	面積
都过		23	2, 884, 093	8, 478.67
1	広島障害保健福祉圏域	8	1, 346, 302	2, 504.58
2	広島西障害保健福祉圏域	2	148, 049	567.91
3	呉障害保健福祉圏域	2	274, 141	454.73
4	広島中央障害保健福祉圏域	3	220, 508	796.90
5	尾三障害保健福祉圏域	3	267, 135	1, 034.17
6	福山・府中障害保健福祉圏域	3	526, 629	1, 095.59
7	備北障害保健福祉圏域	2	101, 329	2, 024.79



圏域名	市町名
広島障害保健福祉圏域	広島市,安芸高田市,府中町,海田町,熊野町,坂町,安芸太田町,北広島町
広島西障害保健福祉圏域	大竹市,廿日市市
呉障害保健福祉圏域	呉市, 江田島市
広島中央障害保健福祉圏域	東広島市,竹原市,大崎上島町
尾三障害保健福祉圏域	三原市,尾道市,世羅町
福山·府中障害保健福祉圏域	福山市,府中市,神石高原町
備北障害保健福祉圏域	三次市,庄原市

※この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、医療法に基づく広島県保健医療計画の「二次保健医療圏域」及び老人福祉法・介護保険法に基づく「ひろしま高齢者プラン」の「老人福祉圏域」と同じ圏域とするとともに、各計画の圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。

②圏域の概況

(圏域での取組みが難しい広域で多様な地域)

- ・県西部には県庁所在地である広島市(政令指定都市),県東部には中核市である福山市が位置している。 また,県北部には中山間地,県南部には瀬戸内海に位置する島しょ部が所在している。
- ・社会資源は都市部に集中する傾向にあり、中山間地の自治体等は隣接する規模の大きな自治体の福祉サービスに頼っている現状がある。一方で、小さな町では介護保険事業の活用など独自の工夫をしながら支援体制を構築しているところもある。
- ・市町村合併が進み80を超える市町村から23市町になったこともあり、障害保健福祉圏域が旧市町村単位 等の生活圏域と連動した一体的な動きが難しい地域もある。
- ・県の障害者施策の推進拠点は, 市町への権限委譲が進んでいることもあり, 基本的には本庁一元管理である。
- ・地域自立支援協議会は、各市町が単独で設置しており、圏域を意識した連携や連動した動きは少ない。

(市町や地元の相談支援事業者の主体性の重視)

- ・アドバイザー派遣事業については、いわゆる圏域配置型ではなく、派遣型を採用している。これは、担 当圏域を固定せず、課題に応じて複数名のチームを組み活動する体制の方が現時点においては、効果的 であると考えているからである。(現在アドバイザーは9人) こうした体制をとっている背景には、県 やアドバイザーが「地域の個別課題については、市町や地元の相談支援事業者が主体的に考えることを 大切にする」というスタンスを取ってきたことも影響している。
- ・市町へアドバイザーが入る場合は、まず県庁担当者とアドバイザーでヒアリングに出向き、情報を持ち帰って、アドバイザー連絡会議でアプローチ方法を組み立てている。その後、派遣依頼に応じたチーム編成をし、2回目に訪問することで、効果をあげつつある。

(地域自立支援協議会の運営状況)

- ・市町の主体性を重視しながら、県として後方支援をしているが、地域自立支援協議会の運営状況に格差が生じている。
- ・規模の小さな自治体では、障害福祉サービス事業所等が少なく、社会資源開発が進まない状況もある。 一方、大都市は、規模が大きすぎて地域自立支援協議会のイメージが持てないという課題を抱えている。
- ・規模の小さな自治体等では、相談支援事業への予算的な制約や地域内に指定相談支援事業所がないなどの理由から、広域で実施したり行政直営で相談支援事業を実施している。そのような自治体では、行政の窓口対応が中心の相談支援になっていることもあり、個別のニーズや困りごとが把握しにくく、自立支援協議会が機能しにくい面もあるが、地域自立支援協議会の機能に着目した視点は重要であり、地域内で機能しているネットワークや共助システムについても評価していく必要がある。
- ・人口1万人前後の地域がよく見える市町、人口10万程度のソーシャルワークの手ごたえが得やすい市町 の地域自立支援協議会は効果的な運営ができている印象がある。

2. 都道府県自立支援協議会の経過(発展段階に応じて)

	把握する把握たった。	社圏域 対策事 パーク, ともに	
った。 ていた。	は何に困っている7 6町に出向いて課 した研修会を開催	平成19年度に福山・府中障害保健福祉圏域を立ち上げた。(障害者自立支援特別対策事設・事業所,特別支援学校,ハローワーク,関係者相互が顔見知りの関係を作るとともに	
/ョンは持ちにくか) と開催回数が減っ	ればよいか,市町 ドバイザーが直接 こ。 登事業者等を対象と	平成19年度に福口を立ち上げた。(を立ち上げた。(1設・事業所,特別関係者相互が顔見	
県自立支援協議会の役割) ・平成18年度に県自立支援協議会を立ち上げたが,この時点では,県としての明確なビジョンは持ちにくかった。 ・県自立支援協議会の当初の主な議題は障害福祉計画の策定であり,計画ができてしまうと開催回数が減っていた。	地域自立支援協議会の支援方策の模索) ・県として地域自立支援協議会の立ち上げ、運営の円滑化に向けてどのような支援をすればよいか、市町は何に困っているか把握するために、平成19年度から書面による実態調査を始めた。(別添1) ・調査の結果、書面調査だけでは困っていることの具体的な内容が分からないため、アドバイザーが直接市町に出向いて課題を把握すること,県と市町が率直に意見交換する場を設けることが必要ということに気づいた。 ・そこで、市町、県及びアドバイザーが意見交換をする機会を設けたり、市町と相談支援事業者等を対象とした研修会を開催した。	広域対応としての就労支援ネットワーク会議のモデル的立ち上げ) ・就労支援のネットワークの必要性について県自立支援協議会からの課題提起があり、平成19年度に福山・府中障害保健福祉圏域 (福山市,府中市,神石高原町)において、モデル的に「就労支援ネットワーク会議」を立ち上げた。(障害者自立支援特別対策事業の活用) 業の活用) ・具体的には、障害者就業・生活支援センターを事務局として、就労支援にかかわる施設・事業所、特別支援学校、ハローワーク、 商工会議所、行政、企業といった関係者が一同に会して、定期的な勉強会を開催し、関係者相互が顔見知りの関係を作るとともに 情報交換を進めた。	福祉保健部 障害者支援室 企画グループ →県自立支援協議会の総括 障害者支援室 地域生活支援グループ →相談支援体制整備担当 (アドバイザー派遣),相談支援従事者等研修担当 (人材育成)
この時点では,県十画の策定であり,	b域自立支援協議会の支援方策の模索) 県として地域自立支援協議会の立ち上げ、運営の円滑化に向けてとるために、平成19年度から書面による実態調査を始めた。(別添1)調査の結果、書面調査だけでは困っていることの具体的な内容が気すること、県と市町が率直に意見交換する場を設けることが必要とそこで、市町、県及びアドバイザーが意見交換をする機会を設けた	デル的立ち上げ) 立支援協議会から デル的に「就労支援 事務局として, 就に会して, 就に会して, 定期的な	相談支援従事者等何
会を立ち上げたが, な議題は障害福祉言	fの模索) の立ち上げ,運営(面による実態調査を は困っていること(意見交換する場を記	(広域対応としての就労支援ネットワーク会議のモデル的立ち上げ)・就労支援のネットワークの必要性について県自立支援協議会か(福山市, 府中市, 神石高原町)において, モデル的に「就労支業の活用)・具体的には, 障害者就業・生活支援センターを事務局として, 16商工会議所, 行政, 企業といった関係者が一同に会して, 定期的情報交換を進めた。	グループ ドバイザー派遣),
(県自立支援協議会の役割) ・平成18年度に県自立支援協議 ・県自立支援協議会の当初の主	(地域自立支援協議会の支援方策の模索・県として地域自立支援協議会の立ち、るために、平成19年度から書面による・調査の結果、書面調査だけでは困っ、すること、県と市町が率直に意見交担・そこで、市町、県及びアドバイザーカ	ンての就労支援ネッ ハネットワークの必 育中市, 神石高原II :, 障害者就業・生 :, 行政, 企業とい 進めた。	県福祉保健部 ①障害者支援室 企画グループ →県自立支援協議会の総括 ②障害者支援室 地域生活支援グループ
(県自立支援市 ・平成18年度 ・県自立支援	(地域自立支持・ ・県として地っために、 ・調査の結果・ するにと、 ・ペこで、市	(広域対応としての就・ ・就労支援のネット ¹ (福山市, 府中市, 業の活用) ・具体的には, 障害 商工会議所, 行政, 情報交換を進めた。	県福祉保健部 ①障害者支援 →県自立支 ②障害者支援 ・
概況			取組体制

第1段階:体制検討期(平成18年度~19年度)

【機能別の具体的な取組み内容】

整題を 2 次 第 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	具体的な収組み内容・ 経過 (場フドバイザーの活用) (県アドバイザーの活用) (県アドバイザーの活用) (県アドバイザーの活用) (県産舎者相談支援セミナーの開催(先進自治体の実践発表,特別フドバイザーによる講演) 神石高原町)において、モデル的に「就労支援ネットワーク会議」を立ち上げた。	この時期の課題 (収組みのきっかけ) (収組みのきっかけ) (収組みのきっかけ) (取組みの実態把握 施 (県フドバイザーの (県フドバイザーの (県フドバイザーの (県フドバイザーの (県フドバイザーの (県フドバイザーの (県フドバイザーの (東京発表,特別 (福山市, 神石高原町) (モデル的に「対 カトアル的に「対 とデル的に「対 とデル的に「対 とまずたの

子算額	H18年度 905千円 (県アドバイザー 派遣事業費を含 む) H19年度 816千円 (県アドバイザー 派遣事業費を含
残された課題	○継続支援
具体的な取組み成果	○地域自立支援協議会の設置数の増加
具体的な取組み内容・ 経過	○地域自立支援協議会の立 ち上げ支援 ○連携方策の検討
この時期の課題 (収組みのきっかけ)	○全市町における地域自立支援協議会の設置 ○地域自立支援協議会相 互の連携及び県障害者 自立支援協議会との緊 密連携
	全 本

(平成20年度~平成21年度) 第2段階:実働期 (0)

		300	账			l
貧ステップアップ計画の策定	2009相談支援従事者GL研修	钟	あいさつ	研修のプログラムについて	任 者 研 棒 ● GLの心構え・GLの独点について 要 脱 明 I ● 相談支援の目的と方向性について	
ま で と と と	09相	画	44	初任者研修 摄要説明 1	初午	
の策類取り	20	\$	5	5	7.0	
祉計画 提言の		超生	13:00	13:05	13:10	
概況 ()H20年度:相談支援・研修部会及び就労支援部会による取組み, 第2期障害福祉計画の策定, 工賃ステップアップ計画の策定 ()H21年度:相談支援・研修部会及び療育部会による取組み, 障害児療育に係る提言の取りまとめ	(県自立支援協議会の部会活動の始まり:相談支援・研修部会) - 過去において、ケアマネジメント従事者養成研修を県では実施しなか		った時期かあり、その際、障害の専門が對を越えて県内の相談文援事	業者の有志が集まり独自の研修カリキュラムを作成するなかで、平成	17年度には県が実施する研修が再開された。	

担当(敬称略) 順中 ●「地域自立支援協議会の役割と活用(模様個別支援委 議)」におするGLの共通認識事和について ・質核が含みびGLからの要望・提案 ・まとめ 3 日 目 ●「ケアマネジメントの展開I・II」の目的と流れにつ 概 要 説 明 いて 「漢習のまとめ」の流れとボイントについて 70 数 4 日 1 ● 相談支援の目的と方向性について 概 要 脱 明 I ● 相談支援の目的と方向性について 共通事例報告の説明及び質疑応答 前年度の状況 ● GL自己評価集計報告と分析 「凝智1・1」について 5日目PW 概要限明 5日日AM概要院明 噩 20 10 40 1 5 20 20 10 20 13:10 14:40 15:40 16:35 14:20 14:50 15:00 15:55 16:15 16:55 しかし、有志が集まる任意の検討会では、その位置付けが不明確であ るため, 平成20年度に県自立支援協議会の中に相談支援・研修部会を

その成果 部会による人材育成の基本方針として「県外講師に頼らず,県内の講 として次世代が育ち、裾野も広がっている。研修前に開催しているグ 師やグループリーダーで研修を運営する」こととしており、 ループリーダー研修も人材育成の効果を期待したものである。 設置し、フォーマルな位置付けで活動ができるようにした。

(地域自立支援協議会の事務局機能強化)

- めてきたが、自分たちの自立支援協議会がどの発展段階にあるのか、どういう方向に向かっているのかということについて共有してい 地域も見受けられた。そこで、市町行政と相談支援事業者が自らの地域のあり方について一緒に考えられるしかけとして、地域自立支 第1期に始めた書面による実態調査や市町,県及びアドバイザーの意見交換会等をベースにしながら、地域の自主性を尊重しながら進 ンを共有したり、協働していくことが重要であると考えた。また、相談支援専門員が所属する法人内の異動等により代替わりがあった くことも大切だと気付き始めた。そのためには、まず地域自立支援協議会の事務局の中で、行政と相談支援事業者が対話をし、ビジョ **援協議会の発展段階別自己評価, 6 つの機能自己評価を全県で実施し,その結果を比較分析できるよう県から情報提供した。** (別添2) (別添3)
- 障害のある人の暮らしを支援するには、福祉等の関係者だけでなく、様々な関係者を巻き込む必要があり、そのコーディネート 地域自立支援協議会の立ち上げから数年が経過し、アドバイザーの活動等を通して、大切なことに気付き始めている。 協議会事務局がうまく機能しないと,個別支援会議の報告がされても課題が整理されず次に活かされない。 機能やキーマンを発掘していくことも必要であることが分かってきた。 また,

このため、今後は、協議会事務局の中核的な人材育成と、市町単位で選任され始めている「地域推進員」を重ね合わせながら、自助・ 公助・共助のバランスが取れた市民全体のまちづくり,ソーシャルワークができる仕掛けを構築する予定である。

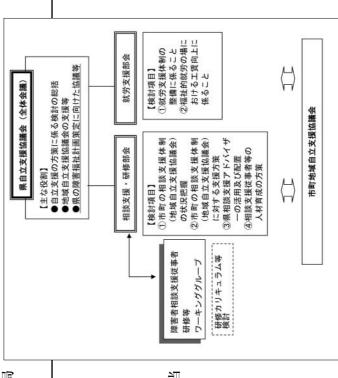
各市町の横の連携や情報交換が促進されるよう、地域自立支援協議会事務局 連絡会議を定期的に開催していく。

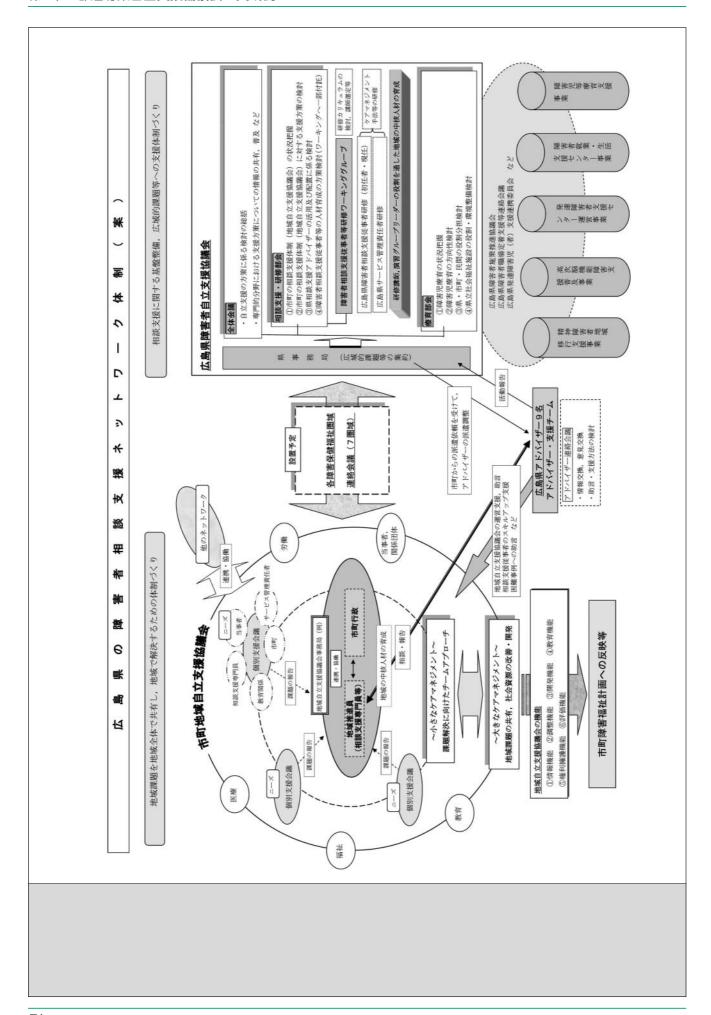
取組体制

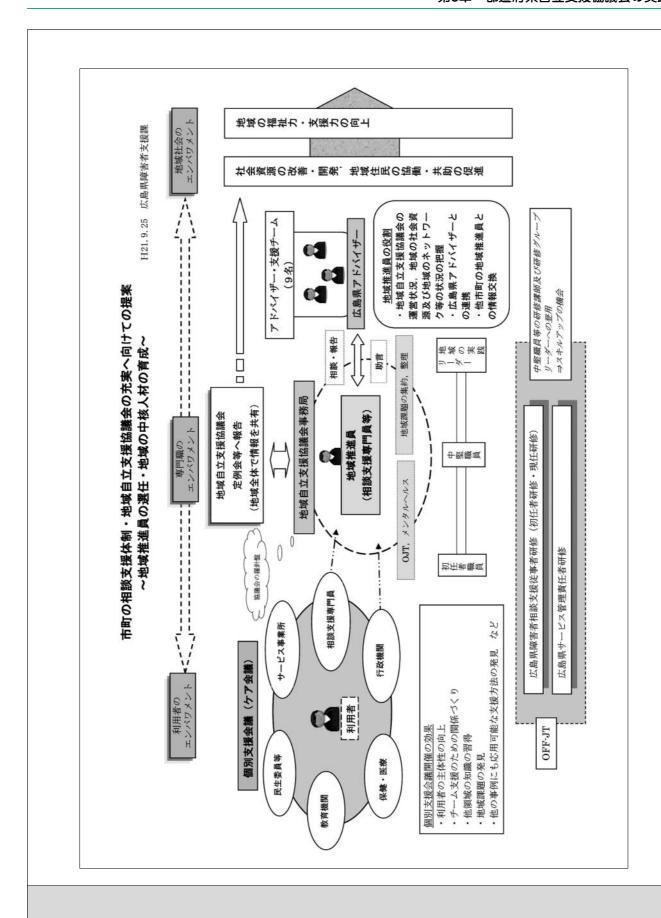
県健康福祉局

- ①障害者支援課 企画グループ
- →県自立支援協議会の総括, 専門部会運営
- ②障害者支援課 自立支援室 地域生活支援グループ →県自立支援協議会専門部会・研修ワーキンググループの運営
- →相談支援体制整備担当 (アドバイザー派遣), 相談支援従事者等研修担当

(人材育成)







【機能別の具体的な取組み内容】

この時期の課題 (取組みのきっかけ)
○各地域の実態把握,市町間の連携
○アドバイザーの増員や アドバイザーのチーム 編成の必要性の提言 (平成20年度県障害者自 立支援協議会「相談支 援・研修部会」報告書)

	この時期の課題 (取組みのきっかけ)	具体的な取組み内容・経過	具体的な取組み成果	残された課題	子算額
3 全都道府県的課題の抽出(整理)機能				○地域自立支援協議会事務 局連絡会議を継続的に開催し、地域課題等につい て集約をしていく。 心必要に応じて圏域ごとに 連絡会議を設け、広域的 課題等を集約し、県障害 者自立支援協議会へ報告 する仕組みについて検討 していく。 ○相談支援・研修部会の事 務局機能を充実し、地域 課題の整理、アドバイザ 一の活用などについて検 計していく。	
4 広域・専門的相談支援の調整機能	○就労支援への広域的な 対応の必要性○専門相談における役割 分担	○福山・府中障害保健福祉 圏域において立ち上げた 「就労支援ネットワーク会 議」を引き続き運営 ○平成21年度末には,尾三 障害保健福祉圏域におい て就労支援ネットワーク 会議を立ち上げ予定 ○県障害者自立支援協議会 「就労支援部会」における 広島県工賃ステップアッ プ計画の策定 ○発達障害者支援センターにおける は高次脳機能センターにおける	 ○ネットワーク会議主催の研修会には,企業の方にも参加していただいた。 ○教育,福祉関係者等が集まって,顔の見える中でお互いの取り組み状況について把握ができた。 	○関係者の情報交換, 意見交換に留まらず, 具体的に協働するための仕組みづくり ○企業側にも魅力のある研修会等を企画する。 ○各市町に設置されている地域自立支援協議会の「就労支援部会」との連携を進める。 ○専門相談についての, 市町における一次相談の充実。	就労支援ネットワ ーク事業委託費 H20年度 1,000千円 H21年度 2,000千円 (障害者自立支援 特別対策事業)

予算額	H20年度 研修委託費 2,315千円 H21年度 研修委託費 2,241千円	H20年度 764千円 (県アドバイザー 派遣事業費を含む) む) H21年度 836千円 (県アドバイザー 派遣事業費を含む)
残された課題	○現在, 県が実施している相 談支接従事者研修及びサ ービス管理責任者以外の 県独自研修の実施の検討 (個別支接会議の進め方, ソーシャルワーク等) ○研修講師やグループリー ダーなど長期間にわたり 研修に携わっている人に 過重な負荷がかからない ような工夫や体制整備が 必要である。	〇継続支援を実施する。
具体的な取組み成果	○演習グループのリーダー 研修を行うなど,地域の 中核人材を育成していく ための仕掛けができた。 ○県としても,人材育成の 重要性についてより意識 するようになった。	○地域自立支援協議会の設置数が増加した。
具体的な取組み内容・経過	○県障害者自立支援協議会 「相談支援・研修部会」の 下部組織に、研修のワー キングループを設置し、 任意で行ってきた検討会 をフォーマルになものに 位置付け	○地域自立支援協議会の立 ち上げ支援 ○連携方策の検討
この時期の課題 (取組みのきっかけ)	○障害分野の枠を越えて 住意に研修検討に関わ る相談支援事業者の取 組みを継承し,発展さ せるためのフォーマル な位置づけの組織の必 要性	○全市町における地域自 立支援協議会の設置 ○地域自立支援協議会相 互の連携及び県障害者 自立支援協議会との緊 密連携
	5 人材育成機能	体

3. 広島県の取り組みをふまえて(コメント)

- ○広島県の都道府県自立支援協議会は、当初は主に障害福祉計画策定の意見照会をするための会議体でした。
- ○しかし、国から示された機能を参考にしながら、「①地域の実態把握、情報の共有機能」を果たすために、県として書面による実態調査やアドバイザーに同行した市町訪問を行う中で、次第に、「市町行政や地域の相談支援事業者が情報交換し、自らの地域のあり方について主体的に考える必要がある」ことに気づき、情報の共有の場としてのセミナー等を開催するようになりました。
- ○その中で市町や相談支援事業者の力量のばらつきが明らかになると,「①地域の実態把握,情報の共有機能」の一環として,行政と相談支援事業者が一緒に地域自立支援協議会の発展段階,6つの機能を自己評価する機会を設け,その結果を全県にフィードバックしました。
- ○また、「②地域の相談支援体制のバックアップ機能」を果たすために、福祉を通して地域全体のまちづくりを考え、福祉とともに地域も強い力をつけるための人材として「地域推進員」を構想し、県から市町へ提案して、現在具体化に向けた検討を進めています。
- ○一方,「⑤人材育成機能」については、以前から障害種別をこえた相談支援事業者の有志が研修検討会を立ち上げてきた動きをフォローし、県自立支援協議会「相談支援・研修部会」のワーキンググループとして位置づけ、その活動をオーソライズしました。
- ○ここで検討されたプログラム内容は、現場実践に即したものとして相談支援専門員の視点を転換させる効果を上げています。相談支援従事者初任者研修の演習に当たっては、生事例を活用していることも特徴です。また、人材育成の基本方針として「県外講師に頼らず県内講師、グループリーダーで研修を運営する」ことを徹底してきた成果として、次世代が育ち、裾野も広がりつつあります。
- ○また、「④広域・専門的相談支援の調整機能」については、特別対策事業費を活用して、県内の喫緊の課題であった就労支援に取り組み、モデル圏域での「就労支援ネットワーク会議」の立ち上げ、運営、工賃ステップアップ計画の策定等の一定の成果を挙げています。
- ○発達障害や高次脳機能障害などの専門相談については、センター事業を民間に委託して対応していますが、 相談が過度に集中しているため、市町における一次相談の充実は、重要な課題となっています。
- ○これらの取り組みを積み上げてきた結果として、地域自立支援協議会の事務局機能強化の必要性という次に 取り組むべき課題が明確になっており、この課題の解決過程で、県の都道府県自立支援協議会の機能として、 「③全都道府県的課題の抽出(整理)機能」が充実されていくことが期待されます。
- ○このような取り組みが可能になったのは、アドバイザーや県自立支援協議会へ参画する人が、現場の中で気付いたことなどを出し合い、具体的な提案をしていった結果、県としてもそのことを受け止め、県全体としての取り組みにつなげていったことがあります。

県としての考え方	主な取り組み内容
①市町行政, 地域の相談支援事業者が自らの地域の課題に主体的に取り組むことを前提とする。	・圏域担当のアドバイザーは設置せず,市町のニーズに応じたチーム対応とする。 ・地域自立支援協議会の事務局機能に着目し,中核人材の育成や福祉に限定しないまちづくりを進める「地域推進員」を育成する。
②アドバイザーは地域自立支援協議会の運営については、①のことからも後方支援に徹し、地域の人の力を引き出したり、気付きを促すことを重要視している。 今後は、個別支援会議への支援等、その活動の幅を広げていく。	 ・県障害者自立支援協議会「相談支援・研修部会」の下部組織に、研修のワーキンググループを設置し、公的な場で関係者の合意形成した上で人材育成を進めている。 ・研修運営の担い手を県内から確保することを徹底している。
③県行政は、市町行政、地域の相談支援事業者、 アドバイザーが活動しやすいような環境を整 備する。(主体的にかかわる)	 ・市町の実態把握、相互の情報共有のため、書面による実態調査や市町担当者・相談支援事業者を集めたセミナー等を実施している。 ・アドバイザーの市町への訪問等に県担当者が同行する等、市町の主体的な取り組みを前提としながらも県も主体的に体制整備に参画している。

- ○具体的な取り組みの成果が出るまでには時間がかかるかもしれませんが、県が明確な方針を示し、県内の町村、相談支援事業者、アドバイザー、関係機関等に共通の目標を持たせ、それぞれのミッションにあわせた取り組みを働きかけていくことが重要といえます。
- ○これからはアドバイザーの活動をとおして、市町での対応を超えた課題などが顕在化すると予想され、「③全 都道府県的課題の抽出(整理)機能」「④広域・専門的相談支援の調整機能」を中心とした県レベルでの事務 局機能(羅針盤機能)の充実がポイントになると考えられています。

別添 1

		市町相	談支援事業	業の事業実	施計画	(運営	状況報	告)	
						<u></u>	町名:		
基	本的事項								
(1)	人口	_	人	(平成	年	月	日現在)		
(D 身体[2] 療育	除害者手帳 手帳所持者	成19年4 所持者数 数 帳所持者数	_		<u>L</u>			
(3)		变区分别状	況						_
	区分 人数	区分1	区分2	区分3	区分	4 5	₹分5	区分	6
	7,500								
(4)	(うち)	サービス利	用計画作成	対象者数		A)			
相談	淡支援体 第	制の状況 な相談支援 町直営にお 託相談事業	・ (※該当の口	にチェックして		1:	イメージ医療付してく		があれば
相談	淡支援体 第	制の状況 な相談支援 町直営にお 託相談事業 の他(地域	(※該当の□5ける体制i者による体	にチェックして 制 ンターとの		1:		ださい	受付時間
相談	淡支援体 第	制の状況 な相談支援 町直営によ 託相談事業 の他(地域 相談窓)) (※該当の□ おける体制 注者による体 包括支援セ	にチェックして 制 ンターとの	連携等)	} [旅付してく	ださい格	受付時間 (夜間休日含行 平日: 夜間:
相談	凌支援体制 一般的が □市町 □委割	制の状況 な相談支援 町直営にお 託相談事業 の他(地域 相談窓)) (※該当の□ おける体制 注者による体 包括支援セ	にチェックして 制 ンターとの	連携等)	} [旅付してく	ださい格格	受付時間(夜間休日舎
相	凌支援体制 一般的が □ 古書 □ その (総合的拠)	制の状況 な相談支援 に記述でにお に相談事業 相談窓 相談窓) (※該当の□ おける体制 注者による体 包括支援セ	にチェックして 制 ンターとの	連携等)	} [旅付してく	格格	受付時間 (夜間休日含: 平日: 夜休日: 平日: 夜間:

- 1						
-	専門的職員の配置部署(事業所)	人数	職種	資格	期待する役割	
1						
-						
						0
地域	自立支援協議会					オルルこ
(1)	設置時期 平成	年	月	旦(設置・記	役置予定・未定)◆ してく	ださい
(2)	設置根拠() ※要#	等添付してください	
(3)	構成員				- 04	
		所属			職名	
1						
-						
(4)	開催状況 (予定)					
(4)	開催状況 (予定) 月日	±:	た器類		協議結果	
(4)	開催状況 (予定) 月日	主	な議題		協議結果	
(4)		主	な議題		協議結果	
(4)		主	な議題		協議結果	
(4)		主	な議題		協議結果	
(4)		主	な議題		協職結果	
	ЯП	0.000			協議結果	
	月日 ネットワーク構築に	0.000				
	ЯП	0.000		協議内容		
	月日 ネットワーク構築に	0.000		協議内容		
	月日 ネットワーク構築に	0.000		協議内容		
	月日 ネットワーク構築に	0.000		協議内容		
	月日 ネットワーク構築に	0.000		協議内容		
((5)	月日 ネットワーク構築に	向けた協	議状況	SST-23 55TV		

		()	協議会			()	協議会	
	所加	K,		職名		所加		16	族名
1									
) 個別ケフ	会議の	開催状況		ケアブ	ラン対象者数	地域自立支援協	第 全報告数	(内 訳)	
		PARAGE	USO D SK		- Allen II m.	SAD LABOR	一般相談	専門相談	因维制
									1
-									
平成18年					d 1. f. but	Walanda Nik			
平成18年 (1)市町 区分	(委託相				る主な相談 容	炎内容等	Б	問題点等	
(1) 市町	(委託相	談支援事		におけ		炎内容等	F	問題点等	
(1) 市町	(委託相) () () () () () () () () () (談支援事		におけ		炎内容等	B	問題点等	
(1) 市町 区分 一般相	(委託相) () () () () () () () () () (談支援事		におけ		炎內容等	Ð	明題点等	
(1) 市町 区分 一般相 専門相	(委託相) () () () () () () () () () (談支援事		におけ		炎内容等	B	明題点等	
(1) 市町 区分 一般相 専門相	(委託相) () () () () () () () () () (跌支援事件 数	業者)	icart in	容		B	問題点等	
(1) 市町 区分 一般相 専門相 困難事	(委託相) () () () () () () () () () (跌支援事件 数	業者)	icart in	容		B	用題点等	2
(1) 市町 区分 一般相 専門相 困難事	(委託相) () () () () () () () () () (跌支援事件 数	業者)	icart in	容		F	用題点等	
(1) 市町 区分 一般相 専門相 困難事	(委託相) () () () () () () () () () (談支援事 中 数 協議会と	業者)	におけ。 内 応した	容主な相談系				面したか
(1) 市町 区分 一般相 専門相 困難事	(委託相) () () () () () () () () () (談支援事 中 数 協議会と	業者)	におけ。 内 応した	容主な相談系	14.64			看したか
(1) 市町 区分 一般相 専門相 困難事	(委託相) () () () () () () () () () (談支援事 中 数 協議会と	業者)	におけ。 内 応した	容主な相談系	14.64			新したか
(1) 市町 区名 一般相 原門相 国難事	(委託相 計談 目談 目談 目談 の 対応への	談支援事件 数 格議会と 評価状況	して対 (地域	におけ、内	容生な相談の	本何	例をどの		看したか
(1) 市町 区名 一般相 原門相 国難事	(委託相 計談 目談 目談 目談 の 対応への	談支援事件 数 格議会と 評価状況	して対 (地域	におけ、内	容生な相談の	14.64	例をどの		看したか

		P
5	県自立支援協議会に対する事業実施計圏(運営)に係る助言、要望等	
		J
6	その他/地域自立支援協議会の立ち上げに支障となっている主な要因(未設	設置の市町)
	記入者所属()
	記入者職氏名(電話番号(3

第3章 都道府県自立支援協議会の実践例

別添2

平成20年度調査

調査票

市町名

〇地域自立支援協議会の自己診断

地域自立支援協議会の発展段階から自己診断すると、どの段階にあると思いますか。 下記表内の段階別の指標から該当すると思う段階を「相談支援体制」「行政の関与」「協議会 の運営」の項目別にお答えください。また、その段階とした主な理由は何ですか。

相談	支援体制	行項	女の関与	協議	会の運営
() 段階	()段階	()段階
	相談	相談支援体制 () 段階	G. VALMERSON NO.	()段階 ()段階	()段階 ()段階 (

- ※ この自己診断に当たっては、行政と委託相談支援事業者が一緒に考えてください。
- ※ 現在の地域自立支援協議会の発展段階を確認し、次のステップを踏むための目標を設定する参考にしてください。
- ※ 次の指標は、自立支援協議会の運営マニュアル(財団法人日本障害者リハビリテーション協会) 73ページに記載してある「地域自立支援協議会のステップアップ指標(案)」を基に作成しています。

	相談支援体制	行政の関与	協議会の運営
第1段楷	1.相談窓口が明らかでない。(どこに相談したらよいか分からない。)	1.窓口対応だけとなっていて、地域で生活する障害者のの実態やニーズが把握されていない。	1.協議会が設置されていない。
第2回告	2.相談支援事業が実施されているが窓口対応、電話対応 のみとなっている。	2.相談支援事業者や関係団体と意見交換をして実態の 把握が少しずつ出来始める。	2.協議会は設置されている が,個別支援会議の内容が報告されていない。
第3段階	3.相談件数も増え始め個別 支援会議が開催され始める。	3.個別支援会職に出席し連 携を始める。	3.協議会が定期的に開催され、個別支援会議の内容等の 情報共有が始まっている。
第4段階	4.個別支援会議が当たり前 のように日常的に開催され ている、また積極的な訪問相 談が行われている。	4.個別事例に関与し、協議 会の事務局機能を持つ。(事 務局会議の開催)	4.情報共有が活発になり、 専門部会等の取り組みも具 体化され、協働体制が整う。
第5段楷	5.相談窓口にアクセス出来 る利用者のみならず、きめ細 やかに対応し、全ての利用者 の状態を把握している。	5. 個の課題から地域の課題 を協議会において集積し、官 民協働で課題を解決したり、 施策へ繋げていく機関とし て協議会の必要性を十分認 議している。	5. 新たな社会資源が開発され、施策の提言ができはじめる。

別添3

広島県障害者相談支援セミナー・事前アンケート

市町名

財団法人日本障害者リハビリテーション協会発行の「自立支援協議会の運営マニュアル」 においては、地域自立支援協議会の機能を次の6つに整理しています。

地域自立支援協議会の運営状況と次の6つの機能を対比し、その達成状況を4段階で自己 評価してください(該当する番号に○をしてください。)

※「自立支援協議会の運営マニュアル」の第2章及び第8章をよく読んで評価してください。

地域自立支援協議会の機能

区 分	内 容
情報機能	・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議。調整
開発機能	・地域の社会資源の開発. 改善
教育機能	・構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価・サービス利用計画費対象者、重度包括支援事業等の評価・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

(出典:財団法人日本障害者リハビリテーション協会「自立支援協議会の運営マニュアル」)

4=できている (機能している)	3 = どちらかと言えばできている
2=どちらかと言えばできていない	1=全くできていない (機能していない)

1	情報機能	4-	-3-	-2-	-1
2	調整機能	4-	-3-	-2-	-1
(3)	開発機能	4-	-3-	-2-	-1
4	教育機能	4-	-3-	-2-	-1
(5)	権利擁護機能	4-	-3-	-2-	-1
6	評価機能	4-	-3-	-2-	-1

第4章 都道府県自立支援協議会の活性化に向けた重要ポイント

第1節 地域の実態把握、情報の共有機能を向上させるには

- ・委員構成が協議会活性化の第一歩
- ・委員の力を十分に発揮できる組織体制作りを!
- アドバイザーを圏域に配置し、実態把握を!
- ・地域の実態把握のためには評価尺度を作ることも重要な役割

都道府県自立支援協議会が地域の実態把握、情報の共有機能を向上させて活性化するための重要ポイントを示すことに大変困難を感じています。それは、我が国の障害者の社会的処遇が施設から地域へと根本的に変化したものの、旧来の体制が未だ続いている過渡期にあることが最も大きな困難の要因と考えています。ノーマライゼーション社会の第一歩を踏み出し、促進すべき基本機能として自立支援協議会が作られています。この協議会の役割と機能を活性化することが、障害者の暮らしやすい地域づくりとなることから、大いなる期待を持って取り組むべきと考えています。ここでは、地域の実態把握と、情報の共有化機能を向上させる条件整備についても触れようと思います。

1. 第一のポイント「委員について」

都道府県自立支援協議会の活性化についての第一のポイントは、その協議会委員の選定です。活性化には委員の意識と関心の高さが最も重要なことです。少なくとも永く続いた施設完結的支援を批判的に捉え、いかなる障害者も、希望する地域において当たり前の生活が送れることを支援し、ノーマライゼーションの理念を持っている委員によって構成されることです。従来の団体・組織からの当て職委員の構成は排除しなければなりません。この委員構成の中に、人材育成分野の専門家やアドバイザーの代表などは欠かすことはできません。当然市町村の代表者、障害種別それぞれの地域ケア実践者、学識経験者、人権擁護に造詣の深い弁護士などによって構成されることが望まれます。最も重要で欠かしてはいけないこととして障害当事者が委員として複数入ることです。

2. 第二のポイント「組織運営体制」

重要なことは委員の力が発揮できる組織体制作りです。具体的には全体会は年2~3回であっても、分野別専門部会の設置と定例的な部会開催が重要です。少なくとも相談支援従事者(専門員)研修を企画する人材養成専門部会とアドバイザー専門部会および人権擁護部会などが標準として設置されるべきですし、地域評価部会は独立してあっても良いかと思います。子ども部会、就労支援部会、発達支援部会、地域移行部会などなど、いろいろな分野別部会は都道府県規模の自立支援協議会には必要で、障害福祉分野の総合協議機関としての機能と役割を果たしうる組織体制をつくるべきです。この組織を動かす要は事務局ないし運営委員会となります。ここの担当が官民協働で行われる必要があります。都道府県自立支援協議会が活性化するためには官民協働が欠かせませんが、地域と違って大変困難な取り組みです。部会ごとに参加している民間部会委員と都道府県職員によって構成されることができれば、活性化の可能性は高まると信じています。

ここでは、都道府県自立支援協議会が活性化するために、地域の実態把握や情報の共有機能を向上させるための重要なポイントについて考えてみたいと思います。

3. 第三のポイント「圏域体制作りとアドバイザーの配置」

都道府県はそれぞれの地理的条件や行政区域による障害福祉圏域について定め、そこにアドバイザーの配置

を行うことが重要です。このアドバイザーの業務は市町村の相談支援体制構築への支援であり、地域自立支援協議会への立ち上げと運営方法などへの支援です。加えて圏域内の体制整備状況を常に把握し、実態の報告を都道府県に届ける役割は、圏域内体制整備の具体化への方策策定の第一歩となります。届けられた情報は検討事案として協議会内で論議され、いつも具体的方策を示していくことが、活性化につながると考えています。地域の実態を把握することもアドバイザーによってなされ、地域課題の分析を定期的に報告してもらい、検討することを繰り返すことが活性化となります。報告は客観報告(評価)を求められます。しかし、あえてアドバイザーの主観的報告(評価)をしてもらうことも薦めます。主観的『人間臭い現場の声』といった内容が大変興味深い実態把握となることから地域実態を把握する方法として使われることを提案したいと思います。

アドバイザー部会の定例会は少なくとも2か月に一回は行われ、地域・圏域実態の集約とアドバイザーの資質向上のための情報共有、地域・圏域事情の事例検討を通しての課題共有と問題解決方策の共有化が図られる必要があります。

アドバイザーは日々変化する制度、政策などの情報を共有化して地域に届けることをもって地域資源開発に 役立て、地域・圏域課題解決のキーパーソンとしての存在価値を地域に知らしめることが重要です。

アドバイザーは圏域内地域自立支援協議会の運営に協力し、独自に複数市町村のサブ圏域などを設定して、 具体的には介護保険や自立支援法による複数市町村の同認定審査会や消防・救急体制の広域連携システムなど を参考としてサブ圏域を設け、ネットワーク会議などの場所を市町村持ち回りとして開催することにより、地 域自立支援協議会のない市町村にはその意義を体験的に理解してもらい、情報提供による共有化を図り、個別 支援会議などを開催して事例検討を行うことによって、関わりと支援の方法を学んでもらえることとなります。

4. 第四のポイント「評価尺度の提示」

平成15年度に国は障害保健福祉部長通知として「地域生活支援の発展段階に係る判断基準」を出しています。 国の相談支援従事者指導者研修においても示され、実際に地域診断として使われ、地域実態把握の方法の一つ としてそれなりの意義が示されました。このように、国ないし都道府県において一定の評価尺度を作って示す こと、作るために協議会において議論し取り組むことのプロセスが活性化することとなり、その尺度を使って 地域診断する地域自立支援協議会の取り組み過程が活性化に役立つとともに、地域実態の点検と把握になりま す。

今後、都道府県によって自立支援協議会が地域実態把握のための評価尺度などを作ることに取り組むこととなれば、その取り組みそのものが活性化を促し、その尺度を使って地域診断する地域自立支援協議会の話題となり、やりながら実態を把握して次のステップアップに向かう共通認識を生み、取り組み課題の共有化によって資源開発や地域開発などに発展することが期待されます。

5. 第五のポイント「モデルの提案」

北海道は平成22年度より千葉県に次いで北海道障がい者条例を本格施行しますが、現在「地域づくりガイドライン」を準備しています。これは市町村に対して障害者が暮らしやすい地域づくりについてモデルを示し、市町村が自己評価して現状を知り、目標を具体的に作り地域づくりに取り組んでほしいとして作られています。この地域作りガイドラインは市町村が中心となり、アドバイザーである地域づくりコーディネーター、サービス事業者、障害当事者、家族などなどの関係者が官民一体となって取り組める『道具』としてワークシートを作り、市町村ごとに書き込むことによって自分たちのマチの現状を自己評価し、マチの足りない機能とは何かなどについて、地域自立支援協議会などの場を活用して関係者間で協議しながら、みんなが賛同できるマチづくり方針を「我がマチづくりガイドライン」として作成し、取り組みを進めるというプロセス重視した構成としています。決して市町村の現状をチェックするためのものではないとしています。地域の知恵と力を結集して取り組もうとするために活用してほしいとしているのです。ガイドラインの項目は ①相談支援体制の確保②ネットワークの構築(自立支援協議会の設置・運営)③障害者や障害者支援に関する知識・資源の実態把握

④地域住民と関係者との連携した障がい者支援体制の確保 ⑤障がい者の就労支援 ⑥その他 となっています。項目ごとに『めざす姿』を示し、『めざす姿を実現するための機能等』を示しています。加えてそれぞれに対応する事例を示すことによって、より現実的個別性から始まる地域づくりを示そうとしています。

このように都道府県としての役割には、モデルを提示してそれに向かう方法を示唆して検討協議の機会を作ってもらう努力が必要と考えています。

都道府県自立支援協議会は市町村自立支援協議会と違って、地域に暮らす障害者の直接的支援を検討するといった機能よりも、間接支援としての役割を持っています。地域実態の把握も直接的というよりも間接的であり、情報の共有化も一方通行的要素が大きく、市町村における行政・関係者、障害者などとの直接的・双方向的共有化とは違ったものとなります。当然そこには目標とする地域づくりを示す責任や、制度や財源といった条件整備的検討機能が重視されることとなります。

地域の実態把握には都道府県が市町村に対して情報を求めて実態把握するだけでは不十分です。アドバイザーのような民間人が直接集めてくる実態把握が必要と考えています。また、情報の共有機能を向上させるには、ガイドラインのような都道府県が示すものに市町村が官民共同で取り組んでもらうことによる、双方向の情報交換が共有化には有効と考えられます。地域実態が障害者の安心生活を確保できていないとしても、その実態について都道府県が監視的関与ではなく、新しい関係性のもとに共に地域に暮らしている障害者の個別性に基づき、必要に応じて地域づくりに取り組めるような機能が求められています。

第2節 地域の相談支援体制のバックアップ機能を 向上させるには

- ・ 都道府県とアドバイザーが方向性の統一を
- ・ 都道府県が相談支援に対するスキームを示すことで、地域の相談支援従事者が有機的に活動できる
- ・ 都道府県自立支援協議会が中心となり「民意の実現」のために連携する
- · 自立支援協議会で「すべての住民が暮らしやすい社会へ」を目指す

地域の相談支援体制(地域自立支援協議会)が形骸化することなく、有効に機能するのを支援するためには、 都道府県自立支援協議会にはどのような要素が必要となるのでしょうか?ここでは、何点かポイントを絞って 説明したいと思います。

1. アドバイザーと事務局(都道府県)の方向性の統一

第2章で述べているように、都道府県自立支援協議会が活動するにおいて、アドバイザーは欠かせない存在です。都道府県自立支援協議会が機能するかどうかは、アドバイザーの活躍次第と言っても過言ではありません。そこで、まずはアドバイザーと都道府県が「その都道府県として目指すもの」のすり合わせを徹底的に協議することが重要です。アドバイザーの人たちは、これまで地域で自分のポリシーを持って第一線で活動してきた方が多いでしょうから、今までの活動から感じている地域の課題を少なからずみなそれぞれ持っていると思います。その課題についてアドバイザーと行政がとことん協議し、今後都道府県として取り組んでいくべき方向性を共通認識として持つことにより、アドバイザー自身の意向が取り入れられたうえで活動することができ、その活動は、よくある行政からのトップダウン方式のものではなく、現場の声を反映した地域に受け入れやすいものになると考えます。

アドバイザーの設置人数は都道府県によって様々だと思いますが、この意識のすり合わせの段階で、いろい ろな人たち(都道府県内の各地域)の意見が取り込めるのがベターです。

できれば、この協議した結果(都道府県として相談支援体制に関して取り組むべき方向性)について、地域に明確に示せるものとして(例えば北海道の条例のように)作り上げることができれば、さらによいでしょう。

参考までに、静岡県においては平成22年1月に人材養成部会を正式に設置し、各地域・各分野の第一線で活動している方をメンバーとし、そこで今後の県及び地域の相談支援体制に関する協議を始めています。人材養成部会の最初の取組みとして、支援現場での共通理解を図るため個別支援計画の県内共通フォーマットの作成にとりかかっているところです。

2. 都道府県相談支援体制の方向性に沿った相談支援従事者等の養成

相談支援従事者及びサービス管理責任者の養成研修は、現在も都道府県の責務として位置づけられているところです。平成21年度の国の相談支援指導者研修及びサービス管理責任者指導者研修では、今までと違い、「地域性を考慮した都道府県独自のものにする」というメッセージが随所にこめ込められていました。

地域の相談支援体制を考える際、この2者(特に相談支援従事者)はその機能の中核を担うことになります。ここで、先ほど(1)で述べた事項と関連してくるのですが、研修の企画にあたって、都道府県の地域の相談支援に対するスキームをどのように盛り込んでいけるか、というのがポイントになってきます。ここが狙い通りの効果を果たすようになれば、アドバイザーだけでなく、地域で活動する相談支援従事者が都道府県の意向を理解した上で、同じ方向を向いて支援にあたることになるわけです。それが、地域の他関係者に波及していくことも期待できます。

逆に、ここができていなければ、いくらアドバイザーが地域に出向いて旗振りをしたとしても、地域との協

働関係を築くのは非常に困難でしょう。

そう考えると、「都道府県自立支援協議会が機能していない」と感じている都道府県で先ず重点的に取り組むべきは、人材育成であると言えます。(1)のアドバイザーとの意識のすり合わせと同時平行的な作業になるでしょうし、すぐに正解がでるものではありませんので、当初は試行錯誤の取組みになるでしょう。先進事例を参考に始めてみてもよいでしょうが、その場合も随時その都道府県の状況にあったものにヴァージョンアップしていくことが必要です。

なお、地域の相談支援体制が円滑に機能するには、市区町村の協力も不可欠です。地域の現場で活動する相談支援従事者の養成とは別に、市区町村職員に対しても、同様に研修や説明会を開催し、都道府県の地域の相談支援体制に関する方向性を理解してもらうことが必要でしょう。

市区町村職員は福祉職の方が従事しているケースは少ないと思いますので、他の事務仕事とは違って、相談 支援分野は手が出しにくいのが本音だと思います。そういった点からも、都道府県が相談支援体制に関する方 向性を明確に示し、それを伝えることは重要な支援策だと考えます。

3. 他分野との連携

少し話しの毛色が変わりますが、他分野(介護・児童・教育・医療・労働・その他もろもろ)との連携について触れたいと思います。

自立支援協議会の機能として、最も重要なファクターは他分野との連携(関係機関のネットワーク化)です。 地域で生活するにおいては、障害福祉分野だけでは解決できないことのほうが多いのが実情です。他分野との 連携なくして、「地域で安心して暮らす」という社会は実現できません。

実際に現場で相談支援に従事している方の話を聞いていると、多々課題はありながらも、地域の現場のほうがこの他分野との連携はスムーズに行われ、柔軟に対応しているように感じられます。支援の対象となる人が 実際に見えているだけに、関わり方も具体的な事項が主になることが要因でしょう。

しかしながら、これが都道府県レベルになると (筆者の県だけかもしれませんが)、制度のしばり等により連携ができていないのが現状です。よく言う「縦割り行政」の弊害です。

その弊害をクリアしていくきっかけになるのが、この都道府県自立支援協議会の実は最大の役割ではないかと考えています。行政は、自分の部署で責任が取れないため、所轄外のことについては積極的に関わることはほとんどしません(と言うより出来ません)。また、それぞれ抱える事情等により、直接他部署と連携するのはあまり得意ではありません。

ですので、外部機関である都道府県自立支援協議会に取り持ってもらう(お互いが自立支援協議会のメンバーとして参加するなどにより)ことにより、「民意を受けて連携する」という図式が描けることとなるわけです。 少しまわりくどい方法なのかもしれませんが、特に今までやれてこなかった新たなことを始める根拠としては、「住民の意向ありき」というのが、最もふさわしいと考えます。

地域で他分野と連携して何かやろうという際には、必ずそれぞれの制度の壁に突き当たります。その時に、 都道府県として、障害福祉以外の分野との調整が円滑に図れる体制となっていることが、実は一番重要なので はないでしょうか。

4. その他

最後に、現状に対するフォローではありませんが、筆者の県のように都道府県自立支援協議会が全く機能していない自治体のほうが、「現在がゼロなので、これから協議しながら作りあげていける」という利点があるかもしれません。

現在設置している自立支援協議会が、機能を果たすことができない(委員等の構成により)ため、自立支援 協議会そのものを仕立て直しした大胆な県もあるように聞いています。 自立支援協議会は、障害者自立支援法のもと提唱された機関ではありますが、障害福祉の分野だけに留まらず、制度の枠を超えて、障害のある人だけでなく障害のない人も含めた「地域で生活するみんな」が、共に考え、暮らしやすい地域に変えていくための機関に育っていくものではないかと感じています。ある地域では、その兆しもでてきています。

全国各地でそれぞれの地域特性を生かした自立支援協議会の活動がみられることを期待します。

第3節 都道府県自立支援協議会と 地域自立支援協議会の連携の必要性

- ・都道府県自立支援協議会と地域自立支援協議会は車の両輪
- ・ 都道府県自立支援協議会の役割と地域自立支援協議会の役割を双方が理解し、協働していく
- ・ 他の会議体や他部局との横断的な連携がこれからの大きな課題

1. 都道府県自立支援協議会と地域自立支援協議会の機能と関係性

・地域自立支援協議会の機能

市町村が実施主体の地域自立支援協議会は国の最新のデーターでは1798市町村中1426市町村で設置済みとされています。これは全市町村の79%が設置したことになります。しかし、設置率の高低が問題ではなく、設置後の活動内容が重要視されるべきであると考えます。設置率が高くなっていくこと自体は良い傾向ですが、実態が動いていなければ設置した意義がありません。

少なくとも地域自立支援協議会はそれぞれの市町村における、地域づくりの基本となるべき会議です。では地域自立支援協議会が形骸化しないためには、何から取り組んだらよいのでしょうか。いろいろと考えられますが、先ずは相談支援事業が地域で必要とされる活動をしているかがひとつの鍵になると考えています。相談支援事業が地域で暮らす障害児・者のニーズに向き合い、課題に取り組み、地域の社会資源をネットワーク化し、さらには地域課題をあぶり出し、課題提言するような活動が展開できている地域は活性化した地域自立支援協議会に育っていくでしょう。相談支援事業が地域自立支援協議会の中核といわれている理由はここにあると考えています。またこのような相談支援事業の活動からでしか、ニーズに基づいた様々な施策を生み出すため実施される個別相談、個別支援会議、事務局会議、定例会議、全体会議、専門部会、課題別検討会などの重層的なシステムの構築が困難であるからです。地域課題は先ず一義的には地域で暮らす障害当事者のニーズを探り当て、表出された課題解決に向けた実践をする事が大切です。これらの活動を通じて地域課題が顕在化し、地域で取り組むべき課題と全都道府県的課題とに分別されていくのです。地域自立支援協議会は自らの地域の福祉を向上させることにより、「地域で暮らす障害者の権利を擁護する」ための活動の場であることは明白です。そして活動のキーマンは相談支援事業であるといっても過言ではないでしょう。そのためには地域自立支援協議会が相談支援事業活動の報告の場であり、評価の場となります。今後ますます重要視されていく相談支援事業は活動が評価されて初めて地域に必要とされる事業として、その存在が重要視されていくと考えています。

・都道府県自立支援協議会の機能

都道府県が実施主体の自立支援協議会は47都道府県全てに設置済みとのデーターがあります。しかしこれまた、設置率の問題でないことは地域自立支援協議会の取り組みと同様です。活動の中身が問われています。今回の研究事業で示した都道府県自立支援協議会の5つの機能《 1. 地域の実態把握・情報機能 2. 地域の相談支援体制のバックアップ機能 3. 全都道府県的課題の抽出〈整理〉機能 4. 広域・専門的相談支援の調整機能 5. 人材育成機能 》が機能して初めて設置した意義と効果が出てくるのです。

特に都道府県自立支援協議会は地域自立支援協議会の下支えをする機能が重要だと考えています。地域自立 支援協議会が活性化するために、地域では取り組むことが困難な5つの機能を、都道府県が実施することで地 域自立支援協議会の活性化に寄与することを目的とすべきです。都道府県自立支援協議会は地域自立支援協議 会と比較すると、当事者ニーズからは遠い存在となります。その意味においては、基本は当事者ニーズに近い 存在である地域自立支援協議会活動であり、各地域において相談支援体制整備=相談支援事業を核とした社会 資源のネットワークの構築が大切となり、そのような地域の相談支援体制が構築される支援をする役割が、都 道府県自立支援協議会にあると考えています。 しかし広域的・専門的機能は各地域で体制整備するには非効率であり、また専門的マンパワーや機関が存在 しない現実があります。その部分は都道府県が体制整備し、地域自立支援協議会活動をバックアップすること が必要となります。

地域自立支援協議会と都道府県自立支援協議会の関係性

- ・自立支援協議会の基本は地域の協議会(市町村単位、広域単位) 活動である
- ・相談支援事業者の活動を核とした、利用者二一ズに基づく支援体制とネット ワークの構築こそ、地域自立支援協議会の目指すべき活動である
- ・但し障害分野においては市町村・福祉圏域・県域と三次圏域を想定した基盤整備となっており、地域自立支援協議会で全てが完結しない現状がある

連携・協調・補完の関係

- ・都道府県自立支援協議会は広域的・専門的機能と連携しながら、地域自立支援協議会を下支えする役割がある
- ・市町村単位で解決できない課題を整理し、広域、全都道府県的な解決策を講 ずる
- ・エリアで分断されている地域自立支援協議会や相談支援事業者のネットワーク化などにより、地域間格差を生じないよう配慮する

2. 都道府県自立支援協議会と地域自立支援協議会の連携の必要性

先に述べたとおり、地域自立支援協議会と都道府県自立支援協議会の関係性は、お互いの機能を補完しながら充実していくための連携が必要であることが確認できたと思います。地域自立支援協議会だけでは取り組めない地域課題、都道府県自立支援協議会は地域自立支援協議会のバックアップ機能を有している、このことが認識されて初めて、地域、都道府県それぞれの自立支援協議会が車の両輪として機能するのです。したがって地域自立支援協議会の取り組みや課題が都道府県自立支援協議会に情報として伝達されていることが大切なことです。アドバイザーや都道府県自立支援協議会の実施主体である担当者が地域に出向いて実態把握に努める。また都道府県自立支援協議会に地域自立支援協議会の中核メンバーである、相談支援事業や地域自立支援協議会事務局を招聘して状況把握と地域課題の共有化、また都道府県自立支援協議会のバックアップ体制をともに考えることが重要となります。

地域自立支援協議会の均質化や質的な向上を目指すには、各地域で核となり活動している相談支援事業の人材育成が重要な条件となります。この部分においても都道府県自立支援協議会が地域で活発な活動ができる相談支援専門員の育成のため、研修事業や交流の機会づくりが求められます。日常的には同一都道府県といえども異なるエリアの活動は見えにくいのが通常です。しかし隣のエリアで取り組まれている課題は自ら活動するエリアの課題と共通することが多々あり、その課題解決に向けた方策も参考になることもあります。お互いの相互学習、研鑚の機会となることも大切な視点です。その意味においては、それぞれが独立して取り組むのではなく、都道府県下の状況が把握できている中での実践や活動は相談支援専門員や地域自立支援協議会の孤立化を防ぐ大切な視点でもあります。

都道府県自立支援協議会はそのような視点も踏まえた地域自立支援協議会や相談支援事業のバックアップの 方策を考える必要があります。

そのためにも日常的に地域と都道府県自立支援協議会が連携している具体的な形を示し、その必要性を双方が確認しながら進めていくことが求められます。障害者自立支援法で、様々な事業が市町村へ一元化されたことにより、都道府県と市町村の関係性に希薄感が生じているのも事実です。しかし市町村は都道府県の支援を

求めている部分も多くあり、また都道府県も市町村をバックアップする機能を持ち合わせていることの認識に たっているはずです。双方の機能がうまくかみ合ってはじめて「地域で暮らす障害者の暮らしの安心につなが っていく」のです。

3. 具体的連携の今後の課題

地域自立支援協議会の課題の中でも特に都道府県との連携なくしては解決しない困難な課題がたくさんあります。発達障害の課題は特別支援教育の導入により、市町村単位でも取り組みが始まっていますが、市町村教育委員会と都道府県教育委員会の連携の難しさが、現場から出ています。また都道府県事業である精神分野の退院促進事業においても、市町村と都道府県の連携の難しさが出ています。また都道府県単位で体制整備されている事業(高次脳機能障害・就労支援事業・重症心身障害者事業など)においても、市町村と都道府県の連携の難しさが出ています。これらの困難性や課題を解決していくためには、都道府県特別支援連携協議会や退院促進推進検討会議、高次脳機能障害連絡調整会議や就労支援ネットワーク会議が存在していますが、現状においてはそれぞれがバラバラに活動している都道府県の実態が多いのではないでしょうか。今後は教育・医療・就労・福祉の共働の場として、都道府県自立支援協議会と、地域自立支援協議会がどんな形でコラボレーションしていくことができるのか、部局横断型の組織の実態をどう創るべきか、などを議論しながら進めていくことが大切な時代を迎えていると感じています。

第4節 アドバイザーに期待するもの

- ・アドバイザーに何を期待するのかを明確にする
- アドバイザーが継続して関われるような受け手を用意する
- ・ 今まさに取り組まなくてはならない課題、その課題にマッチしたアドバイザーを集中的に招聘する
- · 停滞している自立支援協議会には、アドバイザーがてこ入れ役を果たす

1. 目的を明確にしたアドバイザーの活用

「都道府県自立支援協議会」には、第2章で述べたように、さまざまな機能と役割が求められています。

それぞれの機能と役割は、相互に関連しあっていますが、本節では、アドバイザー活用の際に、主に、どの機能・役割を強化していくためのアドバイザー活用なのか、アドバイザーに何を期待するのかを明確にする必要があります。

- ・都道府県全体の相談支援専門員のネットワーク構築力を高めたい。
- ・各市町村、圏域から上がってきている、都道府県全体にかかわる課題について、課題解決の方向を定めたい。
- ・発達障害の対応にかかわって、福祉と教育の連携機能を強化したい。
- ・入所施設からの地域生活移行をより一層進めたい。

等々

それぞれの都道府県に、自立支援協議会を通じて、解決していきたい、それぞれの課題があります。

都道府県の担当者は、「わが県が最優先で取り組むべき課題は何か?」「今年度は、この取り組みを自立支援協議会の重点課題にしていこう」

このような方向付けをする必要があります。

その際、アドバイザーを効果的に活用していくポイントについて述べていきたいと思います。

2. 現実的な動きを進めるために、アドバイザーの受け手を用意する

アドバイザーが不定期的に、その場限りの参加で、「都道府県自立支援協議会」にかかわっても、あまり効果が上がりません。

その場面では盛り上がっても、そこで提案された方向や意向を踏まえて現実的な動きを作り出す受け手が必要です。

アドバイザーがボールを投げるピッチャーであるとすれば、そのボールを受け止めるキャッチャーが必要です。 ある県では、その年の、「都道府県自立支援協議会」のテーマのひとつの柱として、精神障害者の退院促進が 取り上げられました。

そのため、県では、精神障害者の方のアセスメント手法に優れたアドバイザーを毎月招聘しましたが、その際、アドバイザーの受け手として、精神障害者の退院促進に熱心な県の保健師と中心的な退院促進のコーディネーターを据えました。

アドバイザーを受け入れる前に、保健師と退院促進コーディネーターは、アドバイザーと綿密な打ち合わせを行い、実施後は毎月振りかえりを行い、併せて、次の展開を打ち合わせていく取り組みを一年間継続しました。

この取り組みによって、全県の精神障害者にかかわる相談支援専門員のアセスメント技法の底上げができました。

その際、行政と民間双方から、受け手を用意していくことが、現実的な取り組みを進めていくためには重要だといえます。

3. 都道府県全体でムーブメントとなりえる課題にマッチしたアドバイザーを集中的に招聘する

どの都道府県にも取り組むべき課題は山積しています。

発達障害・就労支援・成年後見・地域生活移行等々

しかし、都道府県のそれまでの施策の積み重ね、地域における取り組みの温度差によって、都道府県全体でムーブメントとなりえる課題と、まだ、取り組んでいくためには時機尚早の課題があります。

取り組みを緒につかせるためには、丁度、柿の実がまさに熟しかけている課題を探り当てる力が必要です。

そのためには「都道府県自立支援協議会」で必ず、繰り返し、地域から上がってきている課題が何か、その課題に先行的に取り組めているモデル的な地域はないか? また、新聞報道やマスコミ等で話題になっているかなど、柿の実が熟しつつある兆しや萌芽があります。

この課題が明らかになってきた時には、その課題にマッチしたアドバイザーを集中的に、様々な検討の場に 招聘して、方向を関係機関と確認し合っていく取り組みが重要です。

ある県では、全国の都道府県の中で、突出して特別支援学級の設置率が高いと教育分野から指摘され、とりわけ、発達障害の就学相談に関心の集まっている状況が明らかになっていました。

同じ課題は、各地域の自立支援協議会の「療育支援部会」や「こども部会」などからも、県自立支援協議会の度に繰り返し課題が報告されていました。

一方で、県内では、こうした課題に先行的に取り組む市町村や地域の実践が報告されるようにもなりました。 こうした状況の中で、発達障害にかかわり、療育支援や相談支援に得意なアドバイザーを、障害福祉分野に 限らず、特別支援教育分野や保健分野の様々な検討会の場に通年で招聘しました。

こうした取り組みの中で、これまで、ばらばらに行われていた、地域自立支援協議会の「療育部会・こども 部会」や教育分野での「特別支援教育連携協議会」、保健部局の「発達障害対策協議会」を統括し、一つの協議 会組織に再編することができました。

結果として、福祉・教育・保健関係の相談支援者や現場のスタッフが、各地域で、チームで動ける体制につながりました。

同様に、どの都道府県でも、

例えば、「医療的ケアの必要な重症心身障害児者を身近なところで受け止めていける、ショートステイの資源 不足の課題 |

「公共交通機関が衰退していく中で、福祉有償運送やデマンド交通の課題」

あるいは、「入所施設からの地域生活移行の課題」等々、必ず、その都道府県にとって、手をこまねいていると、 柿の実が熟れすぎて落としてしまいかねない、今まさに取り組まなくてはならない旬な課題が存在するはずで す。

その際、課題に焦点を絞った、集中的なアドバイザーの活用が非常に有効になります。

4. 「都道府県自立支援協議会」のステップアップをはかるためのアドバイザー活用

「都道府県自立支援協議会」の活性化は、「地域自立支援協議会」の活性化と表裏一体の関係にあります。

「都道府県自立支援協議会」だけが活発で、「地域自立支援協議会」が動いていない地域は存在しませんし、一方で、「地域自立支援協議会」が活発であっても、その動きに呼応して「都道府県自立支援協議会」が活性化してくれなければ、やがて、「地域自立支援協議会」も限られた地域の堂々巡りの動きとして、そのダイナミズムを失い、モチュベーションを下げてしまう結果になります。

しかし、ある程度、自立支援協議会が動いている場合であっても、一向に成果が見えてこなかったり、そのために、参加者が次第に少なくなってきたり、あるいは、課題が明確にならなくて、会議のための会議になりかけてしまう状況に陥ることもあります。

こうした際には、何か、トンネルの出口が必要になったり、参加者が共有化できるキーワードが欲しくなったり、今一歩ステップアップするための仕掛けが欲しくなります。

また、参加者の中には、その現状を薄々感じてはいても、提案できないままやり過ごしてしまっている状況

にあることもしばしばです。

こうした際に、アドバイザーの活用が非常に効果的に働くことがあります。

必ずしも、アドバイザーが定期的に入らなくても、仮に、一過性であっても、時機を得て、アドバイザーを会議の場等に招聘することによって、全員が見失っていた視点や、参加者がなかなか言い出せなかった課題や、見えそうで見えなかった次の一手を気づかせてくれる役割として、アドバイザーが効果的に役割を果たせることがあります。

そうした意味では、メンテナンスの目的として、自立支援協議会に適度な刺激を入れながら、次のステップ に向けて、時機を探りながら、アドバイザーを活用していくことが重要です。

5. アドバイザーに期待する

自立支援協議会は、「構成員のそれぞれが有機的一体的に機能する動き、そのものを全体にこしらえていく」 という意味では、交響曲の管弦楽団に似ています。

アドバイザーのポジションは、間違いなく、コンサートマスターの立場ではないと思いますが、コンダクター(指揮者)のポジションとも違うと思います。

むしろステージ上のコンサートマスターとコンダクターの指揮棒の振り具合を少し引いた位置で、例えば、 対面の観客席側から観ながら、自身に要求されている役回りを察知して、現場の実感からずれない視点で、有 効なアドバイスをしていく力が求められていると思います。

大縄跳びを一緒に跳んでしまったり、一緒に演奏者のメンバーになってしまってもいけませんが、たくさんの演奏の経験があり、その時々のコンサートマスターやコンダクターの苦労や悩みもわかりつつ、黒子役に徹していく役回りであると思います。

そのためには、自身がたくさんの実践を積み重ねつつ、しかも、それに留まらず、自身の実践を理論的に言語化できる力をももちつつ、しかも、それを、時機をとらえながら適切なメンバーに適切な場でアドバイスできる能力が求められているといえます。

こうした力を持つアドバイザーがたくさん全国各地で活躍できることが、形骸化しない自立支援協議会にとって非常に重要であると思います。

第5章 これからの都道府県自立支援協議会

第1節 事業の成果

○「運営マニュアル」「アドバイザーの活用」そして今年度は「都道府県自立支援協議会」

平成19年度から3年間、自立支援協議会に関する事業を実施してきました。1年目は、「自立支援協議会の運営マニュアル」をつくるということを一つの目標に、連絡会議には都道府県の担当者やアドバイザーの方に参加いただきました。2年目は、「やはりキーになるのはアドバイザーだ」ということで、全国に300人近くいるアドバイザー全員に声をかけて連絡会議を実施しました。去年は、アドバイザー活用の事例集を作りました。そして、今年度は都道府県自立支援協議会に焦点を当てて事業を進めてきました。

本書で解説した5つの「都道府県自立支援協議会の機能と役割」はどれも重要であることはご理解いただけたと思います。本章では、特に「地域の相談支援体制のバックアップ機能」「人材育成機能」に焦点を当てながらこれからの都道府県自立支援協議会のあり方を考えていきたいと思います。

今年度、国が実施した相談支援従事者指導者養成研修会とサービス管理責任者指導者養成研修会において、「各都道府県の実情に合った研修を実施して欲しい」とメッセージが出されました。これまで国の研修とほぼ同じ内容で実施していた都道府県も「我が都道府県の特色を出した研修を実施していこう」と考えるきっかけになったのではないでしょうか。都道府県が質的にも量的にも人材育成についての明確なスキームを打ち出していくことは大切です。それにより各市町村も本気で相談支援体制の充実、人材育成を考え、結果、都道府県全体の底上げになるはずです。相談支援がしっかり機能していて、地域のニーズキャッチを相談支援事業でやれているかどうかというところが自立支援協議会につながっていく大きなポイントです。

どんなに優れた相談支援専門員も一人では無力です。地域の困難なニーズをとても一人では抱えきれません。課題を解決していこうとするときになくてはならないステージが自立支援協議会です。自立支援協議会にはその地域の社会資源と呼ばれるような人たちがたくさん集まっています。そこで個別支援会議や検討会を繰り返しながら積み上げていくことが自立支援協議会の原点です。地域のさまざまな機関が、その一機関では限界があるということをお互いが知り始めました。福祉と教育で考えた場合、学校が休みの日は福祉がかなりフォローしているのが現状です。学校側も福祉等の他機関との連携の重要性を認識するようになりました。実際にそのような連携も自立支援協議会というステージの中で育ってきています。その中でキーワードとなるのが相談支援専門員です。地域をつなぐ、そしてネットワークの中で一人一人の課題をしっかり吸い上げて、そのことをどう地域に返していって、そしてそれをどう個人に返していくかという仕事ですから、相談支援専門員の役割は非常に重要です。

○相談支援の受託側と委託側双方にビジョンがあるか

相談支援専門員の方は、その仕事に誇りも持ちながら、相談業務にしっかりと当たっている方ばかりだと思います。ところが、その思いがなぜ実現しないかというと、受託側の法人の意向にかなり左右されている現状があるようです。相談支援専門員は個人的にはこう思っているけれども、受託法人がなかなかそのように動かしてくれないというような声を聞きます。また、もう一つは委託側の問題です。今は市町村ですが、委託側がほとんど丸投げ状態のところも多いでしょうし、現在は働きに応じた報酬体系になっていません。しかも委託額が減額されているところが多いと聞いていますので、委託側が相談支援事業をどうとらえているかということが大きな問題になります。委託側がきちんとしたビジョンを持ち、それに向けて受託側と一緒に作り上げていくようなスタンスが必要です。

市町村行政の担当者も相談支援専門員と一緒に家庭訪問をして、生の生活の課題を聞くことによって、少な

くとも行政の担当者の意識も変わるはずです。そのことから次の新しい展開が生まれてくることと思います。 市町村の担当者に「相談支援は自分たちのまちの住民の方々を支援する仕事」であるという意識をどのように して持ってもらうかということが大きな課題です。それには、都道府県や相談支援専門員からの働きかけも必 要です。

現在の相談支援事業は制度的根拠が弱いということが課題の一つにあげられています。障害者自立支援法に 代わる新しい制度においては、各地域で最低限の質は担保できるような法律上の制度設計が望まれます。

各地域の相談支援事業に格差があるのは、きちんと評価するシステムがないことも原因の一つではないでしょうか。評価の視点としてはいくつか考えられます。委託事業としての適性を評価するいわゆる行政監査的な評価、相談支援専門員の事業所の内部評価、地域のニーズをきちんと把握できているかというような「ニーズキャッチ」の評価、そして、相談者によるユーザー評価です。このような評価が自立支援協議会で総合的に行われるようになれば、その地域の相談支援はステップアップしていくと思います。

都道府県自立支援協議会においても各地域を評価するようなツールを作成していただきたいと思います。

○「ボトムアップ型」「トップダウン型」必ず底上げの手掛かりがある

各都道府県下における一つの評価としては、地域自立支援協議会の設置率が上げられます。滋賀県のように自立支援法施行前から個別支援会議などを繰り返し、地道にシステムを作りあげてきたような「ボトムアップ型」のところもあれば、平成19年度に発行した「自立支援協議会の運営マニュアル」等を参考にしながら作ったところもあると思います。設置率が上がってきた中で見えてきたことは、自立支援協議会はできたが、それだけではどうしても動かない地域があるということです。本来であれば、相談支援でキャッチした地域のニーズを自立支援協議会で検討していくという形が理想ですが、それがなかなかできない地域があります。このような場合のツールになるのが、「障害福祉計画」です。動いていない実態や進んでいない実態があるのだとしたら、行政側がきちっと優先順位なり項目ごとの整理をもう一度して、この部分は相談支援事業と組んで地域づくりをしていきたいとか、そこの目標数値を上げていくためにどうすればよいか、ということを自立支援協議会で話し合おうというような働きかけも大切です。これはボトムアップ型ではなくてトップダウン型になるかもしれませんが、一つ目標設定をして、そこに、相談支援事業者や地域のサービス提供事業者や一般市民等々を巻き込みながらやっていくというやり方も自立支援協議会のもう一つのやり方だと思います。「全県下一斉に」ということにこだわらず、1つの地域に肩入れしてもいいのではないかと思います。実験的な地域をつくりながら、そこの実践の中で得られたものを全県下に広げていくというようなやり方もあるのではないでしょうか。

○全ては「縦割り」から「横断的」連携

相談支援は市町村事業になりましたが、もちろん都道府県は関係なくなったというわけではありません。市町村の財政も大変厳しいのが現状です。市町村が補えない部分については、都道府県の体制整備事業で各地域に相談員を設置するというようなバックアップもできると思います。各都道府県で知恵を絞って、地域を応援していただきたいと思います。

今年度の連絡会議では、5つの「都道府県自立支援協議会の機能と役割」を提言させていただきました。これを有効に動かしていこうとすれば相当な労力を必要とするはずです。その中でも行政における大きな課題が「縦割り」ということではないかと思います。縦割り行政が、地域で一人の人を応援するためには大変応援しにくい仕組みにしているのが現状です。都道府県自立支援協議会においては、少なくとも横断的な部会なりを設置・運営して欲しいと思います。地域がどのような現状にあるのかという広聴活動等、情報を集める機能を自立支援協議会が持つべきだと思っています。だれがどのように集めるかということについてはいろいろな工夫があるだろうとは思いますが、横断的な機能を持つことについての工夫をしていただきたい。これは都道府県レベルも市町村レベルも同じことがいえます。

相談支援の現場は、「横割り」が非常に求められていますし、実際に実践されています。最前線での業務です

から、あらゆる機関につなぎます。障害福祉の相談支援の窓口が横割りを実現しなければならないということ は今後の大きな課題です。

自立支援協議会は、「縦割り」を解消すべく、様々な機関が発言できる場なのです。知恵を出し合える場なのです。

第2節 都道府県自立支援協議会の展望

○人材育成は欠かせない 1 つの柱

相談支援専門員の養成も重要ですが、スーパーマン的な相談支援専門員が1人いたらその地域が何とかなるということではありません。その他のマンパワー(行政担当者も含め)をどうやって育てていくのかということも重要です。都道府県自立支援協議会に人材育成の部会を設置していくことが大切です。そのためには、都道府県の計画や都道府県自立支援協議会としての方向性をきちんと示していかなければなりません。また、「ここまでは達成できた」「これはまだできていない」という確認作業も必要です。示された方向に進んでいくためのエンジンが都道府県自立支援協議会です。障害のある人たち一人一人の尊厳を守りながら望む生活へと支援していくという基本的な方向はどの都道府県においても同じだと思いますが、それに向けたテーマは各都道府県でいろいろとあると思います。47通りの言葉で語れるようにしていただきたい。

都道府県における人材育成は絶対に欠かせない1つの柱だと思います。人材育成をどのような枠組みで、どのようなシステムとして進めていくかという絵はきちんと描いていただきたいと思います。平成10年から研修が実施されてきているわけですが、きちんとした蓄積が残せてこられなかったのではないでしょうか。10年後の今でもこれほど「人材育成が重要」といわれていることを真摯に考えると、これまでの人材育成は決して成功とはいえません。国は自立支援法の中でこのような人材を育成して欲しいということを示しています。今一度、各都道府県の課題を整理していくことが肝要です。

相談支援従事者の初任者研修や現任研修だけでは伝えられることに限界があります。相談支援専門員も急増していく中で、都道府県に人材育成をお願いするだけではなく、相談支援専門員自らがスキルアップを目的に民間団体を立ち上げるという動きも始まっています。都道府県としてもこのような動きについては、全面的にバップアップしていただきたいと思います。

○今後求められる相談支援の「評価機能」

相談支援事業にかかわるすべての関係者が同じ方向を見据え、積極的に意欲的に取り組んでいけば、自然と 問題解決のために必要な自立支援協議会は活性化していきます。きちんと問題意識を共有できれば、自立支援 協議会は必要不可欠なものとなるはずです。

自立支援協議会における「評価機能」をみた場合、何より信頼関係が重要です。現場サイドに「できていること」「できていないこと」というような尺度を整備していくことが当面は必要です。現在は、相談支援専門員の数を確保していくことも重要ですから、「こんな数字ではだめ」というような切り捨てる評価ではなく、いろいろな体験を現場でしてもらうことを重視して底上げをしていく時代だと思います。このような厳しい評価基準もいずれは必要かと思いますが。また、国の資料でも自立支援協議会の機能として「評価機能」が示されています。その地域において、自立支援協議会で相談支援事業を評価する時期に来ている地域なのか、それとも今までやってきたことの「検証」なり「振り返り」という位置づけで今までのことを見直す地域であっていいのか、そこの見極めは必要かと思います。評価基準の出し方によっては「評価」という言葉だけがひとり歩きしてしまう可能性もありますので、検証とか振り返りというような言葉もきちんと使っていくような整理も必要です。しかし、評価であろうと振り返りであろうと、自己満足的な評価ではなく、第三者の目を入れていくことももちろん重要です。

相談支援事業者にとっても活動をオープンにしていくことは、日々緊張感を持って業務に当たっていくことにつながります。自分の地域が今どのようなレベルにあるか、どのような社会資源が整備されているか、どこがどれだけの力を持っていて、利用者のニーズに対してどこまでそれを還元していけるのかという強み弱みをしっかり評価するということが評価機能の基本だと思います。

○地域の声を国に上げていくシステムづくりを

また、支援の内容については、例えば利用者からショートステイの希望が出た場合、ショートステイのプランニングだけでいいのか、そこに隠れている背景まできちんと見ているかということをみんなが確認し合うことが必要です。そのような積み上げがないと相談支援専門員に対する信頼性も高まっていかないのではないかと思います。

これを都道府県レベルで考えた場合、非常に難しい面がありますが、各都道府県自立支援協議会がきちんと役割を明確に打ち出していくことが重要であり、そのことが質の担保にもつながっていくと思います。人材育成で考えると、どのような弱点があり、どういうところに力を入れていかなければいけないかということを評価していくことが質の担保につながっていくと考えています。

都道府県自立支援協議会の役割を明確にしていくためには、都道府県の担当者が地域自立支援協議会に出向いて、地域の基礎情報を収集し、優先順位を考えていくことも一つの手段です。

障害者自立支援法の廃止が打ち出され、新しい制度の枠組みが見えない状況ですが、現場も行政も非常に大変なことは事実です。その大変さを共有して、共同戦線を実現させていくということができつつあると思います。対立構造はお互いにとっても障害当事者にとっても悲劇の始まりです。地域からあがってきた声について、行政は壁を作らず、きちんと受け止めていくことが不可欠です。それを検討していく場が自立支援協議会です。都道府県でも解決することが難しい課題については、国にあげていくようなシステムも今後は必要かと思います。官民協働などとよく言われますが、行政担当者が本気になることで、その都道府県、その地域は必ず変わってくるはずです。

資料編

平成 21 年度第 1 回都道府県自立支援協議会運営連絡会議 事前課題 都道府県自立支援協議会の運営状況

【記入者情報】

- 1. 都道府県自立支援協議会の状況についてお聞きします。
- (1) 都道府県自立支援協議会はいつ設置されましたか。
- 1. 平成()年()月に設置済み

 2. 平成()年()月に設置予定

 3. 未設置(設置時期未定)
 - (2) 都道府県自立支援協議会の設置経緯についてお聞きします。
- 1. 新規の会議体として設置した
- -2. 既存の会議体に都道府県自立支援協議会の機能も持たせ二枚看板の会議体として設置した
- -3. 既存の会議体を都道府県自立支援協議会として位置づけなおした
- 4. その他(
- 【2・3 既存の会議体を活用している場合】
- ①既存の会議体の名称
 ②既存の会議体の主な
 活動内容(委員構成、検
 討テーマ等)
 - (3) 都道府県自立支援協議会の委員構成についてお聞きします。

①定数	()人	
②委員の属性	1. 学識経験者	17. 特別支援学校等の学校
(複数回答	2. 委託相談支援事業者の役職者	18. 保育所・幼稚園
可)	3. 委託相談支援事業者の現場職員	19. 教育委員会
	4. 指定相談支援事業者の役職者	20. 児童福祉関係団体·施設
	5. 指定相談支援事業者の現場職員	21. 地域自立支援協議会委員
	6. 障害者就業・生活支援センター	22. 市町村行政担当者
	7. 発達障害者支援センター	23. 都道府県行政担当者
	8. 障害福祉サービス事業者の役職者	24. 民生·児童委員
	9. 障害福祉サービス事業者の現場職員	25. ボランティア団体
	10. 障害当事者・団体	26. 都道府県社会福祉協議会
	11. 障害者の家族・団体	27. 市町村社会福祉協議会
	12. 医療機関(病院・診療所)	28. 公共職業安定所 (ハローワーク)
	13. 保健所・保健センター	29. 労働関係団体
	14. その他保健・医療関係団体・施設	30. 商工団体
	15. 介護保険の地域包括支援センター職	31. 民間団体
	員	32. 市民団体
	16. その他高齢者福祉関係団体・施設	33. 一般住民

資料編

(4) 都道府県自立支援協議会には、特定テーマ等について詳細な論議を行う部会・プロジェクトチーム等が設置されていますか。

- 1. 都道府県自立支援協議会設置と同時に部会・プロジェクトチームの全てを設置した
- 2. 都道府県自立支援協議会<u>設置と同時に</u>部会・プロジェクトチームの<u>一部を設置</u>し、後から一部を追加設置した
- 3. 都道府県自立支援協議会を設置した後に部会・プロジェクトチームを設置した
- 4. 部会・プロジェクトチームは設置していない

【1~3「部会・プロジェクトチームを設置」している場合】

①最初の部会・プロジェ クトチームの設置時期	平成 () 年 () 月	
②部会・プロジェクトチ ームの数	() 部会・チーム	
③委員の属性	1. 学識経験者	17. 特別支援学校等の学校
(複数回答可)	2. 委託相談支援事業者の役職者	18. 保育所・幼稚園
	3. 委託相談支援事業者の現場職員	19. 教育委員会
	4. 指定相談支援事業者の役職者	20. 児童福祉関係団体·施設
	5. 指定相談支援事業者の現場職員	21. 地域自立支援協議会委員
	6. 障害者就業・生活支援センター	22. 市町村行政担当者
	7. 発達障害者支援センター	23. 都道府県行政担当者
	8. 障害福祉サービス事業者の役職者	24. 民生·児童委員
	9. 障害福祉サービス事業者の現場職員	25. ボランティア団体
	10. 障害当事者・団体	26. 都道府県社会福祉協議会
	11. 障害者の家族・団体	27. 市町村社会福祉協議会
	12. 医療機関(病院・診療所)	28. 公共職業安定所 (ハロー
	13. 保健所・保健センター	ワーク)
	14. その他保健・医療関係団体・施設	29. 労働関係団体
	15.介護保険の地域包括支援センター	30. 商工団体
	職員	31. 民間団体
	16. その他高齢者福祉関係団体・施設	32. 市民団体
	The second control of the second control of the second of	33. 一般住民

(5) 都道府県自立支援協議会の開催実績を年度ごとに記入してください。

		自立:	支援協	議会			部	会・	プロ	ジェク	トチ	ーム
平成 18 年度	1. 延	()	口	2.	未設置	1.	延	()	口	2.	未設置
平成 19 年度	1. 延	()	口	2.	未設置	1.	延	()	口	2.	未設置
平成 20 年度	1. 延	()	回	2.	未設置	1.	延	()	П	2.	未設置
平成 21 年 4~9 月	1. 延	()	口	2.	未設置	1.	延	()	口	2.	未設置

(6) 都道府県自立支援協議会の事務局の人員体制を記入してください。

所属		専従	兼務		
都道府県行政	()人	()人	
市町村行政	()人	()人	
相談支援事業者	()人	()人	
その他障害福祉サービス提供事業者	()人	()人	
その他	()人	()人	

(7) 都道府県自立支援協議会の運営経費(予算・決算として計上している金額)を年度ごとに記入してください(0円の場合は0円と記入してください)。

			金額	
平成 18 年度実績	1. () 円	2. 未設置	
平成 19 年度実績	1. () 円	2. 未設置	
平成 20 年度実績	1. () 円	2. 未設置	
平成 21 年度予算	1. () 円	2. 未設置	

- 2. 都道府県下の地域自立支援協議会の状況についてお聞きします。
 - (1) 地域自立支援協議会の設置状況を記入してください。

	全体数	地域自立支援協議会の設置状況					
圏域	1. () 圏域 2. 圏域設定なし	►【1 圏域設定ありの場合】 1. 圏域単位で地域自立支援協議会を設置している					
市町村	() 市町村	 市町村単独で地域自立支援協議会を設置している → () 市町村 都道府県が設定した圏域とは異なる複数市町村で地域自立 支援協議会を共同設置している→ () 市町村 					

(2)	地域自立支援協議会の運営について.	都道府県はどの程度把握していますか	_
\ - /			0

- 1. <u>全て</u>の地域自立支援協議会について、<u>都道府県として主体的に</u>、具体的な運営の内容を把握している
- 2. <u>一部</u>の地域自立支援協議会について、<u>都道府県として主体的に</u>、具体的な運営の内容まで把握している
- 3. 市町村・圏域からの報告があった場合等に具体的な運営の内容まで把握している
- 4. 地域自立支援協議会の状況については、特に把握していない
- 5. その他 (

→【1・2都道府県として主体的に把握している場合】

①具体的にどのように内容を把握していま	ますか。(職員体制、	具体的な方法	(訪問、	来庁、	電話
書面報告等)、頻度、具体的に把握してい	る内容等)				

(3) 地域自立支援協議会の運営について、都道府県はどのような支援を行っていますか。

- 1. 市町村に対して国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供している
- 2. 上記以外に、都道府県と市町村の間で定期的・日常的に障害関連施策に関する協議・情報交換を行う機会を設けている
- 3. 近隣市町村が相互に協力・連携しながら障害関連施策を推進できるよう情報ネットワークを整備したり、市町村の担当者会議を開催したりしている
- 4. 市町村が関連部局の下で、障害関連施策を一体的・総合的に推進できるよう、教育、就労、住 宅等の関連分野の施策との相互調整を図っている
- 5. 市町村単独では対応できない広域的な課題について市町村間の調整を図っている
- 6. 市町村の障害関連施策の推進に対して、アドバイザーを派遣する等、人的な支援を行っている
- 7. 市町村の障害関連施策の推進に対して、財政的な支援を行っている
- 8. その他 ()

	て、障害関連施策の主管部署ではどの程度重要と
3. 都道府県内部における障害関連施策の一体的・総合的な推進についてお聞きします。	(1) 以下のような分野で障害関連施策を都道府県内部の関係各課が一体的・総合的に推進することについて、

っていますか。連携・相互調整がとられている場合、その具体的な内容(検討されているテーマ等)やそのことによる効果を記入してください。 これらの分野について都道府県内部の関係各課が施策を一体的・総合的に推進するにあたっての課題があればできるだけ具体的に記入してくた	調整が 道府県P	とられても部の問	ている 関係各語	場合、 課が施う	その具体 育を一体	k的なP k的・総	内容(横 %合的C	ていますか。連携・相互調整がとられている場合、その具体的な内容(検討されているテーマ等)やそのことによる効果を記入してください。 これらの分野について都道府県内部の関係各課が施策を一体的・総合的に推進するにあたっての課題があればできるだけ具体的に記入してください。	○そのことによる効果を記♪ 動があればできるだけ具体的	くしてください。 タイに記入してください。
	連携	連携等の重要	要性	会議	会議を通じた連携等の有無	重携等の	有無	【会議を通じた連携等をしている場合】	等をしている場合】	
分野	- Kもら	2 御順	m <103	- 会で協議 自立支援協議	協議 2 会の部会等で自立支援協議	8 体で協議 その他の会議	いない 4 議は実施して会議体での協	4 具体的に連携・相互調整	連携・相互調整による効果 (実現した成果、新レく開発され たサービス等)	連携・相互調整の課題
1. 身体障害	-	8	ю	-	8	ю	4			
2. 知的障害	-	8	ю	-	8	ю	4			
3. 精神障害	+	8	е	-	8	ო	4			
4. 障害児	-	8	8	-	2	ო	4			
5. 発達障害	-	2	ဗ	-	8	ო	4			
6. 重心等の重複障害	-	2	ю	-	2	ო	4			
7. 高齢者介護・福祉	-	2	ဗ	-	2	ю	4			

	連携	連携等の重要	5年	会議為	会議を通じた連携等の有無	携等の名	有無	【会議を通じた連携等をしている場合】	等をしている場合】	
分野	- KWS	2 細煙		- 会で協議- 自立支援協議	協議 2 会の部会等で自立支援協議	の その他の会議した。	いない 4 議は実施して 会議体での協	4 具体的に連携・相互調整 い議会しているテーマ・内容、連携して なけ議 いる部局等 がでは 議 ※3その他の会議体で協議して 他でいる場合は、その名称も記載して しのいる場合は、その名称も記載して に の	連携・相互調整による効果 (実現した成果、新しく開発され たサービス等)	連携・相互調整の課題
8. 児童福祉・母子保健	-	0	м	-	8	ო	4			
9. 保健・医療		0	ო	-	8	ო	4			
10. 教育・生涯学習	-	Ø	ო	F	8	ო	4			
11. 就労支援	-	N	ო	-	8	ო	4			
12. 生きがいづくり・社会参加	-	N	ღ	-	8	ო	4			
13. 住居の確保	-	8	ю	-	8	ю	4			
14. 地域移行、退院促進	=	8	က	<u></u>	8	က	4			
15.相談支援事業者の人材 育成	-	2	ო	F	2	ო	4			
16. その他障害福祉サービ ス事業者の人材育成	-	N	ю	-	N	ო	4			

	連携	連携等の重要性	更性	会議	会議を通じた連携等の有無	護等の	有無	【会議を通じた連携等をしている場合】	等をしている場合】	
	-	2	8	-	2	6	4			
分野	(7.51 (2.5)	7 神ূ	o < 10≤	自立支援協議	自立支援協議	その也の会議	いない * 譲は実施して会議体での協	# 具体的に連携・相互調整 議会しているテーマ・内容、連携して は議 いる部局等 実体※3その他の会議体で協議して 施でいる場合は、その名称も記載して しの	連携・相互調整による効果 (実現した成果、新しく開発され たサービス等)	連携・相互調整の課題
17. 障害者への情報提供・相 談体制	-	8	ю	-	8	ю	4			
18. 苦情処理・解決、福祉サービス評価	-	8	ю	-	2	ю	4			
19. ボランティア活動	-	8	က	+	2	ဗ	4			
20. 新しい福祉サービスの 創発	-	8	ю	-	8	ю	4			
21. 福祉の拠点作り・まちづ くり	-	2	ဗ	1	2	က	4			
22. 障害に関する一般への 普及・啓発	· - /2	8	ဇ	٠	2	ю	4			
23. 災害時対応・防災	-	2	8	+	2	ю	4			
24. 市町村行政への支援	1	8	8	+	2	က	4			
25. 広域的対応が求められる課題	-	2	ო	-	2	ო	4			

4. 者	『道府県自立支援協議会の運営、	都道府県下の地域自	立支援協議会の立ち	上げ・運営支援、	都道府県内部
にお	ける障害関連施策の一致的・総	合的な推進について、	貴都道府県で工夫し	していること・効果	、困っている
こと	・課題等、今回の連絡会議で他	の都道府県担当者と意	見交換、情報共有し	たいことについて	、できるだけ
具体	的に記入してください。				

工夫していること・効果	
困っていること・課題	
その他自由意見	

【自立支援協議会のあり方についての調査研究事業 調査研究委員会】

委員長 福岡 寿(社会福祉法人高水福祉会 北信圏域障害者生活支援センター 所長) (第2章第4節、第4章第4節、第5章)

委 員 朝井めぐみ(中野区保健福祉部 副参事(障害福祉担当)) (第3章第2節)

> 上原 吉人(静岡県厚生部障害者支援局障害者政策室 主査) (第2章第2節、第4章第2節)

> 門屋 充郎 (NPO法人十勝障がい者支援センター 理事長) (第2章第1節、第4章第1節)

菊本 圭一(社会福祉法人ともいき会 ハートポートセンターともいき 副施設長) (第2章第5節、第3章第3節)

高森 裕子 (株式会社三菱総合研究所 研究員) (第1章、第3章第4節)

中島 秀夫(滋賀県障害者自立支援協議会 事務局長) (第2章第3節、第3章第1節、第4章第3節)

野中 猛(日本福祉大学 社会福祉学部 教授)

オブザーバー

稲葉 好晴 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 課長補佐)

高原 伸幸 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害福祉専門官)

松山 政司 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 相談支援係長)

中村 光輝 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 相談支援係)

富樫 大輔(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 相談支援係)

事務局

若山 浩彦(全国身体障害者総合福祉センター 戸山サンライズ 養成研修課長)

岩本 直人(全国身体障害者総合福祉センター 戸山サンライズ 養成研修課係長)

廣田 清志 (全国身体障害者総合福祉センター 戸山サンライズ 養成研修課主事)

自立支援協議会のあり方を探る

発 行 日 2010年3月25日

企画・編集 自立支援協議会のあり方についての調査研究事業 調査研究委員会

発行責任者 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

会長 金田 一郎

発 行 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

Tel. 03-3204-3611 Fax. 03-3232-3621

URL http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm

E-mail kensyu@abox3.so-net.ne.jp

印刷・製本 株式会社ABCインターナショナル

本書は、平成21年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業の補助を受けて発行されました。

